

R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

[illegible]

徳島県県土整備部高規格道路課							●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-00	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 表紙・図面リスト	●縮尺 —		

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

2. 工事場所

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池

3. 建物概要

建物名称	渦の道
構造・規模	鉄骨造 地上1階
敷地面積	26,040.55(m ²)
施工面積	100.56(m ²)
消防法施行例別表第1の区分	ー

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	自転車道新設に伴う既存施設 渦の道の通路拡幅等の工事

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 1 日間
- 観測地点:環境省が公表する四国地方,徳島, 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方,徳島, 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 営備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、営備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事に用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴あけにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴あけ墨出しや既存鉄筋状況マーキング(必要に応じ電線管等位置を含む)を行い監督員の確認を受け施工すること。
- 受注者は、桁外面作業者の可動範囲について確認を行うこと。施工に際して万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプロックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながら直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価財と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのOPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出圖書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出圖書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与（ あり **なし** ）
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - その場合の分析方法は、JIS A 1481-Iによること。
 - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へ結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「コプリス・プラス」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の地質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工程別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
 - 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
 - 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- | |
|---|
| 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) <ul style="list-style-type: none">・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品・徳島県内の工場で加工、製造された製品 (注) <ul style="list-style-type: none">・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。・県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 |
|---|
- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工程別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工程別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
 - ⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の第6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
 - ⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
 - ⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－ブチル及びフタル酸ジ－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什置等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當番課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及びび型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

工事名： R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分私検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・工事写真(電子データ2部)
 - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

工事名： R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を製表・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件
施工条件は次による。
- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者との協議により行い、施設管理者の要望がある場合には、作業の中止を行う場合がある。
 - ③ 本工事においては、原則下記時間内で行うこととし、下記の時間外における作業は施設管理者と協議の上決定すること。
 - ・夏季(3月～9月) 9:00～18:00
 - ・GWと夏休み期間 8:00～19:00
 - ・冬季(10月～2月) 9:00～17:00鉄骨材料等の搬入作業に関しては上記時間外に行っても良いが、施設の利用時間内の作業は避けること。
 - ④ 前面道路は利用者動線も兼ねるため、原則9時までに仮設材、建築資材の搬入を行うこと。
 - ⑤ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等
工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ **無**)
- 備品等名称 :
保管場所 :
注意事項 :

3. 交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適切な場所に 200 日間配置すること。
- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ **義務付けられていない**)
 - ② 警備員は、延 460 人 (昼 460 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人) を見込んでいる。
 - ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者 (当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。) も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料 (勤務伝票の写し) とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理
発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.5	640	t
コンクリート (有筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.5	640	t
金属 (処分)	(株)後藤商店		徳島市昭和町8丁目27 徳島市昭和町8丁目27	26.7	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.7	5,640	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5. 有価材の処理
- ① 有価材 (**鉄骨・軽量鉄骨** ・ アルミサッシ ・ **スチールサッシ**)
 - ② 古物商で適切に処理すること。

6. 技能士の適用
- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
 - ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
 - ③ 技能士は、適用する工事で作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
 - ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
 - ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	○ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認
着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。
2. ベンチマーク
設計GLの設定は、TP(41.064)を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等
- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
 - ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場
- ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 1.8m以下、鉛直方向: 4.0m以下)
 - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場
- ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 2.0m以下、鉛直方向: 2.4m以下)
- ⑥ ゲート(有 ・ **無** 図示の通り)
- ⑦ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑧ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑨ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときば、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑩ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。
- ⑪ その他

4. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: 単管地下側面シート貼り)
 - ③ 仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ **C種**)とする。

5. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は(設ける (面積 m2程度) ・ **設けない**)
 - ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - 2) ゴム長靴、雨がつば、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - 3) 請負加入電話の子機
 - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - 5) ファクシミリ他

6. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用(出来る ・ **出来ない**)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
 - ② 既存水利用(出来る ・ **出来ない**)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、(**下記の場所に** ・ 用意していないので業者にて)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

工事車両駐車場:アンカレイジ横の本四用地

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、（ 下記の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

工事車両駐車場:アンカレイジ横の本四用地
資材置き場:上記の他、渦の道エントランス外、増築トイレ前など
現場事務所用地:なし(本四トンネル入口横を営繕工事で借りた実績あり)
いずれにしても、本四高速と要調整
② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

1. 一般事項

- ① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
② 降雨等に対する養生方法は、（ 上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（ ） ）とする。

2. シーリング

- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ 行わない ）。
⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ）を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

種類及び施工箇所						
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系		金属～ガラス		幅/深さ5	簡易
MS-2	変成シリコーン		金属～金属		幅/深さ10	簡易
PS-2	ポリサルファイド系		コンクリート～打継目地 コンクリート～石、タイル タイル～タイル(伸縮調整目地)		幅20、深さ10 幅/深さ10 幅/深さ10	簡易 簡易 簡易
MS-2	変成シリコーン		金属～コンクリート		幅/深さ10	簡易

3. とい

- ① といの材種（ ステンレス銅板 ）
② 防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
③ たてどい受金物の取付けは図示する。
④ ルーフドレンの取付けは図示する。

4. 防水保証

- ① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章 建具改修工事

1. 一般事項

- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
② 建具の前風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。
⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
⑥ 防火戸の指定は建具表による。
⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 鋼製建具

耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理
S-6	A-3	W-1	-	-	-	屋外階段	珩素焼付塗装

- ① 防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。
② 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。
なお、あらかじめん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。
③ 簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。
④ 鋼板類の厚さは、建具表による。
⑤ 製造所:評価名簿による。

3. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
⑦ マスターキーは、製作する（ 3 組）。 その他の鍵の制作本数は（ 組）

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

5章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 合成樹脂塗床

施 工 箇 所	材 質	仕上げの種類	備 考
拡幅床板	ウレタン樹脂モルタル	防滑仕上	

- ① ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
② 以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。
・ 室内空気中化学物質の室内濃度指針値について(H31.1.17薬生発0117第1号)における13物質
・ 学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号、令和6年3月29日告示第54号一部改正)第1の1の(8)ア～カの6物質

3. せっこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井						
化粧せっこうボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品							
化粧せっこうボード杉板目プリント JIS A 6901の規格品							
吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品	壁 天井						
無機繊維強化 せっこうボード JIS A 6901の規格品							
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品							
ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品							
グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品	壁 天井						
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品							
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品							
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁(接統部) 天井(接統部)	突付け	10	不燃材	スバート処理ビス	L-50×50×5 □-40×40×2.0	785(N) 882.5以上張り
化粧けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	突付け	5	不燃材	スバート処理ビス	□-40×40×2.0	785(N) 882.5以上張り
火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品							
普通合板 農林省告示第233号							
天然木化粧合板 農林省告示第233号							
特殊加工化粧板 農林省告示第233号							
難燃合板 農林省告示第1869号							
その他							

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 耐候性塗料塗り(DP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備 考
亜鉛アルミ合金めっき面	A種	A種	B種	1級	

7章 環境配慮(グリーン)改修工事

- I アスベスト含有建材の処理工事
1. 一般事項
- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- ② 石綿はく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
- ③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ **行わない**)。
- 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法 第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を()部作成し監督員に提出すること。
 - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
- ④ 施工計画
- (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
- (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

8章 鉄筋工事

1. 材料
- | 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) |
|------------|-------------|--------|---------|
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD295A | D10～D16 |
| | | | |
| | | | |
2. 材料試験
- 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
3. 鉄筋の継手及び定着
- ① 鉄筋の継手は(**重ね継手** ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- ② 鉄筋の継手の位置は図示による。
- ③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- ④ 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。
- ⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。
- ⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- ⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階空間を除く。
- ⑧ 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。
- ⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節―基礎及び基礎梁の配筋]～[7節―梁貫通孔その他配筋]による。
5. 帯筋
- 形の種別は構造図による。
6. 配筋検査
- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。
7. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)
- ① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- ③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- ④ 施工確認試験を(行う ・ **行わない**)。確認強度()kN 試験方法は標仕14.1.3(Ⅰ)による。
- ⑤ あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ **接着系アンカー**)とする。
- 接着系アンカー
 - 引張耐力(12.1kN)とする。
 - せん断耐力(17.4kN)とする。
 - アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

9章 コンクリート工事

1. 一般事項
- ① コンクリートの種別
- I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - Ⅱ 類(JIS A 5308への適合したコンクリート)
- ② 設計基準強度
- | コンクリートの種類 | 設計基準強度
F _c (N/mm2) | 調合管理強度
F _n (N/mm2) | スラブ
(cm) | 強度試験の
有無 | 種別 | 気乾単位容積
重量 (t/m3) | 適用箇所 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------|-------------|-------------|----|---------------------|------|
| 普通 | 24 | 24+S | 15 | 有 | N | 2.3 | 基礎 |
| 普通 | 21 | 21+S | 15 | 有 | N | 2.3 | 床板 |
| | | | | | | | |
- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
- なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
- 第4週強度確認
 - 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
- ⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について
- 単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
 - 単位水量の測定は、150mに1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
 - 単位水量を含む調合条件は、標仕による。
 - 単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。
- | 計画調合書の設計値との比較値 | 施工方法 |
|----------------|---|
| ±15kg/m以内 | そのまま施工 |
| ±15～±20kg/mの間 | 水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
| ±20kg/mを超える | 生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/m以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
- ※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。
- 単位水量管理についての記録は書面(計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等)と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。
2. コンクリートの仕上がり
- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ **B** ・ C)種とする。
- ③ コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。
3. 普通コンクリート
- ① セメントの種類は、(**普通ポルトランドセメント** ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
- 高炉セメントB種適用箇所()
 - フライアッシュセメントB種適用箇所()
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッカルスラグ使用(できる ・ **できない**)。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試験りは(行う ・ **行わない**)。
- ⑦ 所要空気量は4.5±1.5%とする。
- ⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
- 1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
- アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。
- 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
- JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
- 3) 安全と認められる骨材の使用
- 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
- 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- ⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。
4. レディミクストコンクリート工場の指定
- 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。
5. 型枠
- ① 型枠は、(県産木製型枠 ・ **合板** ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。
- | 型枠の種類 | 仕上り種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 |
|---------------|-------|-------|-------|------|------|
| 標仕6.8.2(2)(イ) | C種 | なし | 型枠用合板 | 12mm | 基礎 |
- ② スリーブの材種()
- ③ 打ち放し仕上りの打ち増し厚さは(20)mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上りのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より 2mm程度、引込める。
- 10章 鉄骨工事
1. 一般事項
- ① 製作工場は、国土交通大臣の認定による(H)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く ・ **置かなくともよい**)
- ③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。
2. 材料
- ① 鋼材は次による。
- | 種類の記号 | 規格番号・規格名称等 | 適用箇所 |
|----------|------------|--------------|
| SS400 | JIS G 3101 | 大梁、小梁 |
| SN400B,C | JIS G 3136 | 柱、大梁、ダイアフラム等 |
| STKR400 | JIS G 3466 | 柱 |
- ② 高力ボルトは、(JIS形高力ボルト ・ トルシナ形高力ボルト2種 ・ **溶融垂鉛アルミニウム合金めっき高力ボルト**)とする。
- 径及び使用箇所は図示による。
- | 規格番号等 | 規格名称等 | セットの種類 |
|-----------------|----------------------|----------|
| 建築基準法に基づき指定又は認定 | トルシナ形高力ボルト | JSSⅡ 09 |
| JIS B 1186 | JIS形高力ボルト | 2種(F10T) |
| 建築基準法に基づき指定又は認定 | 溶融垂鉛アルミニウム合金めっき高力ボルト | F8T相当 |
- ③ 普通ボルト及びナットの材料等は(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ **JIS本体規格品(ISO規格)**)とする。
- 径は、(M8)とし、使用箇所は図示による。
- ④ 構造用アンカーボルトの材質は(**ABR400** ・ ABR490)とする。

- ⑤ 溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。
- ⑥ 床構造用のデッキプレート
- 材質（ SDP1T ・ SDP2 ・ SDP3 ・ SDP1TG ・ **SDP2TG** ）
 - 形状及び寸法は図示による。
- ⑦ 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。
- セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
 - 混和材は、セメント系膨張材（酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
 - 砂、配合比等は、製造所の仕様による。
 - 無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表 7.2.5による。

3. 材料試験

- ① JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ② トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
- ③ 板厚方向の引張試験を（ 行う ・ **行わない** ）。

4. 工作一般

- ① 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
- ② 床書き現寸図は作成（ **する** ・ しない ）。
- ③ 鉄骨の製作精度は、 標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
- H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- ④ 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 仮組を（ **実施する** ・ 実施しない ）。

5. 高力ボルト接合

- ① すべり係数試験は（ 行う ・ **行わない** ）。ただし、溶融亜鉛アルミ合金めっき工法の場合は、「12. 溶融亜鉛アルミ合金めっき工法」によるものとする。
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
- 表面粗度測定機による測定
 - ブラスト機器の性能表による確認
 - スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
- 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ 行う ・ 行わない ）。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
- ⑥ 締付け施工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け施工法の確認〕に準じる。
- ⑦ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- ⑧ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(3)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合

- ① 普通ボルトの戻止めは（ **二重ナット** ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ）による。
- ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
- ② 普通ボルトの座金は（ JIS B 1256 ・ ）による。

7. 溶接接合

- ① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
- ② 溶接技能者に対して、技量付加試験を（ 行う ・ **行わない** ）。
- ③ 開先の形状は構造図による。
- ④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。
- ⑤ スカラップの形状は、図示による。
- ⑥ 鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ **行わない** ）。行う場合は図示による。
- ⑦ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。
- なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
- ⑧ 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。
- ⑨ 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
- 試験を行う場合の平均出検品質限界（AOQL）は（ 2.50% ・ **4%** ）とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	全箇所		第6水準

8. スタッド溶接及びデッキプレート溶接

- ① デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、（ アークスポット溶接 ・ 隅肉溶接 ・ **焼抜き栓溶接** ）による。
- ② スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承諾を得ること。

9. 錆止め塗装

- ① 見えがかり部材は溶融亜鉛アルミニウム合金めっきとする。
- ② 素地ごしえは、標仕 表 18.2.2（ **A** ・ B ・ C ）種とする。※A種及びB種は製作工場で行うものとする。
- ③ 塗料種別
- 鉄面 標準仕様書 表 18.3.1の（ **A** ・ B ）種
 - 亜鉛めっき面 標準仕様書 表 18.3.2の（ A ・ **B** ・ C ）種
- ④ 塗料塗り種別
- 鉄面 標準仕様書 表 18.3.3の（ **A** ・ B ）種 （工場1回＋工場又は現場1回）
 - 亜鉛めっき面 標準仕様書 表 18.3.5の（ A ・ **B** ・ C ）種 （製造所1回＋現場1回）

10. 工事現場施工

- ① 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書－6. 鉄骨工事付則－6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
- 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
 - 軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- ② 建方用アンカーボルトを（ 使用する ・ **使用しない** ）。
- ③ 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
- ④ 構造用アンカーボルトを（ **使用する** ・ 使用しない ）。
- ⑤ 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。

- ⑥ アンカーボルトの保持及び埋込み工法は（ A ・ **B** ）種とする。
- ⑦ 柱底均しモルタル工法は（ **A** ・ B ）種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

11. 軽量形鋼構造

- ① 普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。
- ② 形鋼、鋼板類の垂鉛めっきは、標仕 表 14.2.2による。

12. 溶融亜鉛アルミ合金めっき工法

- ① 摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ **リン酸塩処理** ）とする。
- ② プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50 μ mRz以上の確認を行う。
- ③ リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。
- ④ すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
13章 屋根及びとい工事

1. 一般事項
- ① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
- ② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
- ③ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(60)m/s 地表面粗度区分(I ・ **Ⅱ** ・ Ⅲ ・ Ⅳ)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)

2. 長尺金属板葺き
- ① 屋根葺き形式 ・ 立て平葺(一文字葺き ・ ひし形葺き)
・ 心木なし瓦棒葺
○ 横段葺 オープンジョイント工法平滑葺
・ その他()

② 材料

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	銅板の厚さ(mm)	めっき付着量	塗装の耐久性の種類	下葺材料
148-MX0区間	アルミニウム	JIS H 4000	1.0		フッ素焼付塗装	改質アスファルトルーフィング 22kg

③ 工法

施工箇所	葺板の寸法	下地	留付け方法
148-MX0区間	図示のとおり	硬質木片セメント t=12+12	

横葺の場合のけらばは(つかみ込み納め ・ **けらば包み納め**)とする。

- ④ 指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。
- ⑤ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

3. とい
- ① 内樋の材種(ステンレス銅板) 厚み(2.0mm)
- ② 内樋のとい受け金物 形状(FB30×3) 取付間隔(455mm)
- ③ 防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕表13.5.3による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件
施工条件は次による。
- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者との協議により行い、施設管理者の要望がある場合には、作業の中止を行う場合がある。
 - ③ 本工事においては、原則下記時間内で行うこととし、下記の時間外における作業は施設管理者と協議の上決定すること。
 - ・夏季(3月～9月) 9:00～18:00
 - ・GWと夏休み期間 8:00～19:00
 - ・冬季(10月～2月) 9:00～17:00鉄骨材料等の搬入作業に関しては上記時間外に行っても良いが、施設の利用時間内の作業は避けること。
 - ④ 前面道路は利用者動線も兼ねるため、原則9時までに仮設材、建築資材の搬入を行うこと。
 - ⑤ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等
工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ **無**)
- 備品等名称 :
保管場所 :
注意事項 :

3. 交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適切な場所に 200 日間配置すること。
- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ **義務付けられていない**)
 - ② 警備員は、延 460 人 (昼 460 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人) を見込んでいる。
 - ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者 (当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。) も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料 (勤務伝票の写し) とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理
発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.5	640	t
コンクリート (有筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.5	640	t
金属 (処分)	(株)後藤商店		徳島市昭和町8丁目27 徳島市昭和町8丁目27	26.7	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.7	5,640	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
 - ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
 - ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
 - ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
5. 有価材の処理
- ① 有価材 (**鉄骨・軽量鉄骨** ・ アルミサッシ ・ **スチールサッシ**)
 - ② 古物商で適切に処理すること。
6. 技能士の適用
- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
 - ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
 - ③ 技能士は、適用する工事で作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
 - ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
 - ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業

タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	○ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認
着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。
2. ベンチマーク
設計GLの設定は、TP(41.064)を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等
- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
 - ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場
- ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 1.8m以下、鉛直方向: 4.0m以下)
 - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場
- ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 2.0m以下、鉛直方向: 2.4m以下)
- ⑥ ゲート(有 ・ **無** 図示の通り)
- ⑦ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑧ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑨ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときば、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑩ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。
- ⑪ その他

4. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: 単管地下側面シート貼り)
 - ③ 仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ **C種**)とする。

5. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は(設ける (面積 m2程度) ・ **設けない**)
 - ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - 2) ゴム長靴、雨がつば、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - 3) 請負加入電話の子機
 - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - 5) ファクシミリ他

6. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用(出来る ・ **出来ない**)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
 - ② 既存水利用(出来る ・ **出来ない**)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、(**下記の場所に** ・ 用意していないので業者にて)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

工事車両駐車場:アンカレイジ横の本四用地

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(下記の場所に ・ 用意していないので業者に () 設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

工事車両駐車場:アンカレイジ横の本四用地

資材置き場:上記の他、渦の道エントランス外、増築トイレ前など

現場事務所用地:なし(本四トンネル入口横を営繕工事で借りた実績あり)

いずれにしても、本四高速と要調整

- ② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

1. 一般事項

- ① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
② 降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他 ()) とする。

2. シーリング

- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。
⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系		金属～ガラス		幅/深さ5	簡易
MS-2	変成シリコーン		金属～金属		幅/深さ10	簡易
PS-2	ポリサルファイド系		コンクリート～打継目地 コンクリート～石、タイル タイル～タイル(伸縮調整目地)		幅20、深さ10 幅/深さ10 幅/深さ10	簡易 簡易 簡易
MS-2	変成シリコーン		金属～コンクリート		幅/深さ10	簡易

3. とい

- ① といの材種(ステンレス銅板)
② 防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
③ たてどい受金物の取付けは図示する。
④ ルーフドレンの取付けは図示する。

4. 防水保証

- ① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3 ・ 5 ・ 7 ・ 10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章 建具改修工事

1. 一般事項

- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
② 建具の前風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。
⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
⑥ 防火戸の指定は建具表による。
⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 鋼製建具

耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理
S-6	A-3	W-1	-	-	-	屋外階段	珞素焼付塗装

- ① 防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。
② 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。
なお、あらかじめん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。
③ 簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。
④ 鋼板類の厚さは、建具表による。
⑤ 製造所:評価名簿による。

3. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
⑦ マスターキーは、製作する (3 組)。 その他の鍵の制作本数は (組)

工事名：R 7 高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

5章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 合成樹脂塗床

施 工 箇 所	材 質	仕上げの種類	備 考
拡幅床板	ウレタン樹脂モルタル	防滑仕上	

- ① ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
② 以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。
・ 室内空気中化学物質の室内濃度指針値について(H31.1.17薬生発0117第1号)における13物質
・ 学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号、令和6年3月29日告示第54号一部改正)第1の1の(8)ア～カの6物質

3. せっこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井						
化粧せっこうボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品							
化粧せっこうボード杉板目プリント JIS A 6901の規格品							
吸音穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品	壁 天井						
無機繊維強化 せっこうボード JIS A 6901の規格品							
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品							
ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品							
グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品	壁 天井						
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品							
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品							
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁(接統部) 天井(接統部)	突付け 突付け	10 10	不燃材 不燃材	スバート処理ビス スバート処理ビス	L-50×50×5 □-40×40×2.0	785(N) 882.5以上張り 785(N) 882.5以上張り
化粧けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	突付け	5	不燃材	スバート処理ビス	□-40×40×2.0	
火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品							
普通合板 農林省告示第233号							
天然木化粧合板 農林省告示第233号							
特殊加工化粧板 農林省告示第233号							
難燃合板 農林省告示第1869号							
その他							

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 耐候性塗料塗り(DP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備 考
亜鉛アルミ合金めっき面	A種	A種	B種	1級	

7章 環境配慮(グリーン)改修工事

- I アスベスト含有建材の処理工事
1. 一般事項
- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- ② 石綿はく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
- ③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ **行わない**)。
- 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法 第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を()部作成し監督員に提出すること。
 - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
- ④ 施工計画
- (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
- (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

8章 鉄筋工事

1. 材料
- | 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) |
|------------|-------------|--------|---------|
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD295A | D10～D16 |
| | | | |
| | | | |
2. 材料試験
- 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
3. 鉄筋の継手及び定着
- ① 鉄筋の継手は(**重ね継手** ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- ② 鉄筋の継手の位置は図示による。
- ③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- ④ 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。
- ⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。
- ⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- ⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階空間を除く。
- ⑧ 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。
- ⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節―基礎及び基礎梁の配筋]～[7節―梁貫通孔その他配筋]による。
5. 帯筋
- 形の種別は構造図による。
6. 配筋検査
- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。
7. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)
- ① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- ③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- ④ 施工確認試験を(行う ・ **行わない**)。確認強度()kN 試験方法は標仕14.1.3(Ⅰ)による。
- ⑤ あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ **接着系アンカー**)とする。
- 接着系アンカー
 - 引張耐力(12.1kN)とする。
 - せん断耐力(17.4kN)とする。
 - アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

9章 コンクリート工事

1. 一般事項
- ① コンクリートの種別
- Ⅰ 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - Ⅱ 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)
- ② 設計基準強度
- | コンクリートの種類 | 設計基準強度
F _c (N/mm2) | 調合管理強度
F _n (N/mm2) | スラブ
(cm) | 強度試験の
有無 | 種別 | 気乾単位容積
重量 (t/m3) | 適用箇所 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------|-------------|-------------|----|---------------------|------|
| 普通 | 24 | 24+S | 15 | 有 | N | 2.3 | 基礎 |
| 普通 | 21 | 21+S | 15 | 有 | N | 2.3 | 床板 |
| | | | | | | | |
- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
- なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
- 第4週強度確認
 - 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
- ⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について
- 単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
 - 単位水量の測定は、150mに1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
 - 単位水量を含む調合条件は、標仕による。
 - 単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。
- | 計画調合書の設計値との比較値 | 施工方法 |
|----------------|---|
| ±15kg/m以内 | そのまま施工 |
| ±15～±20kg/mの間 | 水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
| ±20kg/mを超える | 生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/m以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
- ※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。
- 単位水量管理についての記録は書面(計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等)と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。

2. コンクリートの仕上がり
- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ **B** ・ C)種とする。
- ③ コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。
3. 普通コンクリート
- ① セメントの種類は、(**普通ポルトランドセメント** ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
- 高炉セメントB種適用箇所()
 - フライアッシュセメントB種適用箇所()
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッカルスラグ使用(できる ・ **できない**)。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試験りは(行う ・ **行わない**)。
- ⑦ 所要空気量は4.5±1.5%とする。
- ⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
- 1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
- アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。
- 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
- JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
- 3) 安全と認められる骨材の使用
- 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
- 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- ⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. レディミクストコンクリート工場の指定
- 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠
- ① 型枠は、(県産木製型枠 ・ **合板** ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。
- | 型枠の種類 | 仕上り種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 |
|---------------|-------|-------|-------|------|------|
| 標仕6.8.2(2)(イ) | C種 | なし | 型枠用合板 | 12mm | 基礎 |
- ② スリーブの材種()
- ③ 打ち放し仕上りの打ち増し厚さは(20)mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上りのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より 2mm程度、引込める。

10章 鉄骨工事

1. 一般事項
- ① 製作工場は、国土交通大臣の認定による(H)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く ・ **置かなくともよい**)
- ③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 材料
- ① 鋼材は次による。
- | 種類の記号 | 規格番号・規格名称等 | 適用箇所 |
|----------|------------|--------------|
| SS400 | JIS G 3101 | 大梁、小梁 |
| SN400B,C | JIS G 3136 | 柱、大梁、ダイアフラム等 |
| STKR400 | JIS G 3466 | 柱 |
- ② 高力ボルトは、(JIS形高力ボルト ・ トルシナ形高力ボルト2種 ・ **溶融垂鉛アルミニウム合金めっき高力ボルト**)とする。
- 径及び使用箇所は図示による。
- | 規格番号等 | 規格名称等 | セットの種類 |
|-----------------|----------------------|----------|
| 建築基準法に基づき指定又は認定 | トルシナ形高力ボルト | JSSⅡ 09 |
| JIS B 1186 | JIS形高力ボルト | 2種(F10T) |
| 建築基準法に基づき指定又は認定 | 溶融垂鉛アルミニウム合金めっき高力ボルト | F8T相当 |
- ③ 普通ボルト及びナットの材料等は(JIS付属品 (JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ **JIS本体規格品 (ISO規格)**)とする。
- 径は、(M8)とし、使用箇所は図示による。
- ④ 構造用アンカーボルトの材質は(**ABR400** ・ ABR490)とする。

- ⑤ 溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。
- ⑥ 床構造用のデッキプレート
- 材質（ SDP1T ・ SDP2 ・ SDP3 ・ SDP1TG ・ **SDP2TG** ）
 - 形状及び寸法は図示による。
- ⑦ 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。
- セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
 - 混和材は、セメント系膨張材（酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
 - 砂、配合比等は、製造所の仕様による。
 - 無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表 7.2.5による。

3. 材料試験

- ① JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ② トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
- ③ 板厚方向の引張試験を（ 行う ・ **行わない** ）。

4. 工作一般

- ① 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
- ② 床書き現寸図は作成（ **する** ・ しない ）。
- ③ 鉄骨の製作精度は、 標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- ④ 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 仮組を（ **実施する** ・ 実施しない ）。

5. 高力ボルト接合

- ① すべり係数試験は（ 行う ・ **行わない** ）。ただし、溶融亜鉛アルミ合金めっき工法の場合は、「12. 溶融亜鉛アルミ合金めっき工法」によるものとする。
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
- 表面粗度測定機による測定
 - ブラスト機器の性能表による確認
 - スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
- 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ 行う ・ 行わない ）。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
- ⑥ 締付け施工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け施工法の確認〕に準じる。
- ⑦ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- ⑧ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(3)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合

- ① 普通ボルトの戻止めは（ **二重ナット** ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ）による。
ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
- ② 普通ボルトの座金は（ JIS B 1256 ・ ）による。

7. 溶接接合

- ① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
- ② 溶接技能者に対して、技量付加試験を（ 行う ・ **行わない** ）。
- ③ 開先の形状は構造図による。
- ④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。
- ⑤ スカラップの形状は、図示による。
- ⑥ 鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ **行わない** ）。行う場合は図示による。
- ⑦ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。
なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
- ⑧ 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。
- ⑨ 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
試験を行う場合の平均出検品質限界（AOQL）は（ 2.50% ・ **4%** ）とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	全箇所		第6水準

8. スタッド溶接及びデッキプレート溶接

- ① デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、（ アークスポット溶接 ・ 隅肉溶接 ・ **焼抜き栓溶接** ）による。
- ② スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承諾を得ること。

9. 錆止め塗装

- ① 見えがかり部材は溶融亜鉛アルミニウム合金めっきとする。
- ② 素地ごしえは、標仕 表 18.2.2（ **A** ・ B ・ C ）種とする。※A種及びB種は製作工場で行うものとする。
- ③ 塗料種別
- 鉄面 標準仕様書 表 18.3.1の（ **A** ・ B ）種
 - 亜鉛めっき面 標準仕様書 表 18.3.2の（ A ・ **B** ・ C ）種
- ④ 塗料塗り種別
- 鉄面 標準仕様書 表 18.3.3の（ **A** ・ B ）種 （工場1回＋工場又は現場1回）
 - 亜鉛めっき面 標準仕様書 表 18.3.5の（ A ・ **B** ・ C ）種 （製造所1回＋現場1回）

10. 工事現場施工

- ① 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書－6. 鉄骨工事付則－6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
- 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
 - 軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- ② 建方用アンカーボルトを（ 使用する ・ **使用しない** ）。
- ③ 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
- ④ 構造用アンカーボルトを（ **使用する** ・ 使用しない ）。
- ⑤ 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。

- ⑥ アンカーボルトの保持及び埋込み工法は（ A ・ **B** ）種とする。
- ⑦ 柱底均しモルタル工法は（ **A** ・ B ）種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

11. 軽量形鋼構造

- ① 普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。
- ② 形鋼、鋼板類の垂鉛めっきは、標仕 表 14.2.2による。

12. 溶融亜鉛アルミ合金めっき工法

- ① 摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ **リン酸塩処理** ）とする。
- ② プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50 μ mRz以上の確認を行う。
- ③ リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。
- ④ すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
13章 屋根及びとい工事

1. 一般事項
- ① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
- ② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
- ③ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(60)m/s 地表面粗度区分(I ・ **Ⅱ** ・ Ⅲ ・ Ⅳ)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)

2. 長尺金属板葺き
- ① 屋根葺き形式 ・ 立て平葺(一文字葺き ・ ひし形葺き)
・ 心木なし瓦棒葺
○ 横段葺 オープンジョイント工法平滑葺
・ その他()

② 材料

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	銅板の厚さ(mm)	めっき付着量	塗装の耐久性の種類	下葺材料
148-MX0区間	アルミニウム	JIS H 4000	1.0		フッ素焼付塗装	改質アスファルトルーフィング 22kg

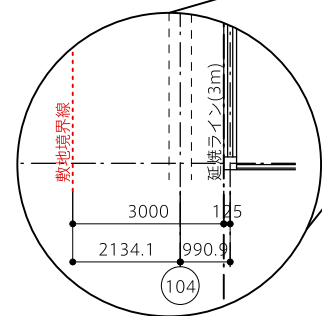
③ 工法

施工箇所	葺板の寸法	下地	留付け方法
148-MX0区間	図示のとおり	硬質木片セメント t=12+12	

横葺の場合のけらばは(つかみ込み納め ・ **けらば包み納め**)とする。

- ④ 指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。
- ⑤ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

3. とい
- ① 内樋の材種(ステンレス銅板) 厚み(2.0mm)
- ② 内樋のとい受け金物 形状(FB30×3) 取付間隔(455mm)
- ③ 防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕表13.5.3による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。



・敷地面積(①+②)
25857.1122+183.4401=26,040.5523→26,040.55m²



徳島県県土整備部高規格道路課							●工事名 R7 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-02	荻原雅史建築設計事務所 東京中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一般建築士事務所 東京都知事登録第5242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 敷地丈量図(1)	●縮尺 (A1用紙) 1/450 (A3用紙) 1/900		

	1			2			3			4			5			6			7			8			9			備考		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20			
工事契約	■																													
工事前準備				■																										
仮設・足場工事				■ 吊り足場設置						■ 仮設通路・仮足場・鉄骨フレーム設置												■ 仮設通路・足場撤去、伸縮部落下防止柵設置								
解体工事				■ ブラケット・既存手摺撤去						■ 既存屋根・支柱・フェンス撤去																				
躯体工事							■ 拡幅部支柱・基礎新設						■ 拡幅部床板設置						■ 拡幅部屋根設置											
建具工事																						■ 屋外階段扉設置								
屋根板金工事																			■											
外壁工事																■ 拡幅部フェンス設置														
塗装工事																			■											
金属工事																						■ 手摺設置								
内装工事																			■ 天井・壁設置											
舗装工事													■																	
屋外階段工事																						■								
電気工事(移設)				■ 既存ケーブルラック仮移設			■ 既存ケーブルラック移設																							
美装工事																									■					
立会検査																									■					

※工事完了後、任意の消防確認を受けること

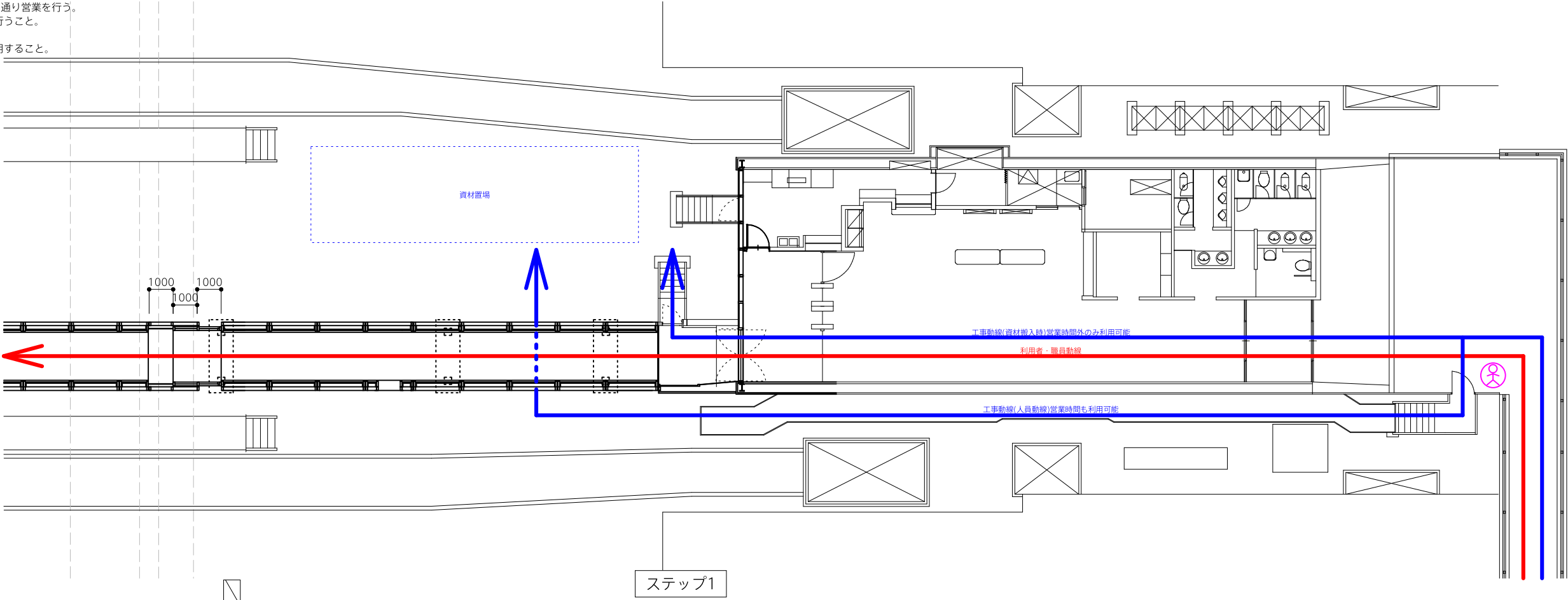
徳島県県土整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-04	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 概略工事工程表	●縮尺 —		

	STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
一般部				
手順	(1)あと施工アンカー・基礎配筋・アンカーボルト設置	(1)新規支柱設置	(1)仮設通路を設置	(1)拡幅床版デッキプレート設置
	(2)基礎コンクリート打設	(2)既存配管ラック仮移設場所から移設	(2)仮設足場設置、支柱倒れ留めを設置	(1)拡幅床版コンクリート打設
	(3)ブラケット撤去、既存配管ラック仮移設		(3)鉄骨フレーム設置	(3)樹脂モルタル舗装仕上
			(4)既存屋根、支柱、フェンス撤去	(4)フェンス設置

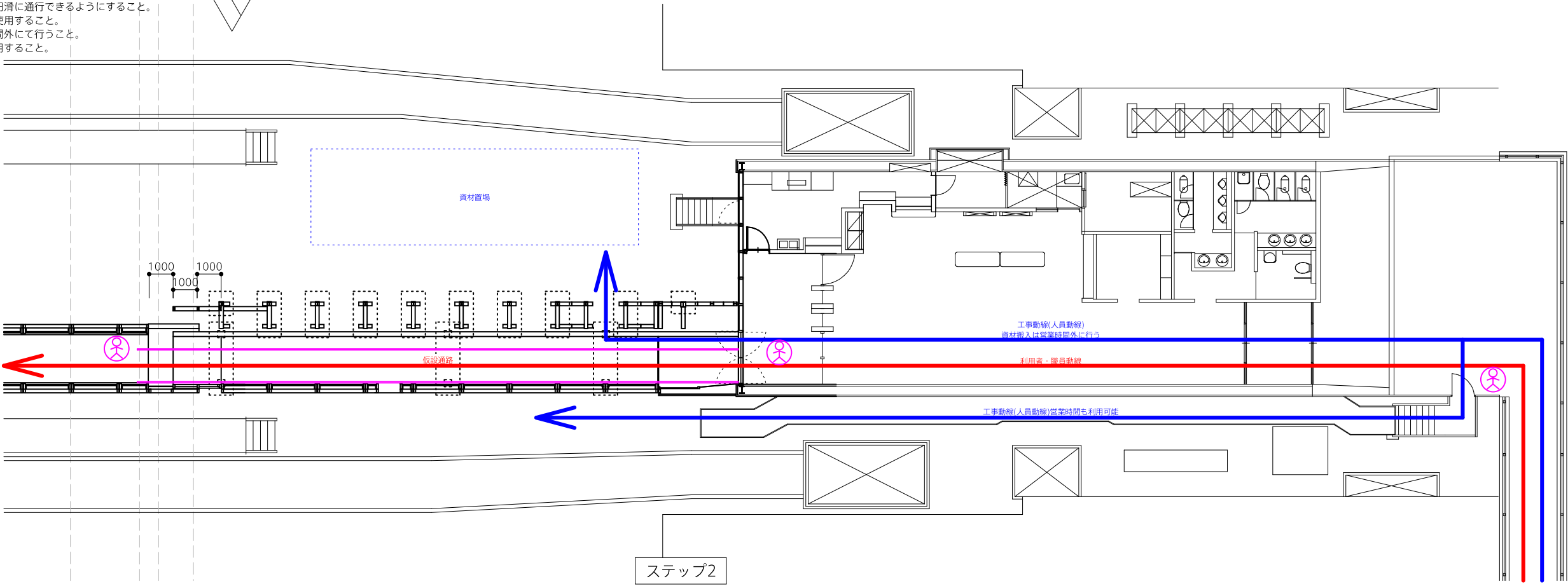
	STEP 5	STEP 6	STEP 7
一般部			
手順	(1)新規屋根設置	(1)伸縮部仮設通路撤去	(1)鉄骨フレーム、仮設足場撤去
	(2)新規手摺設置	(2)伸縮部仮設落下防止柵設置	(2)仮設通路撤去
		(5A海上部拡幅工事まで設置したままとする)	(3)手摺撤去(自転車道開通までは残すこと)
			完了

徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-05	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 施工ステップ図	●縮尺 (A1用紙) 1/75 (A3用紙) 1/150		

●拡幅部新規支柱設置工事中は 原則、渦の道は通常通り営業を行う。
既存待合室を経由しての搬入等は営業時間外にて行うこと。
また、作業員の出入りは避難通路を使用すること。
既存待合室横の外部スペースを資材置場として利用すること。



●拡幅部新規支柱設置後に仮設通路等を設置する。
仮設通路の両側に交通誘導員を配置し、利用者が円滑に通行できるようにすること。
作業員の出入りは避難通路もしくは既存待合室を使用すること。
ただし、既存待合室を経由しての搬入等は営業時間外にて行うこと。
既存待合室横の外部スペースを資材置場として利用すること。



凡例

↔

工事用動線

↔

利用者・職員動線

—

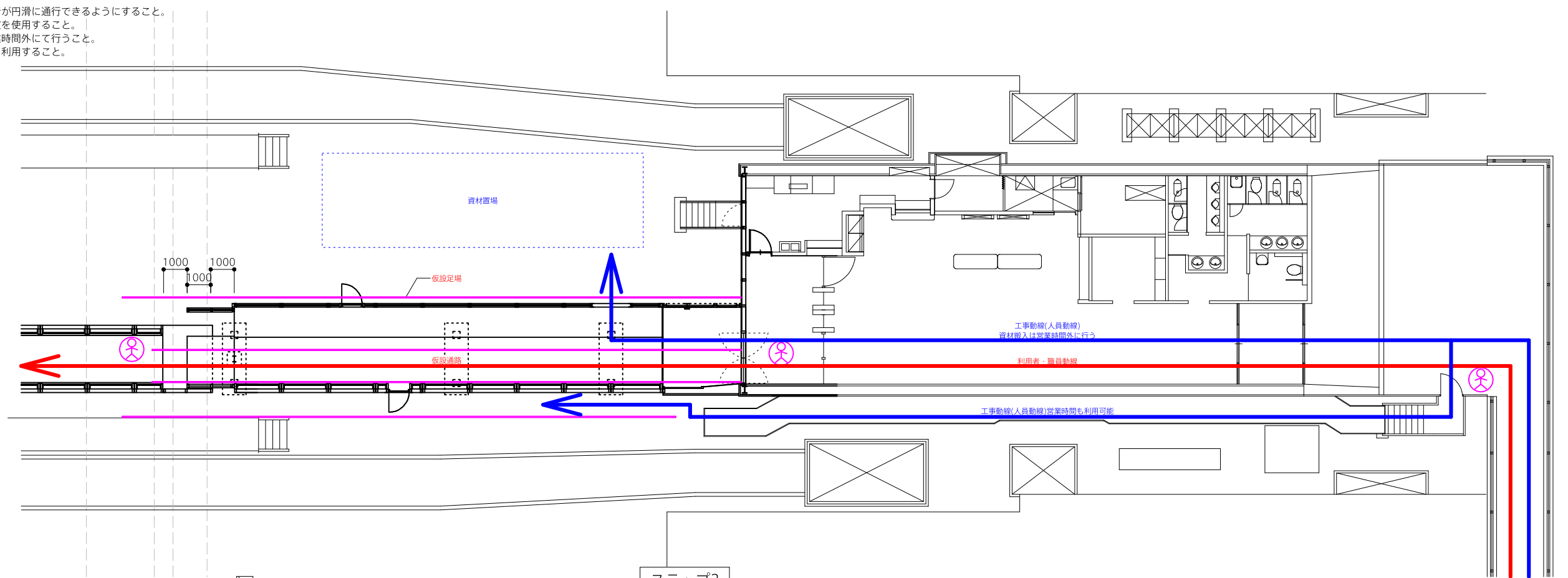
仮設足場・仮設通路

⊗

交通誘導員

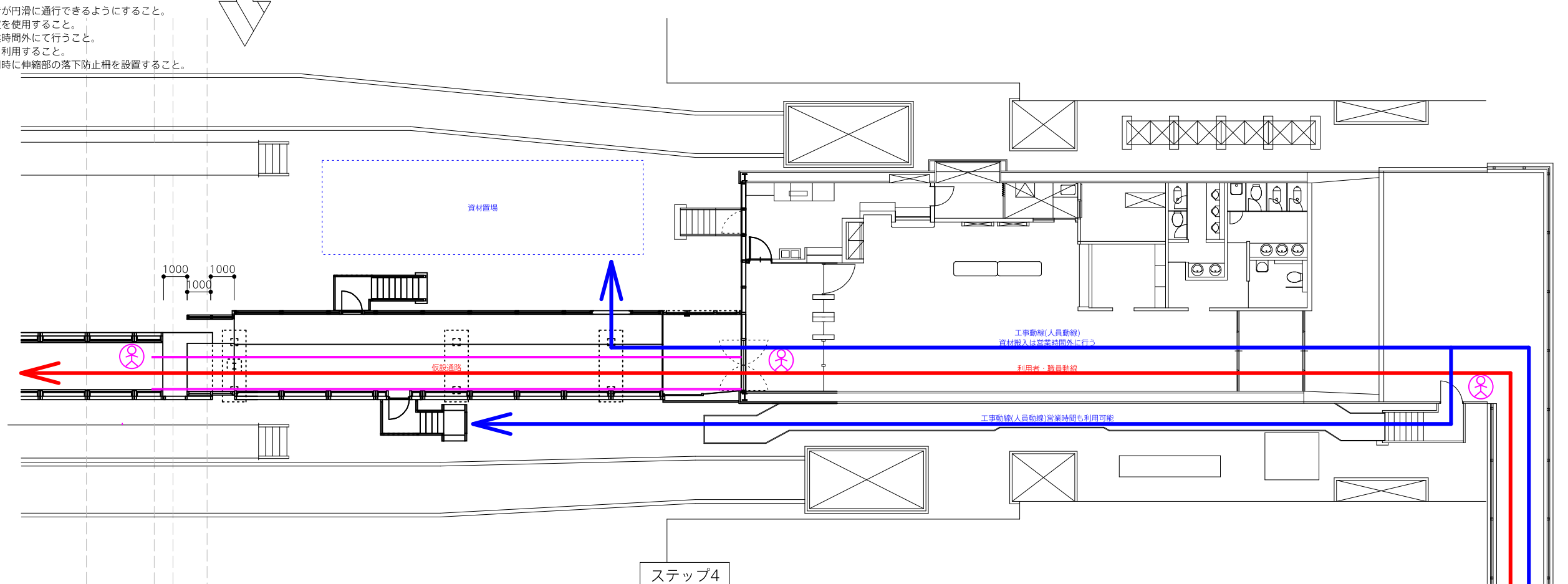
徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-07	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 動線図 (1)	●縮尺 1/200		

●仮設通路の両側に交通誘導員を配置し、利用者が円滑に通行できるようにすること。
作業員の出入りは避難通路もしくは既存待合室を使用すること。
ただし、既存待合室を経由しての搬入等は営業時間外に行うこと。
既存待合室横の外部スペースを資材置場として利用すること。



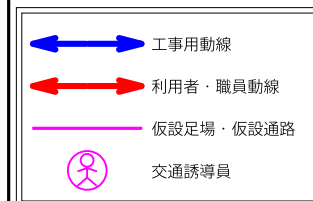
ステップ3

- 仮設通路の両側に交通誘導員を配置し、利用者が円滑に通行できるようにすること。
作業員の出入りは避難通路もしくは既存待合室を使用すること。
ただし、既存待合室を経由しての搬入等は営業時間外にて行うこと。
既存待合室横の外壁スペースを資材置場として利用すること。
仮設通路は手摺・屋外階段設置後に撤去し、同時に伸縮部の落下防止柵を設置すること。



ステップ4

凡例



徳島県県土整備部高規格道路課							●工事名 R7 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-08	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3・101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 動線図 (2)	●縮尺 1/200		

○撤去物(発生材の処分場, 処理単価は特記仕様書に準ずる)

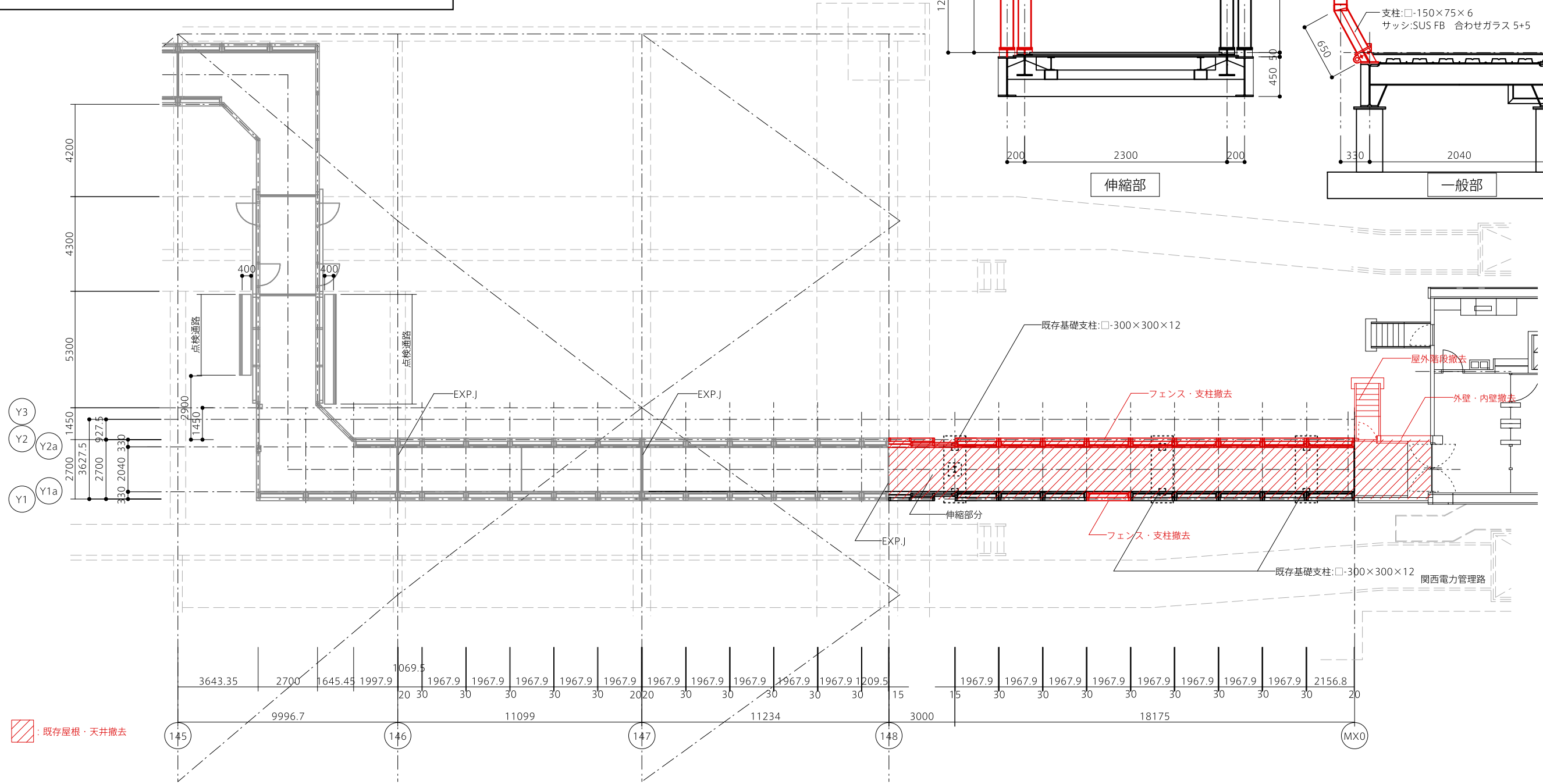
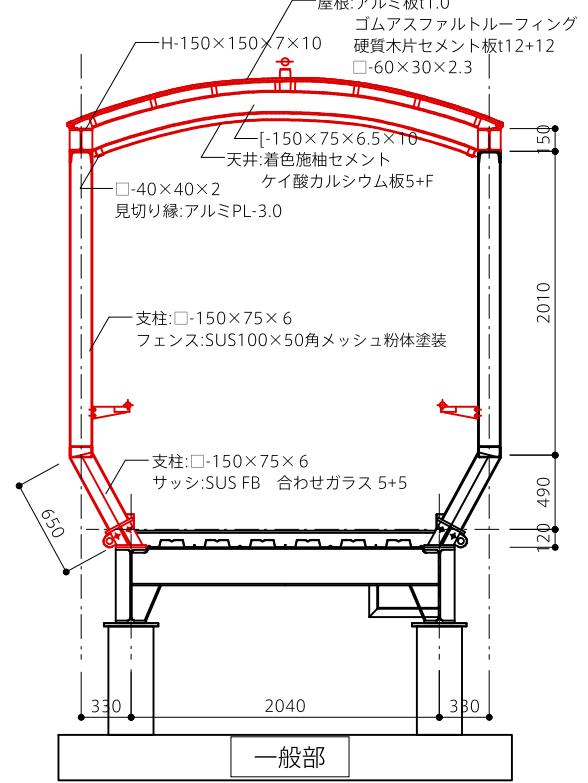
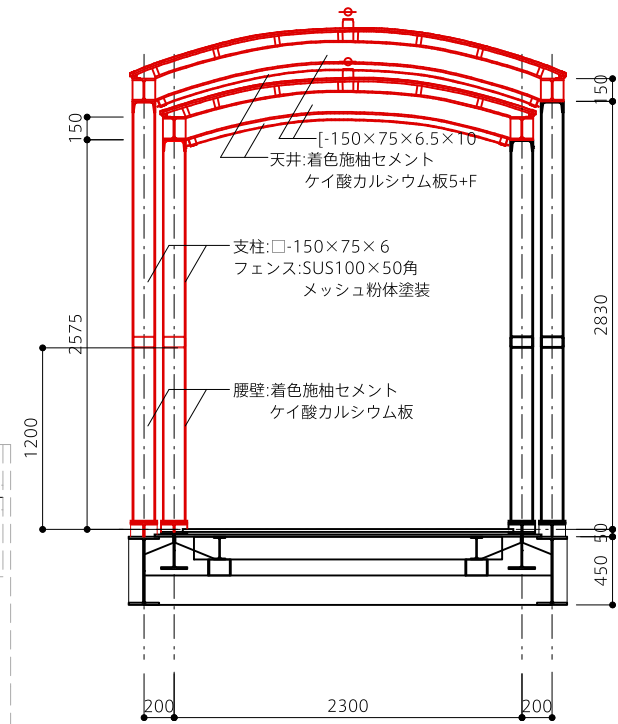
- ・フェンス・支柱
H=(650+2010)鉄骨下地・内外仕上共
53㎡
鉄骨、合わせガラス、ケイ酸カルシウム板
養生シートにて養生

・屋根
鉄骨下地：内外仕上共
72㎡
アルミ板、鉄骨、鉄骨下地、
硬質木毛セメント板、ケイ酸カルシウム板
養生シートにて養生

・屋外鉄骨階段
W1200×L2650程度,基礎共
1か所
鉄骨、ワイヤーロープ、コンクリート
養生シートにて養生
- ・フェンス・支柱 (伸縮部)
H=2880 鉄骨下地・内外仕上共 6.0㎡
H=2625 鉄骨下地・内外仕上共 5.3㎡
鉄骨、合わせガラス、ケイ酸カルシウム板
養生シートにて養生

・内外壁・支柱 (接続部)
H=2500 鉄骨下地・内外仕上
8.5㎡
鉄骨、押出成形セメント板
養生シートにて養生

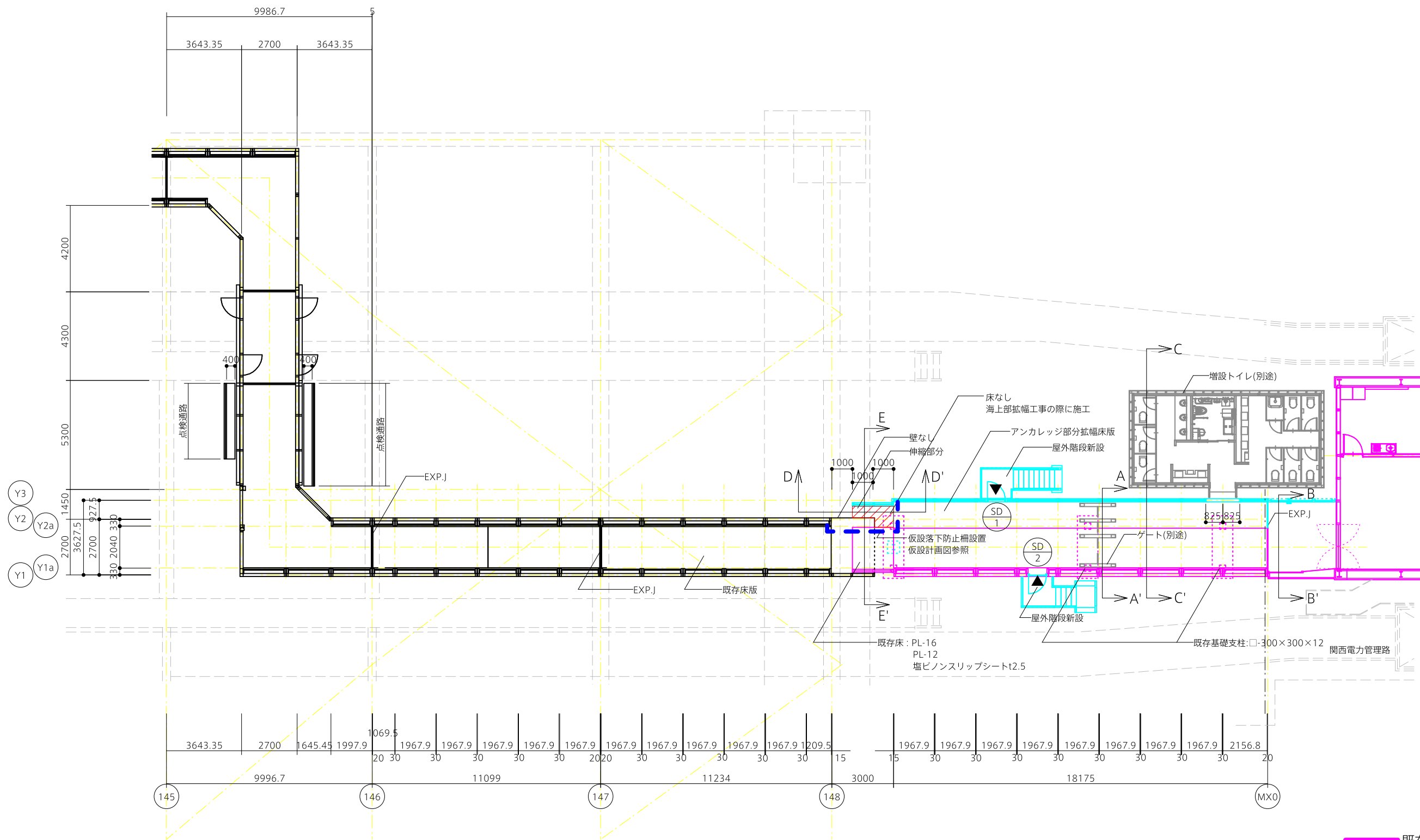
・内壁
H2500
8.5㎡
鉄骨下地、防火扉、アルミパネル、ケイ酸カルシウム板
養生シートにて養生



撤去箇所

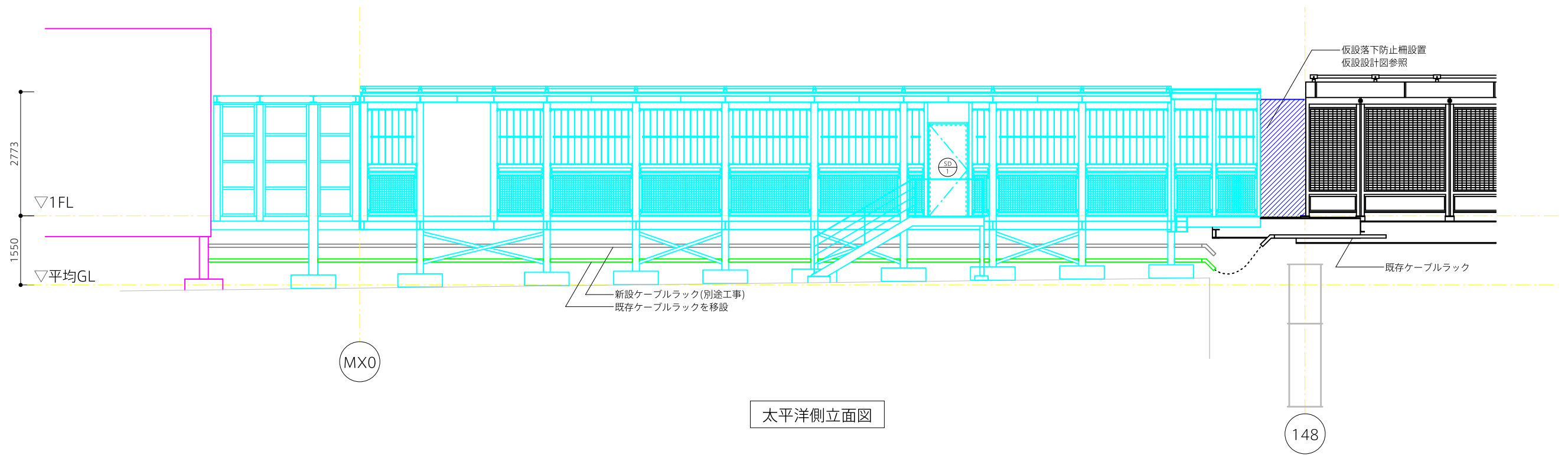
※既存部分の状況・寸法を確認の上、現状に合わせて施工を行うこと

徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名	渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事 渦の道 鳴・鳴門 自転車道転落防止柵工事	●図面番号	A-10	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名	145-MX0区間 現況図	●縮尺 (A1用紙) 1/100 (A3用紙) 1/200			



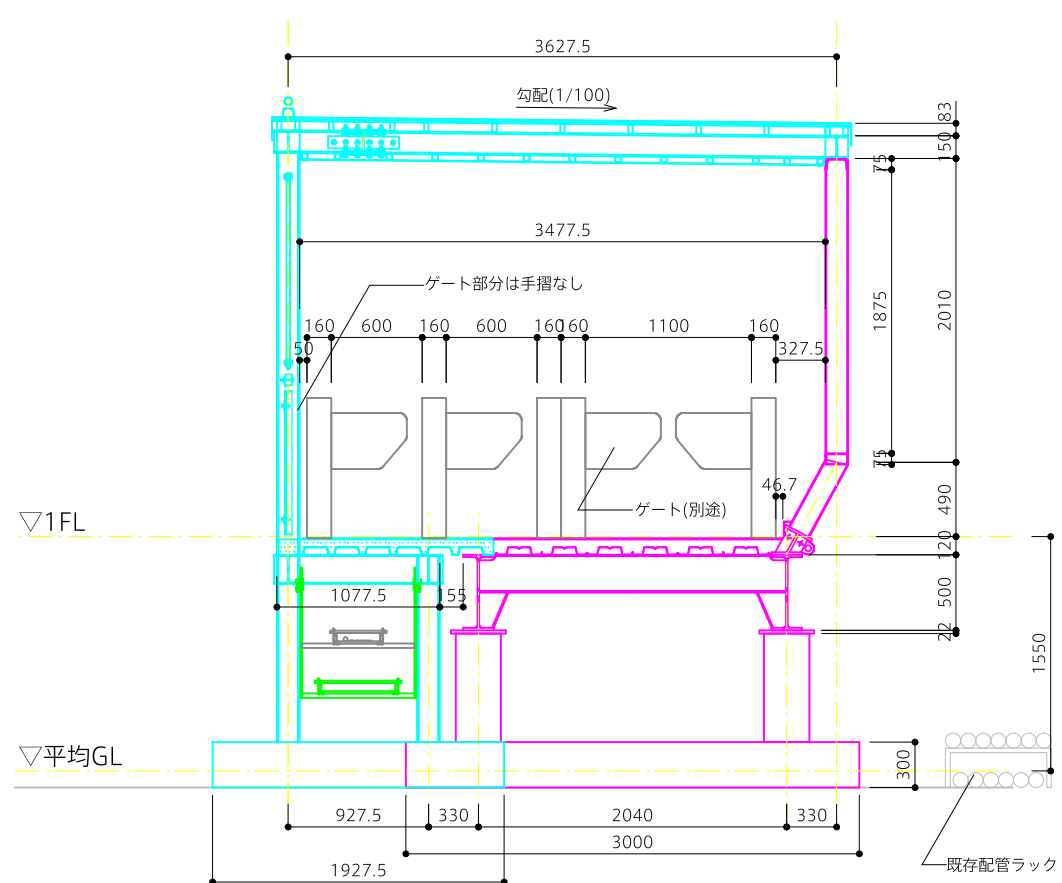
- 既存アンカレイジ部
- 既存海上部
- 別途工事

徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-11	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 145-MX0区間 平面図	●縮尺 (A1用紙) 1/100 (A3用紙) 1/200		

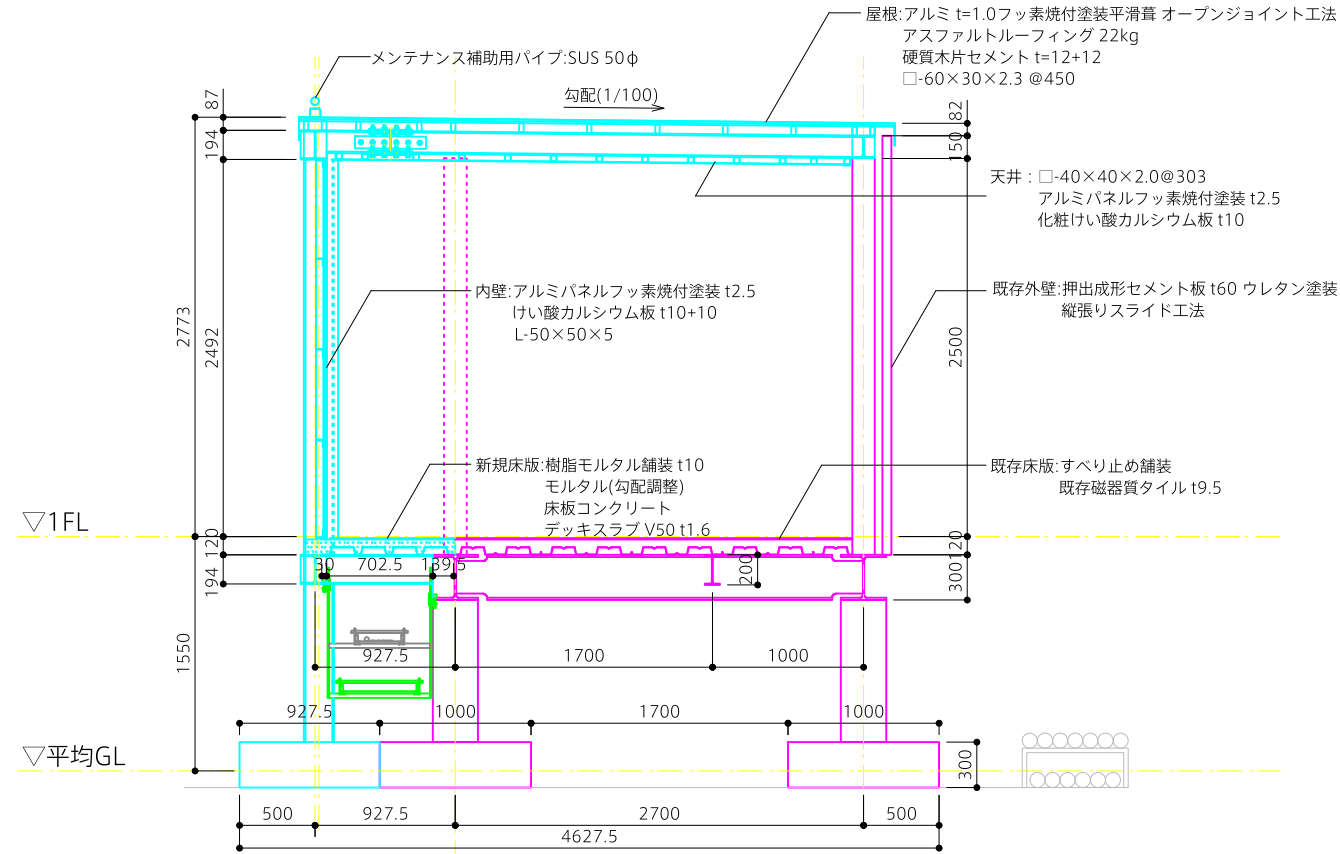


- 既存アンカレイジ部
- 既存海上部
- 別途工事

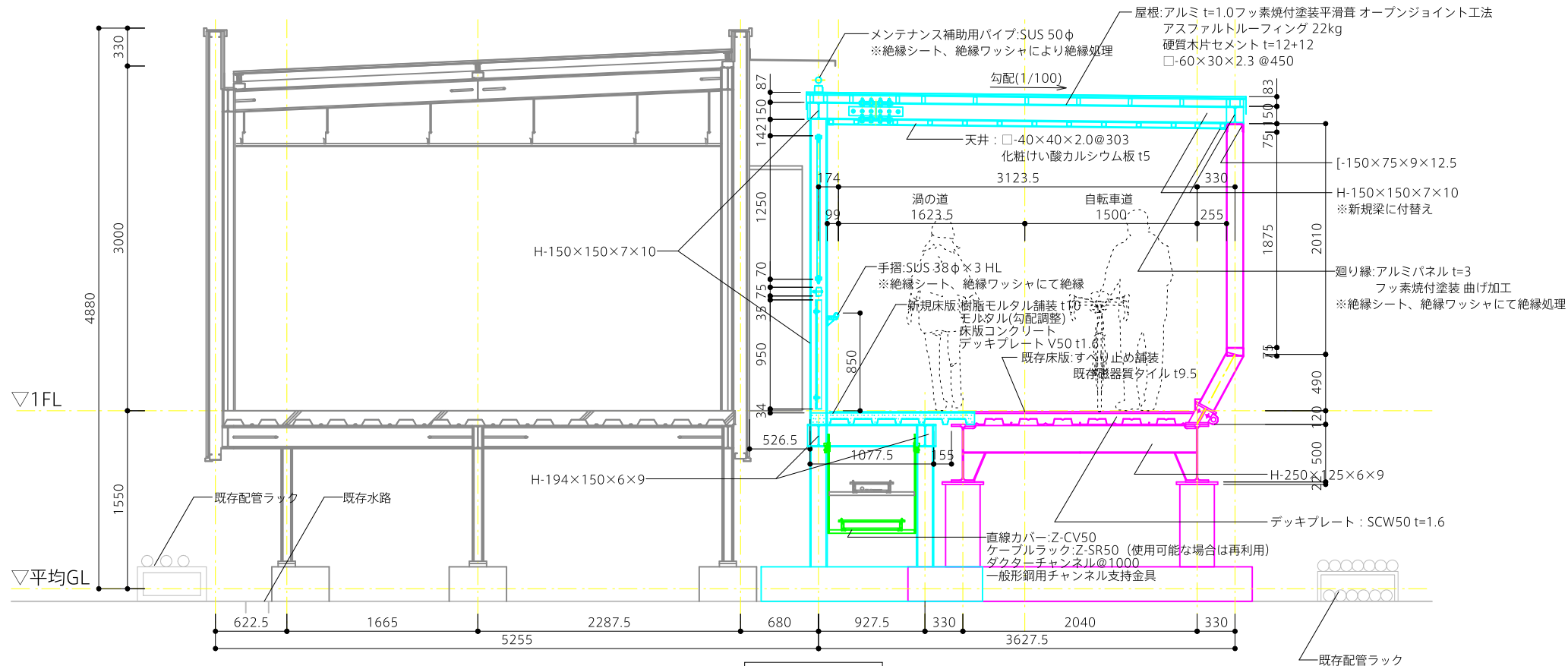
徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-12	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 立面図	●縮尺 (A1用紙) 1/50 (A3用紙) 1/100		



A-A'断面図



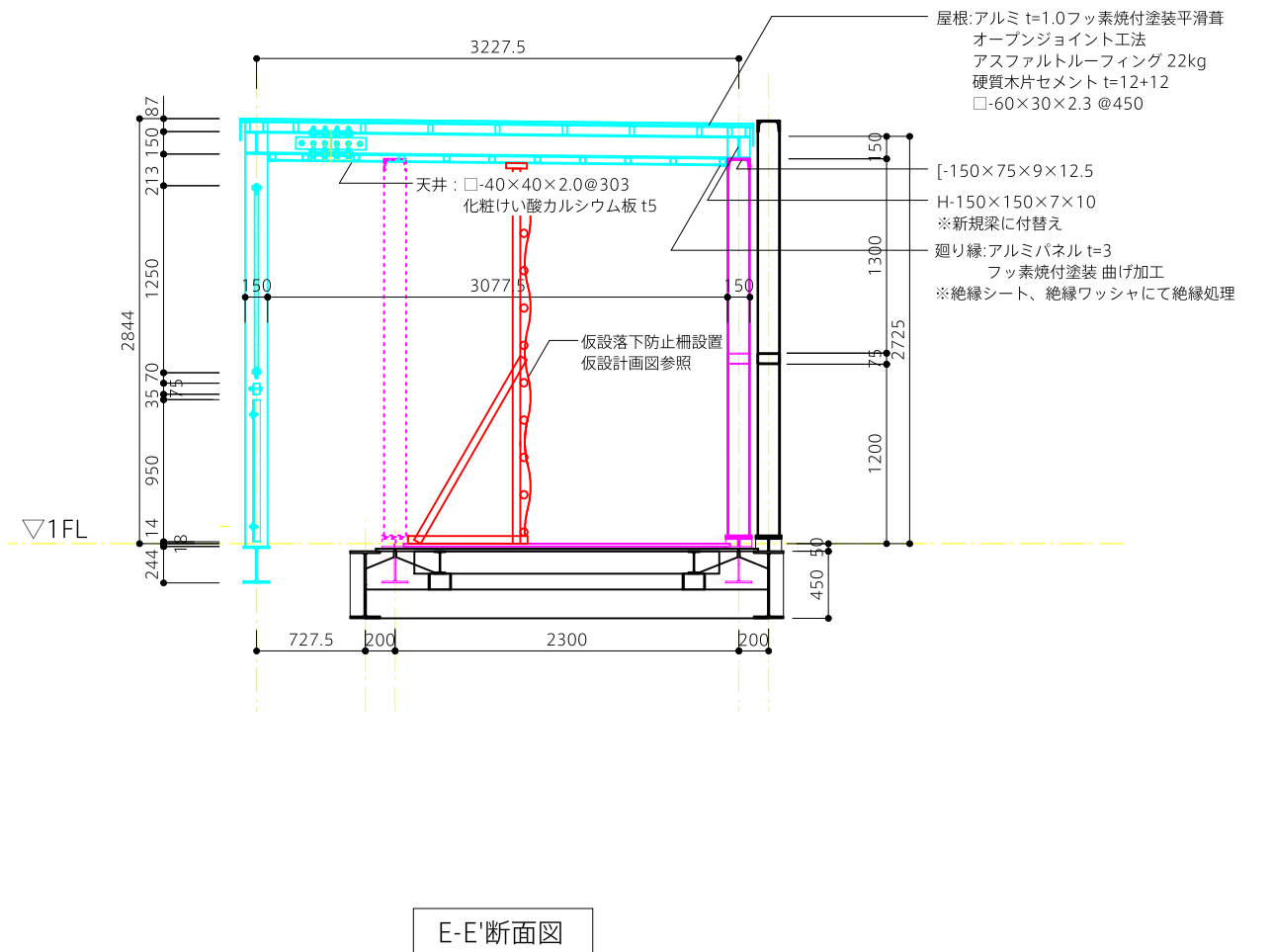
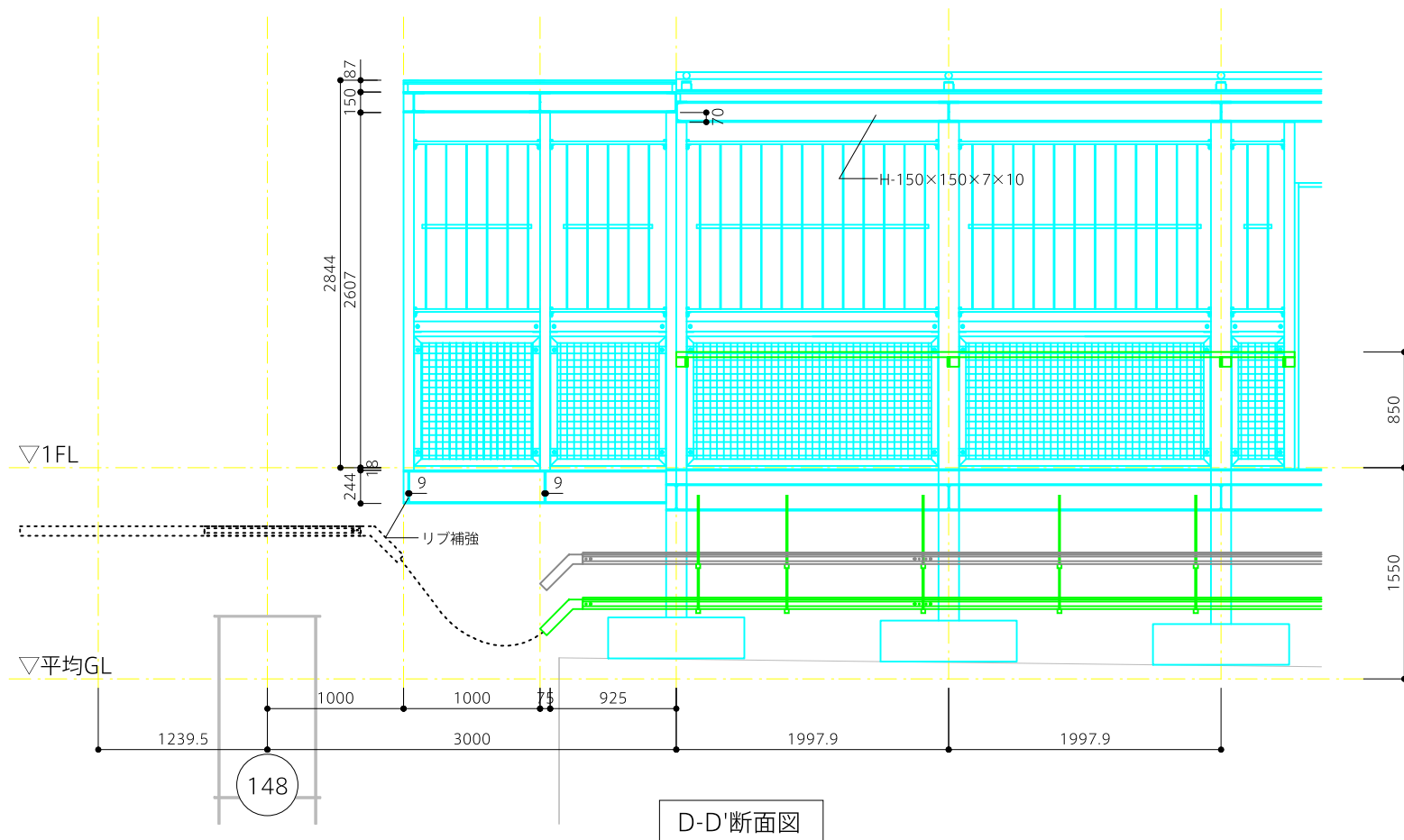
B-B'断面図



C-C'断面図

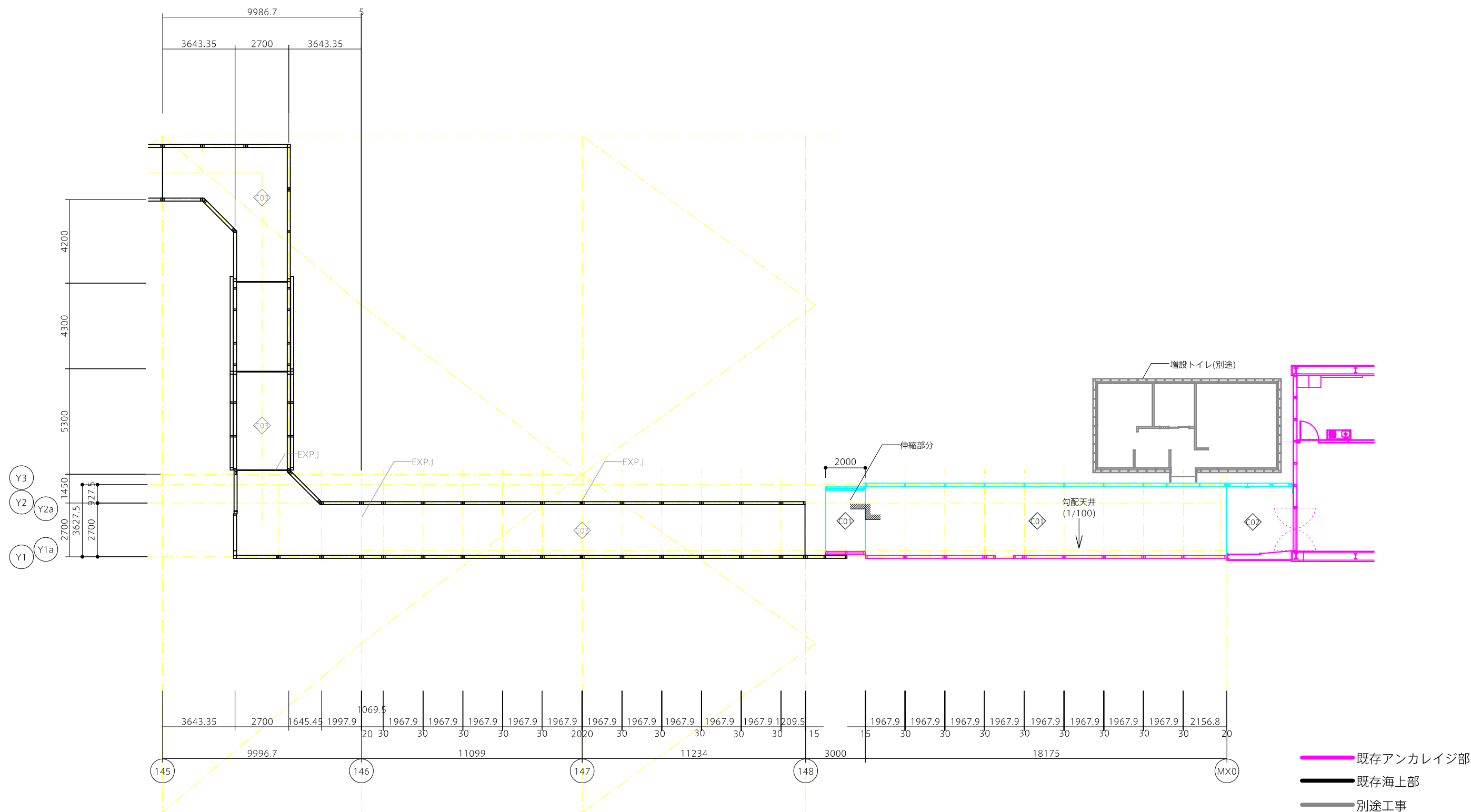
既存アンカレッジ部
別途工事

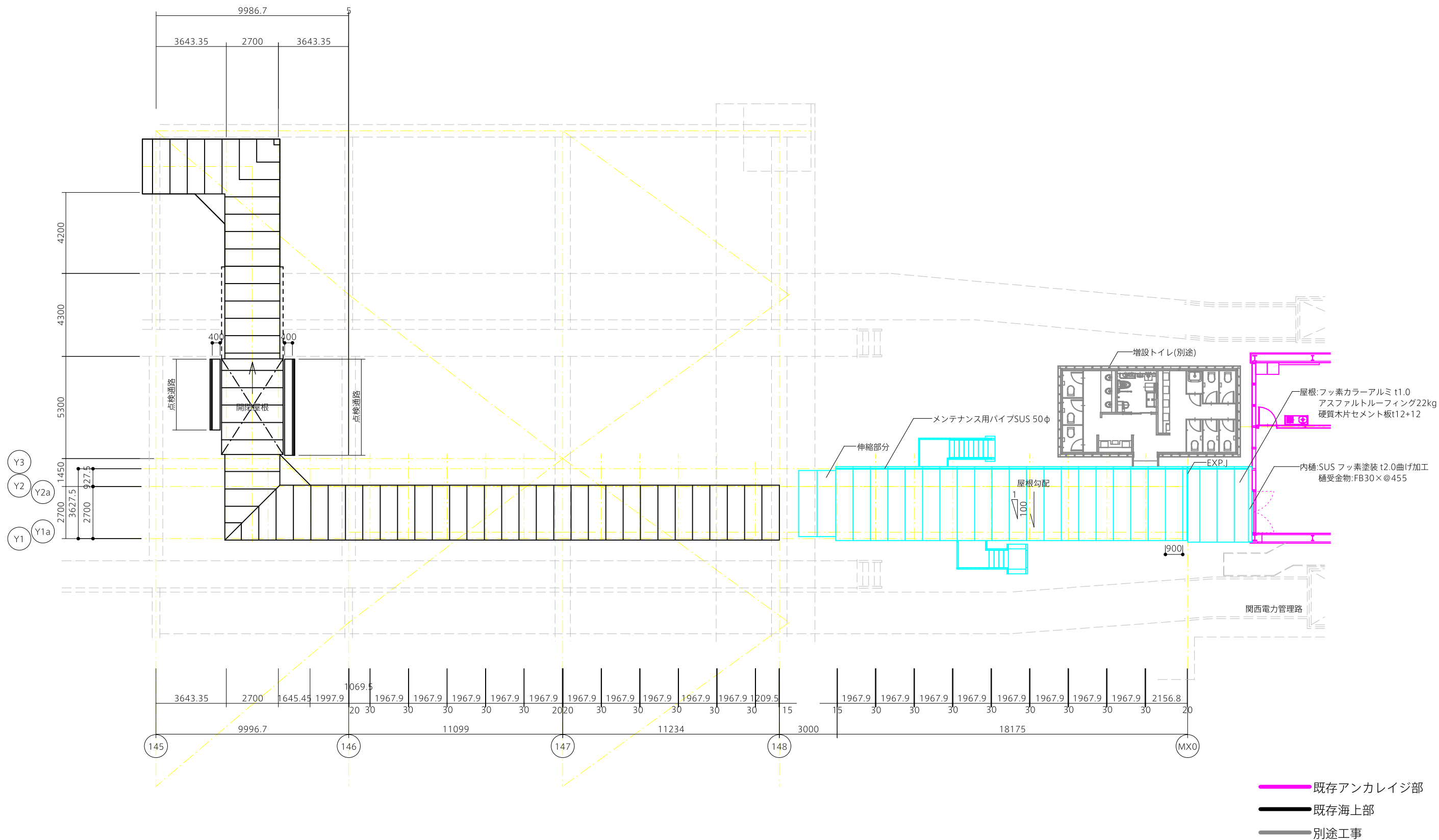
徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-13	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 断面図(1)	●縮尺 (A1用紙) 1/25 (A3用紙) 1/50		



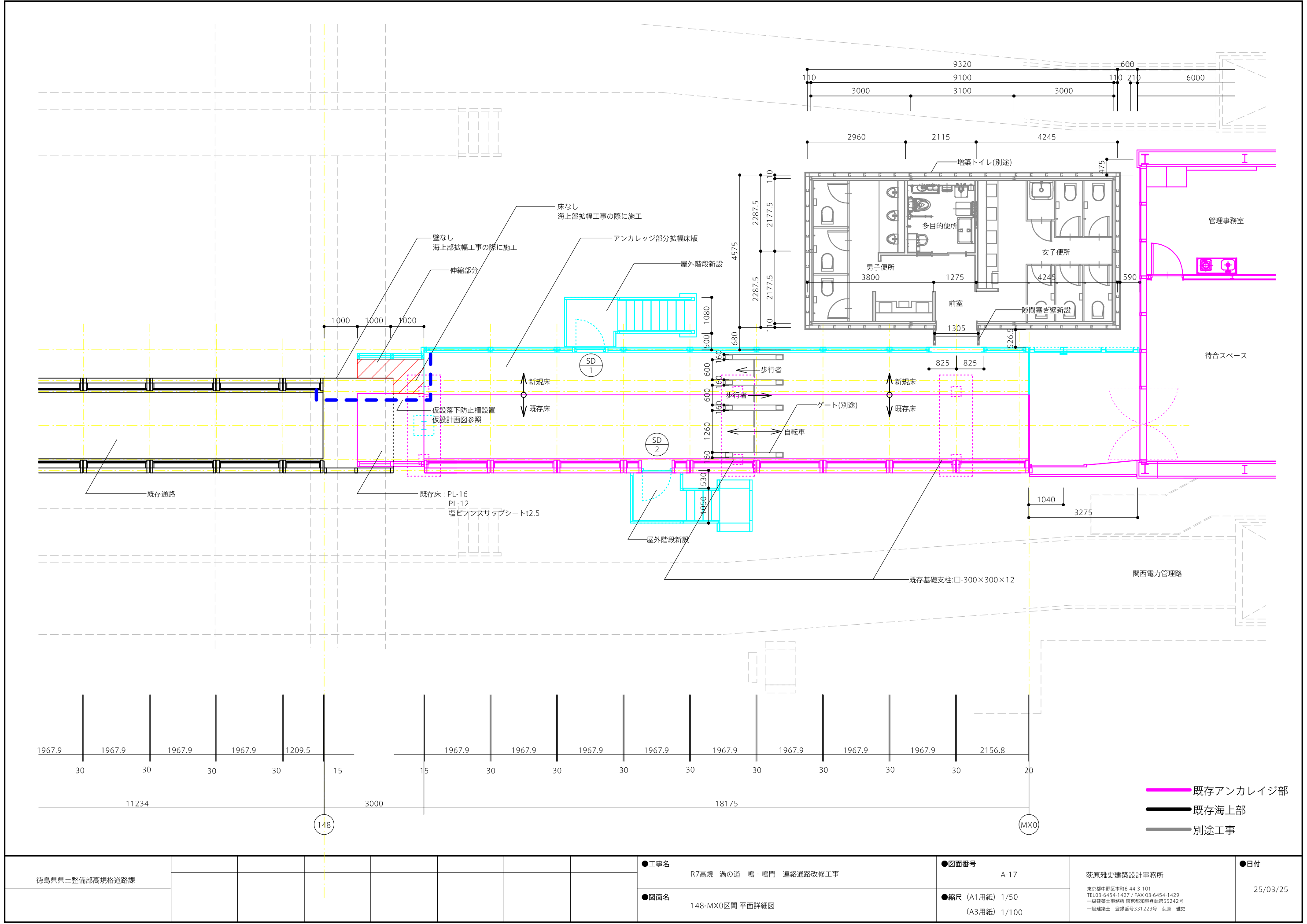
- 既存アンカレイジ部
- 既存海上部
- 別途工事

徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-14	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 断面図(2)	●縮尺 (A1用紙) 1/25 (A3用紙) 1/50		

[illegible]

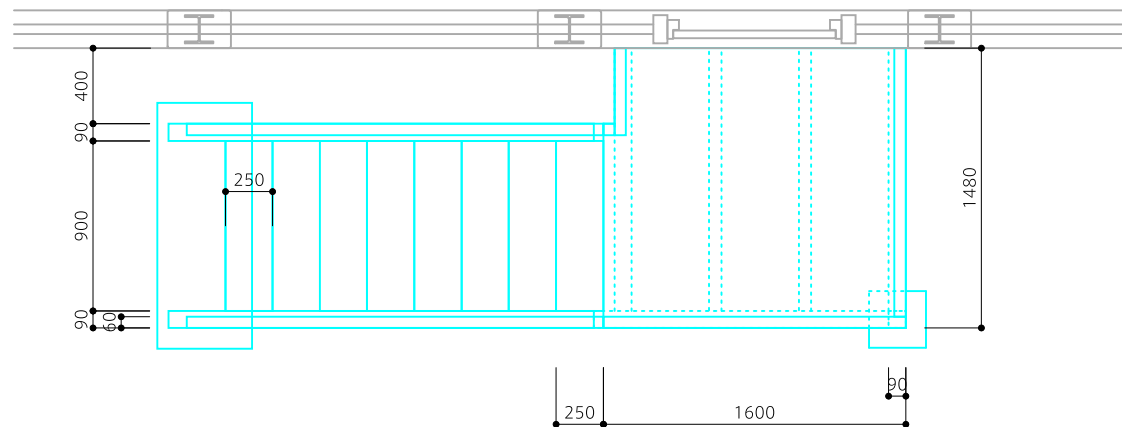


徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-16	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 145-MX0区間 屋根伏図	●縮尺 (A1用紙) 1/100 (A3用紙) 1/200		

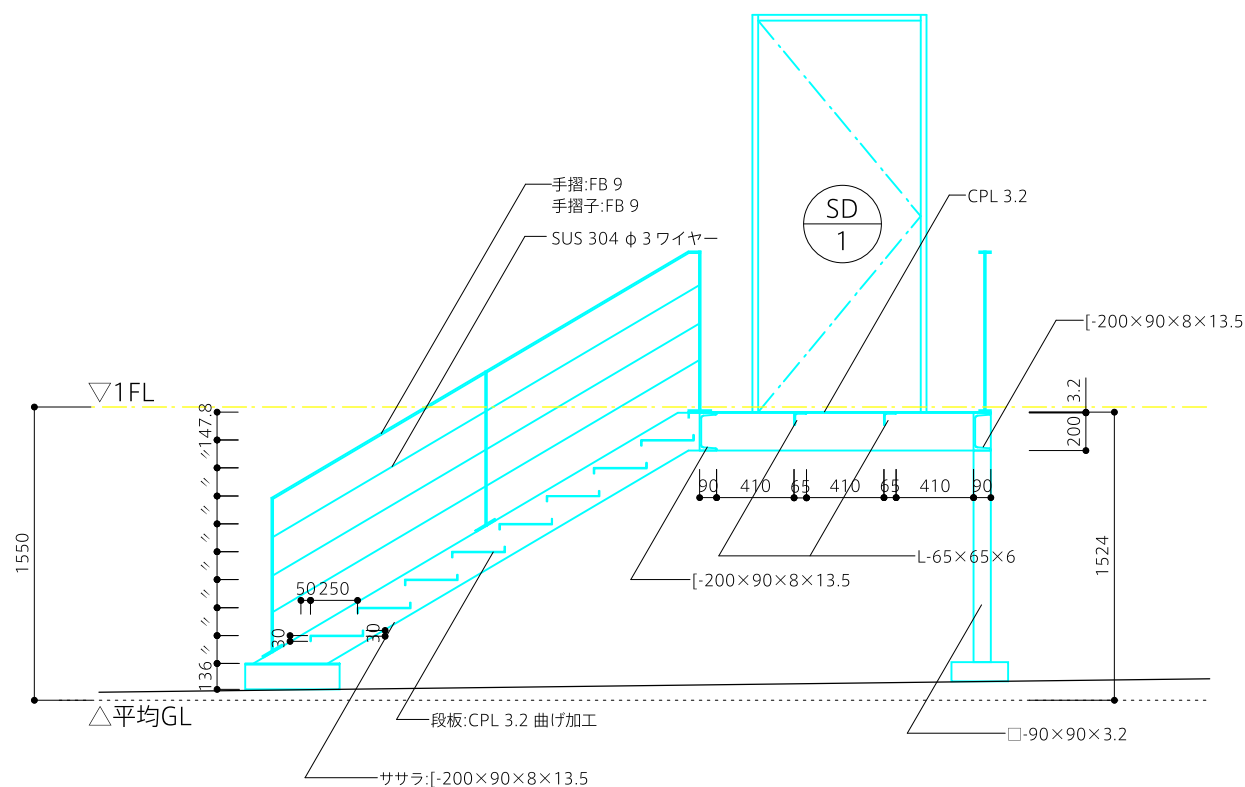


徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-17	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 平面詳細図	●縮尺 (A1用紙) 1/50 (A3用紙) 1/100		

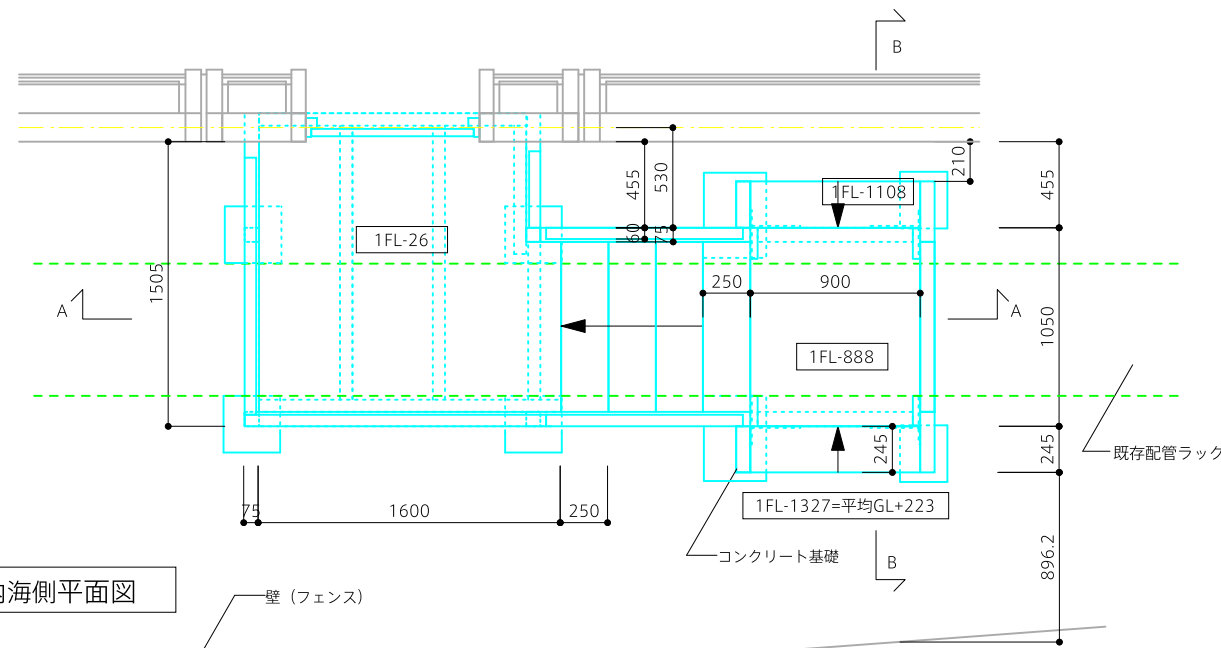




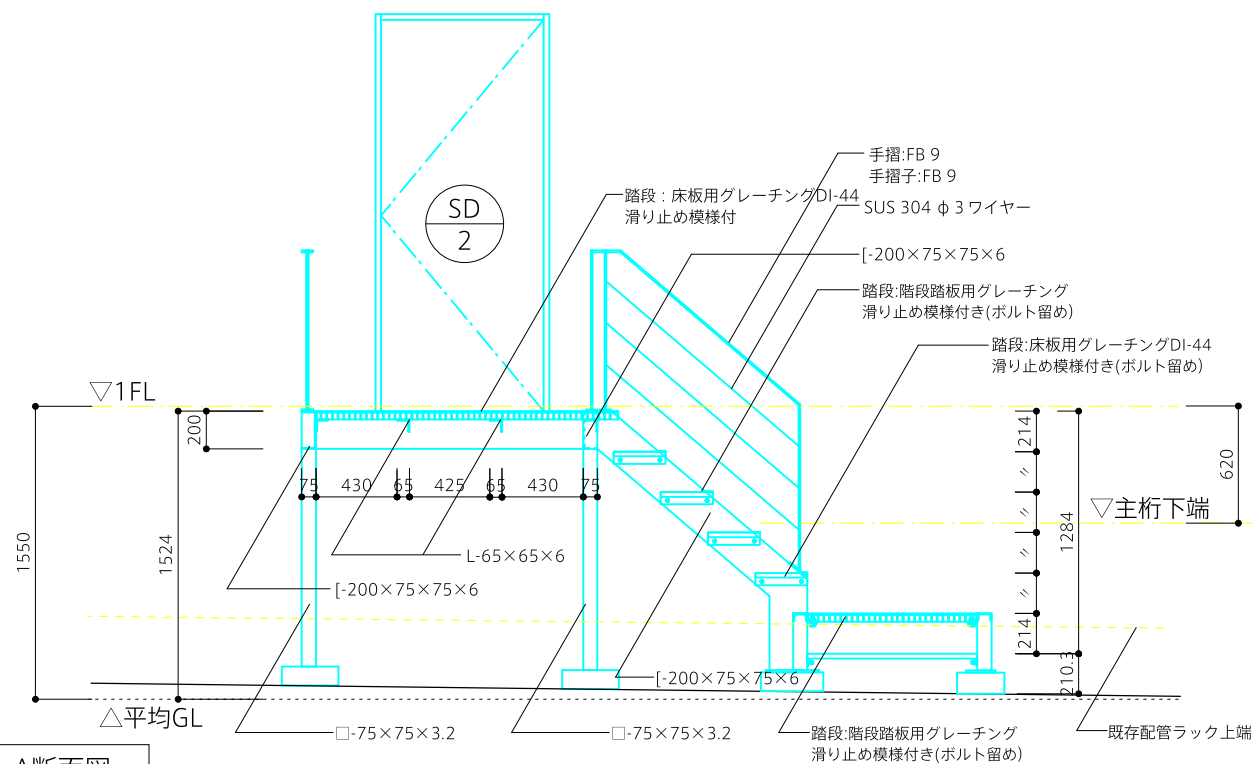
太平洋側平面図



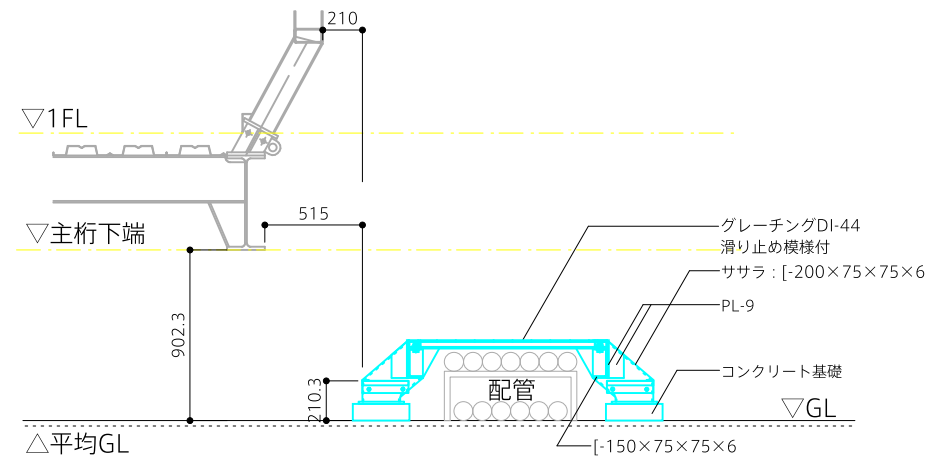
太平洋側断面図



瀬戸内海側平面図

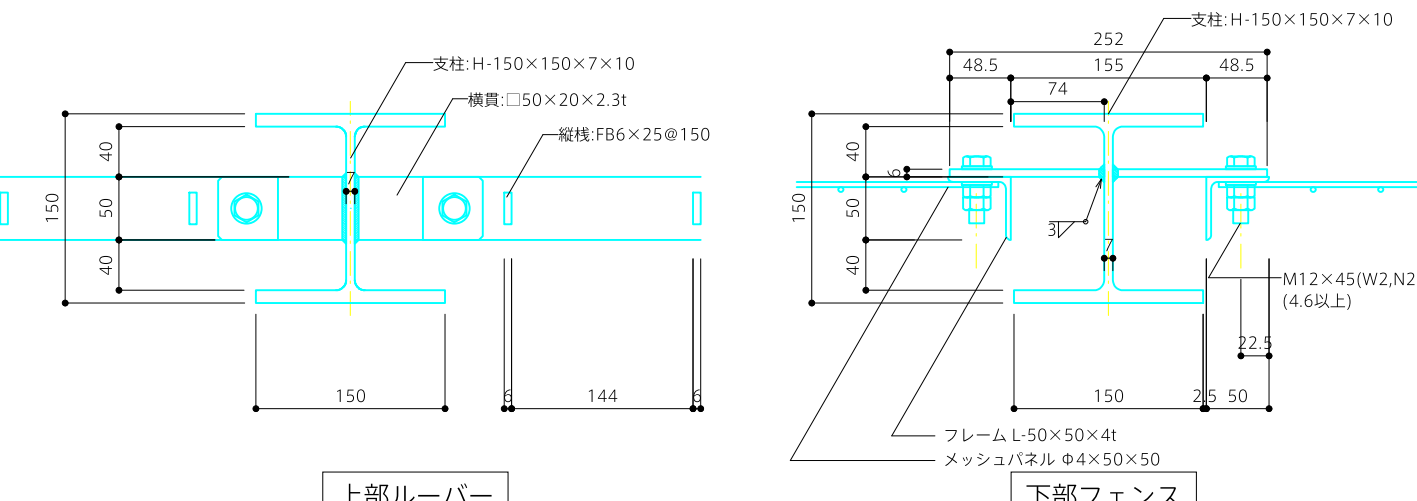
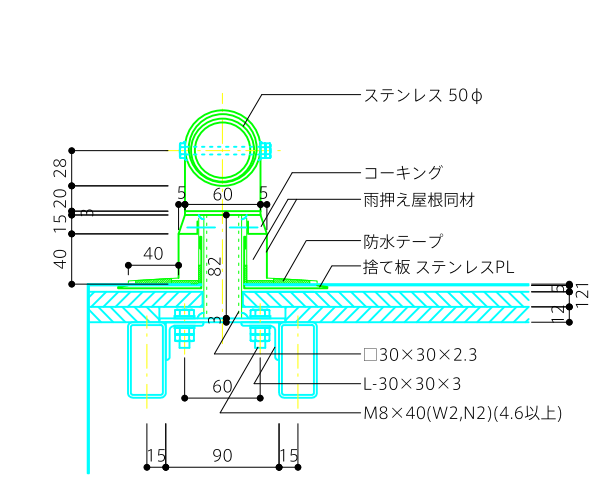
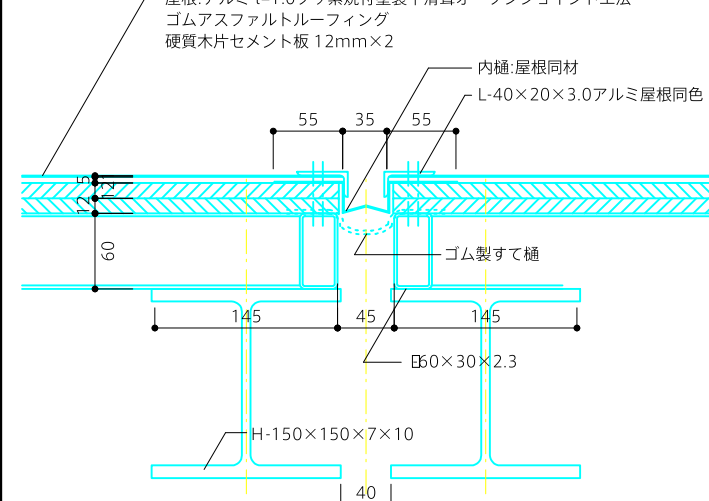
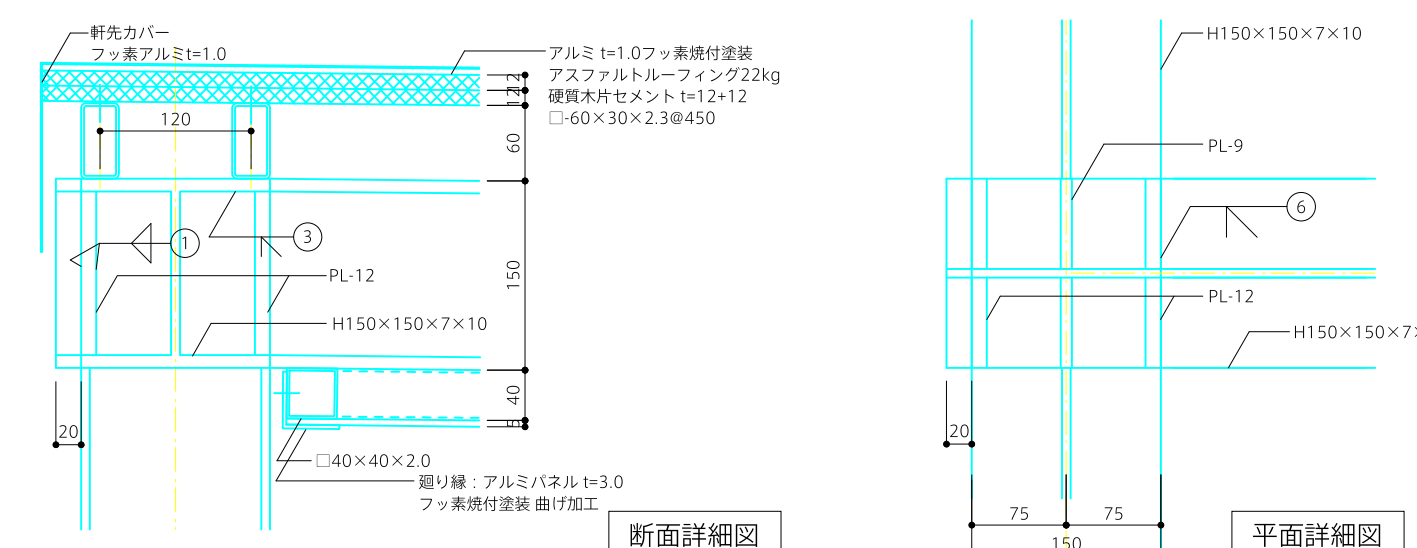
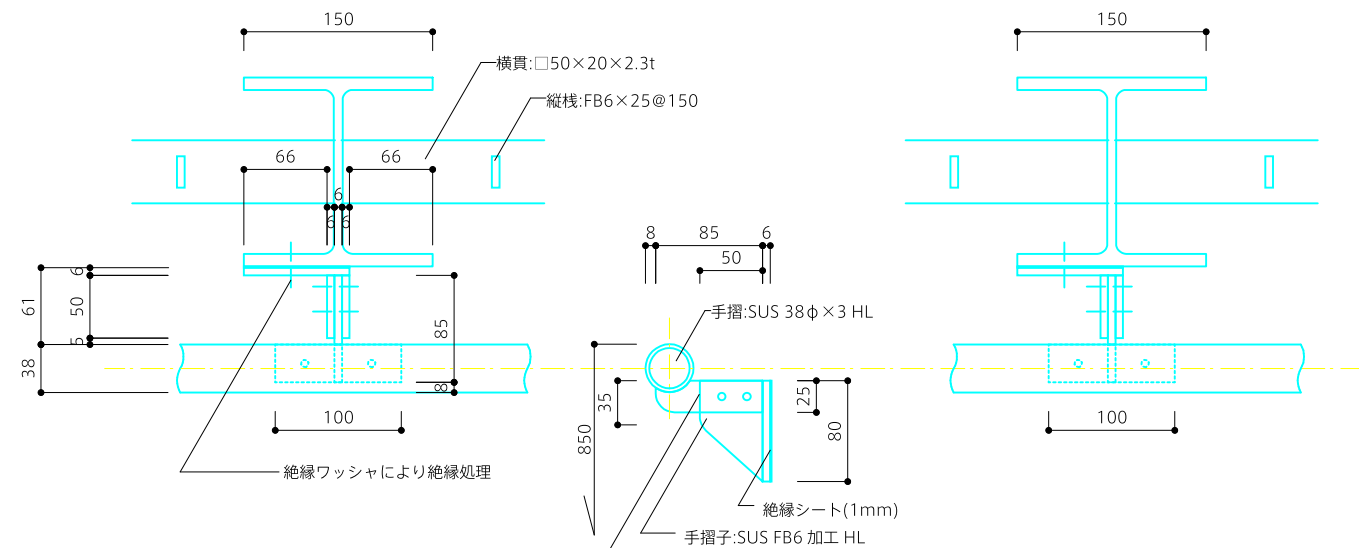
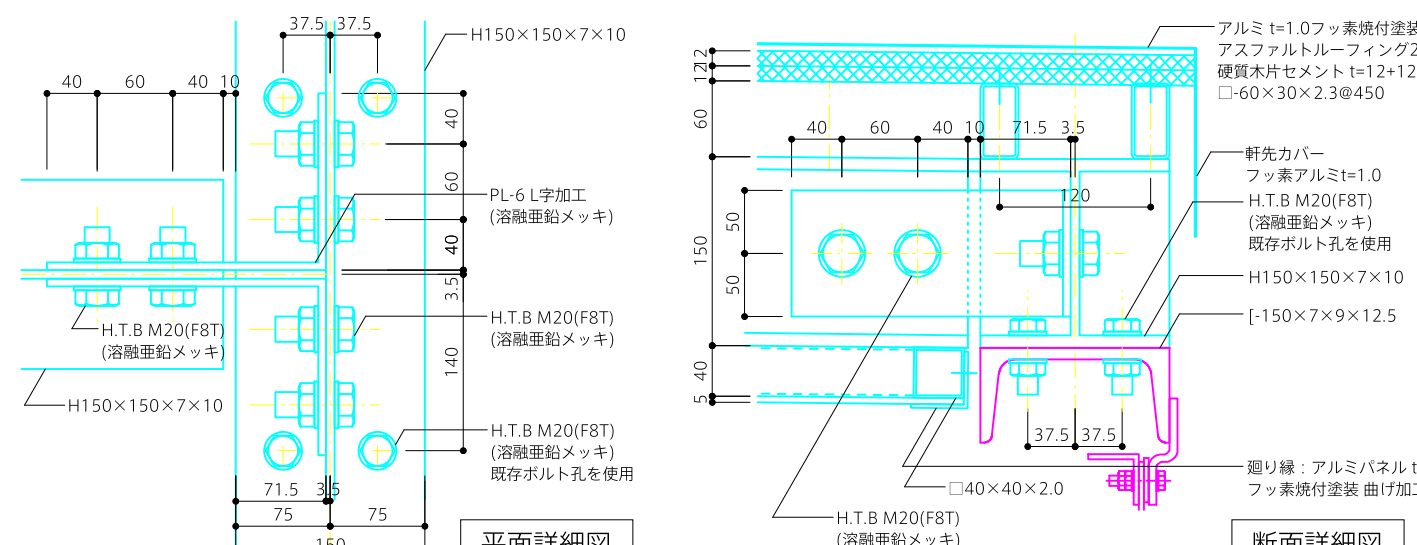
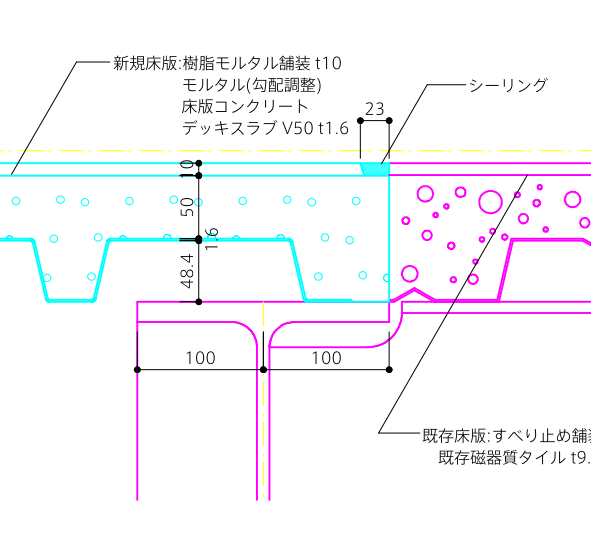
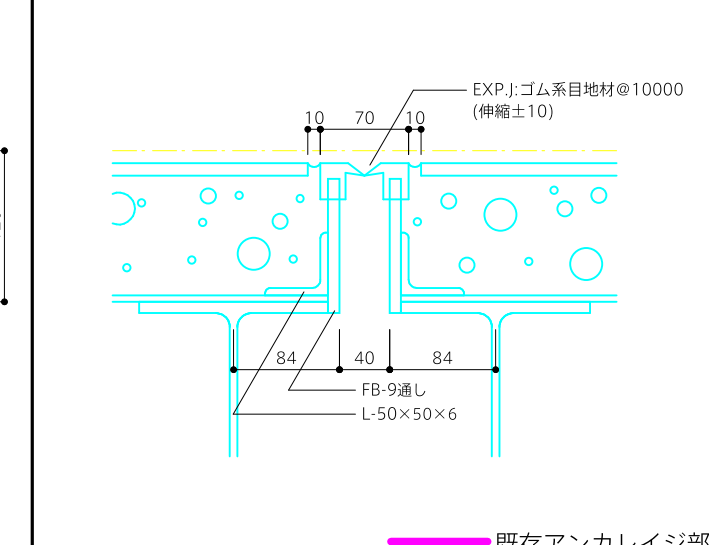


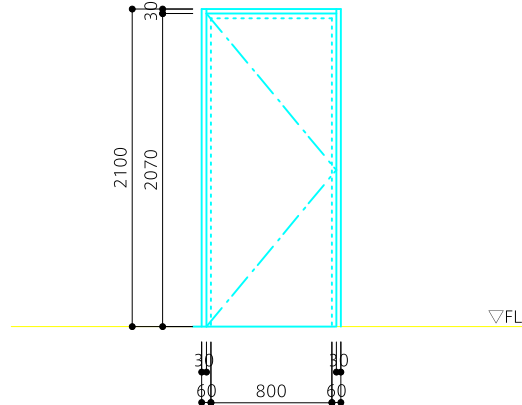
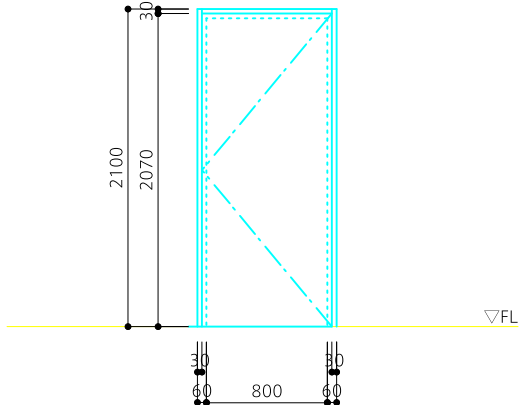
A-A断面図

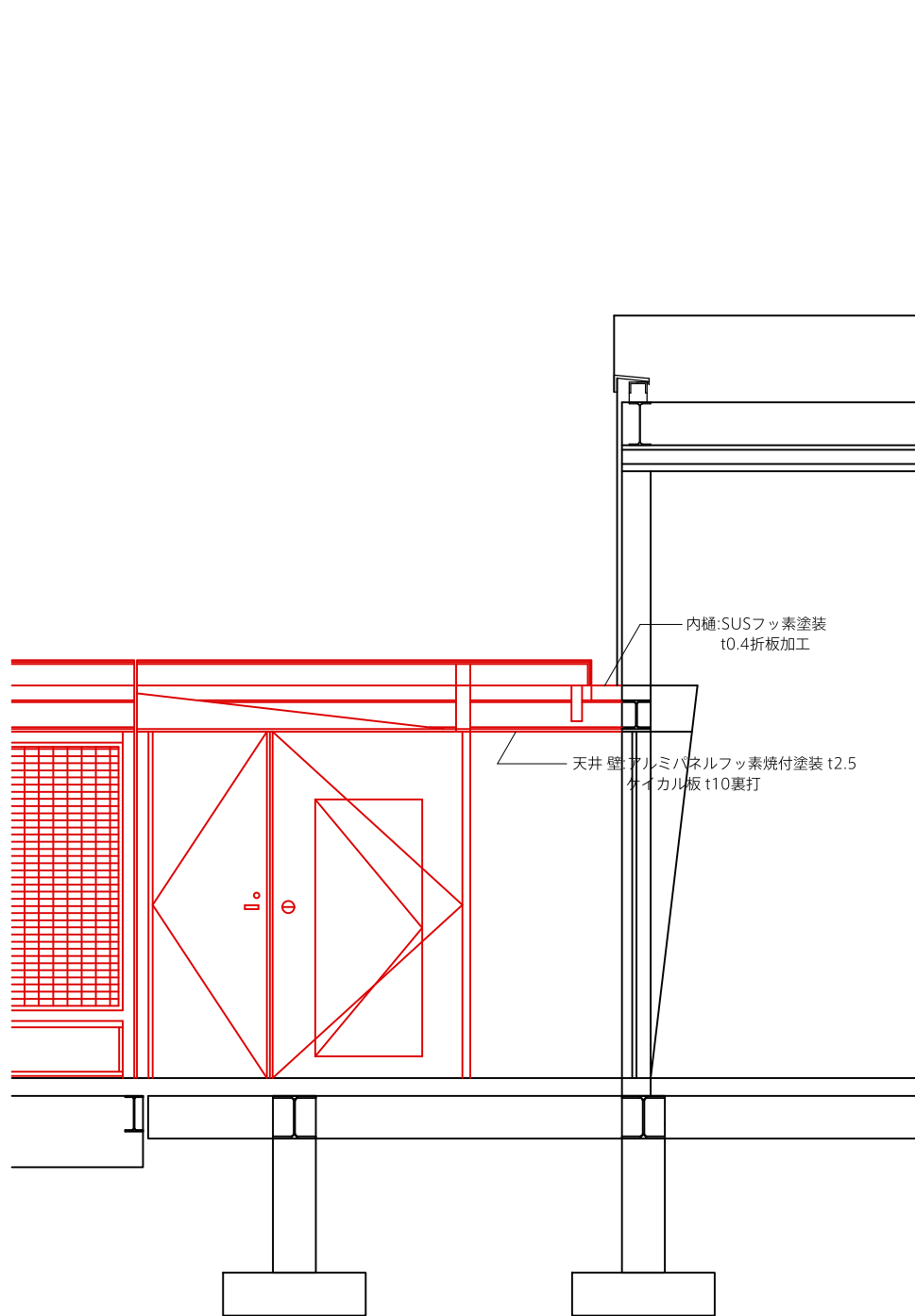


B-B断面図

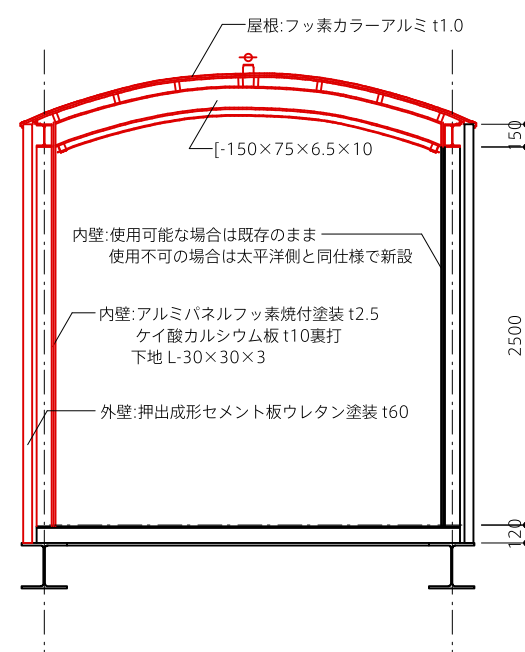
徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-19	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 階段詳細図	●縮尺 (A1用紙) 1/20 (A3用紙) 1/40		

拡幅一般部支柱 1/6				メンテナンス用補助用パイプ 1/6				EXP.J 屋根 1/6			
											
軒先接合部（太平洋側） 1/6				手摺 1/6							
											
軒先接合部（瀬戸内側） 1/6				新規床版接続部分 1/6				EXP.J 床板 1/6			
											
徳島県土整備部高規格道路課				●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事 ●図面名 148-MX0区間 各部詳細図				●図面番号 A-20 ●縮尺 (A1用紙) 1/3 (A3用紙) 1/6			
								荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史			
								●日付 25/03/25			

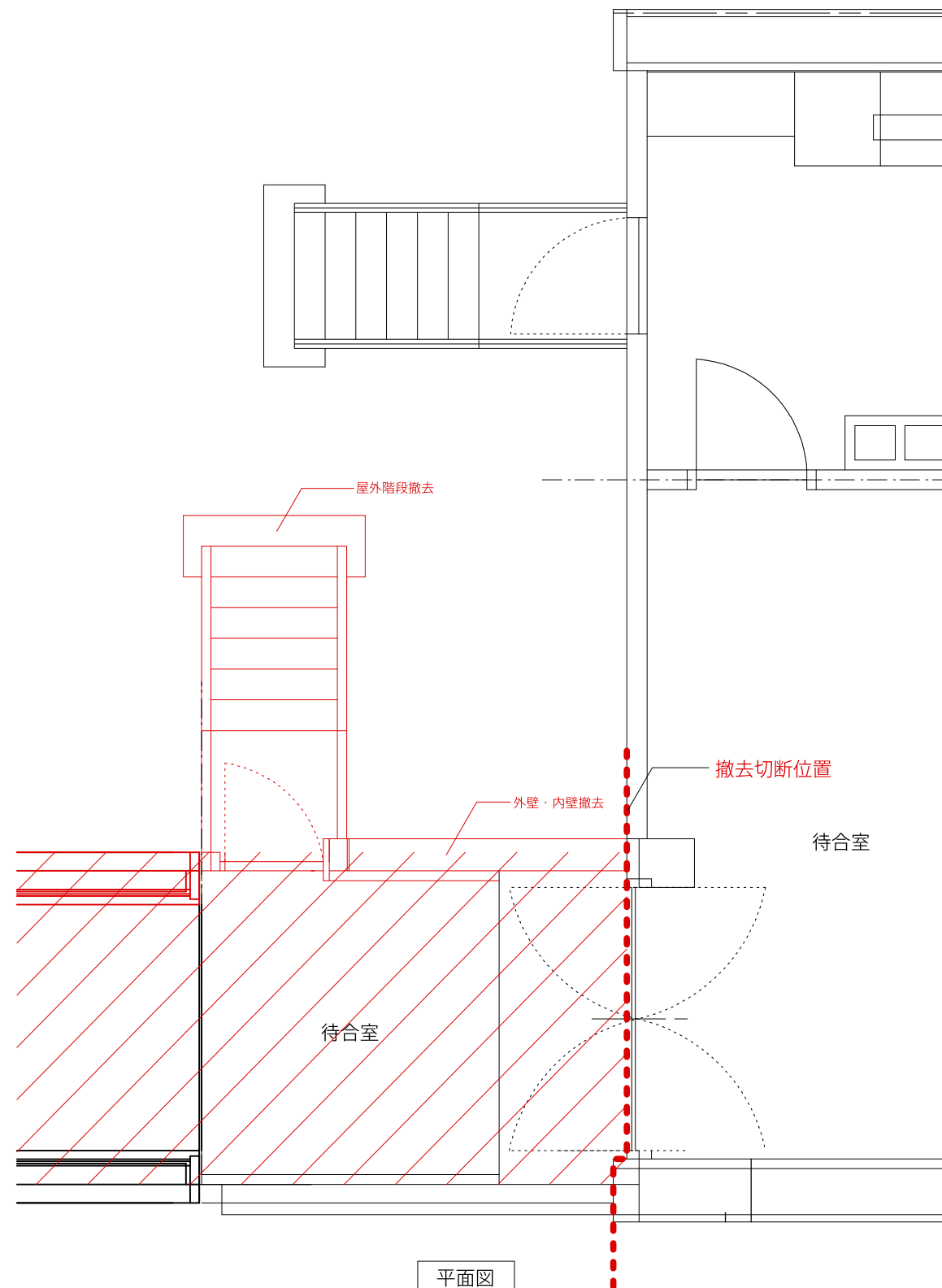
SD 1	スチール製開き戸	SD 2	スチール製開き戸						
	アンカレイジ接続部		アンカレイジ接続部						
ガラス	－	ガラス	－						
仕上	枠1.6t / 扉1.2t フッ素焼付塗装	仕上	枠1.6t / 扉1.2t フッ素焼付塗装						
見込	100/40	見込	100/40						
金物	レバーハンドル、丁番、サムターン、シリンダー錠、電気錠	金物	レバーハンドル、丁番、サムターン、シリンダー錠、電気錠						
備考		備考							
									
徳島県土整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-21
								●図面名 148-MX0区間 建具表	●縮尺 1/50
								荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25



長手断面図



短手断面図

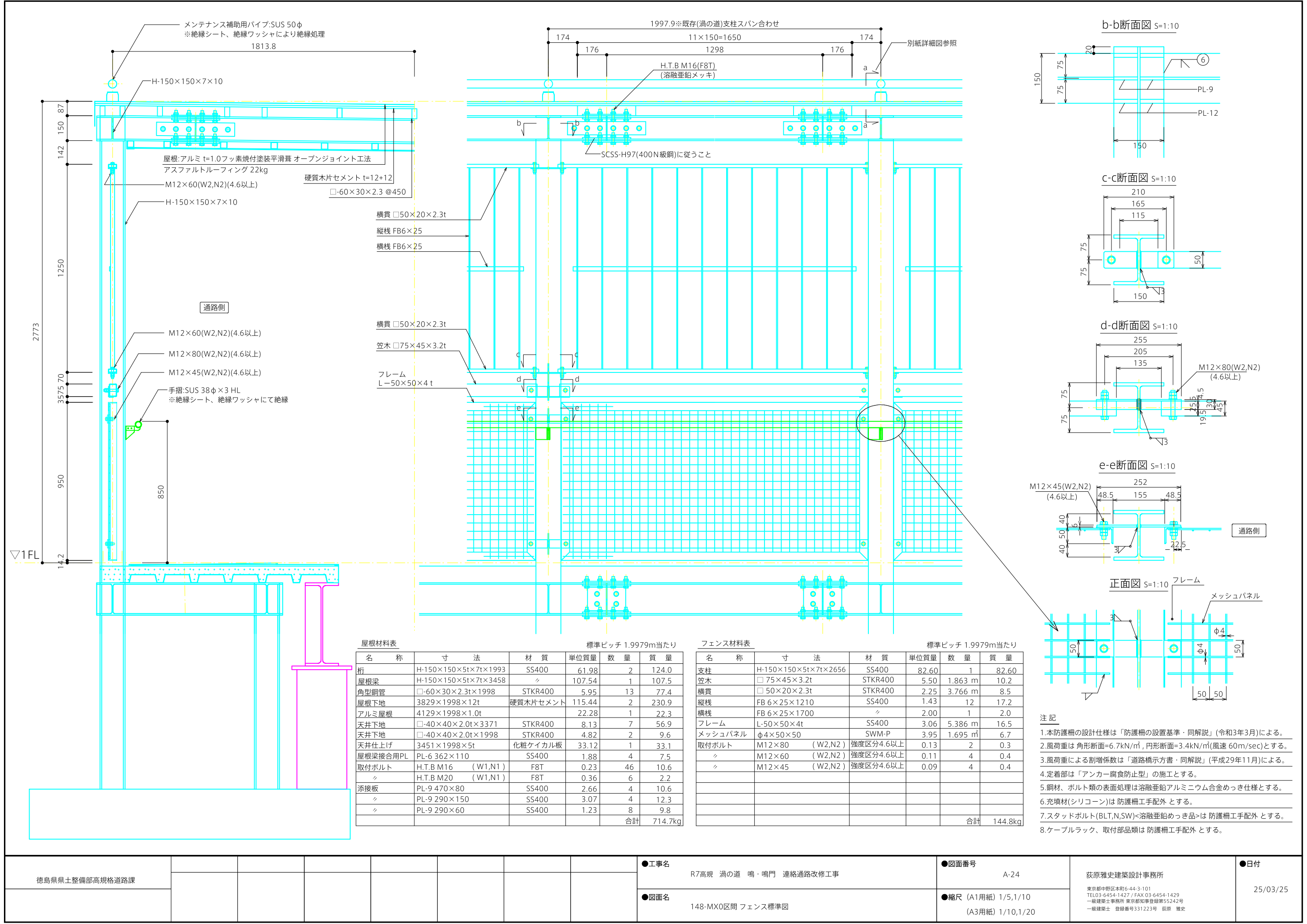


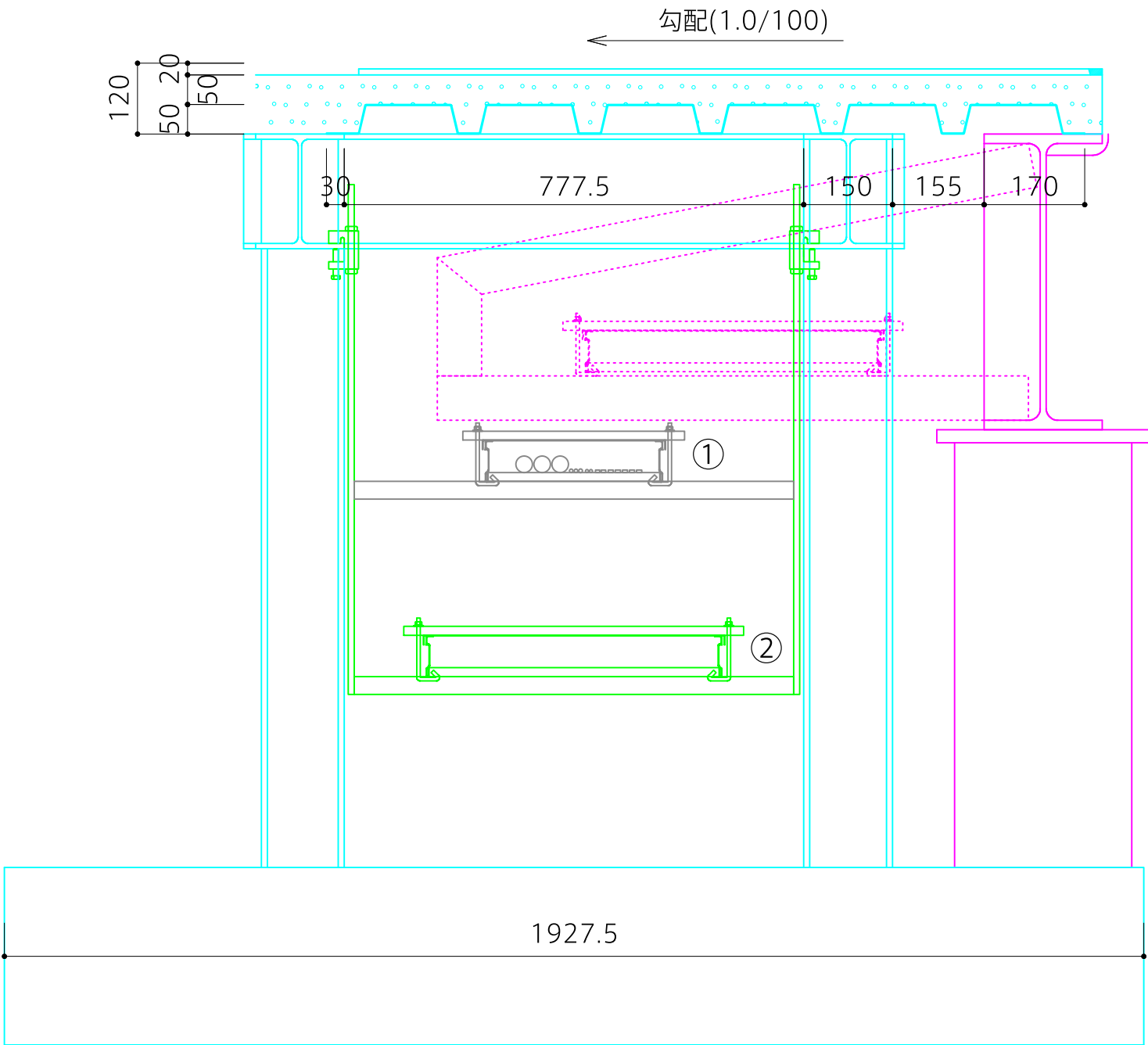
平面図

▨: 既存屋根・天井撤去
—: 撤去箇所

※既存部分の状況・寸法を確認の上、現状に合わせて施工を行うこと

徳島県土木整備部高規格道路課							●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-22	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 待合室接続部現況図	●縮尺 (A1用紙) 1/25 (A3用紙) 1/50		





■親桁・子桁の断面特性

部材	親桁		子桁	
			水平方向 	垂直方向
断面二次モーメント I	(cm4)	8.68	0.335	2.17
断面係数 Z	(cm3)	2.41	0.378	1.08
質量 (自重)	(kg/m)	1.29	0.87	

■部材質量

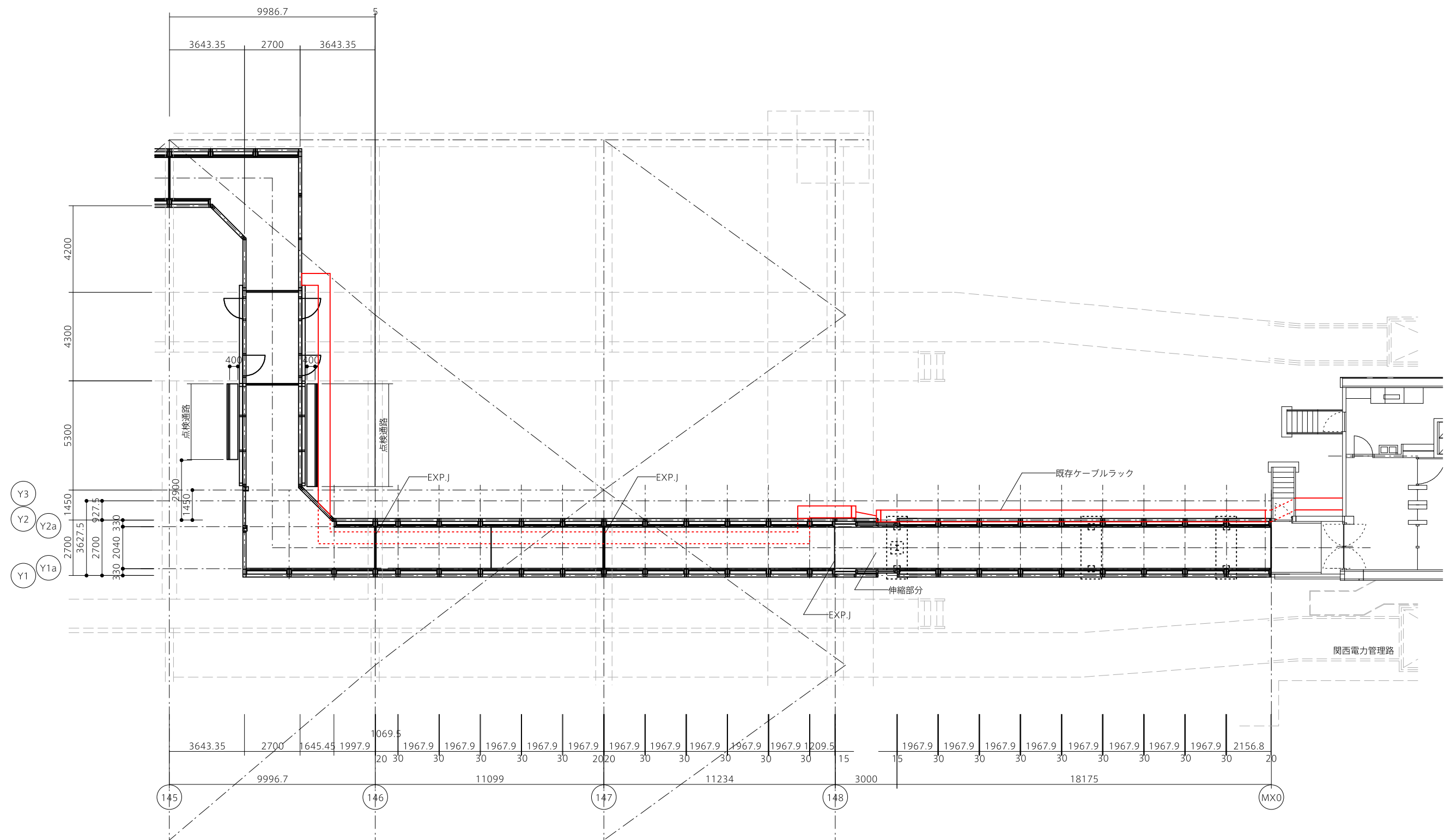
		質量(kg/m)	支持スパン内 本数	長さ(m)	支持スパン内 質量(kg)
ケーブルラック1	親桁	1.29	2	1.9979	5.15
	子桁	0.87	6	0.3	1.57
	直線カバー	4.41	1.9979		8.81
	カバークランプ	0.43(kg/個)	5	2.15	
	ダクターチャンネル	1.80	2	0.745	2.68
小計①					20.36
ケーブルラック2	親桁	1.29	2	1.9979	5.15
	子桁	0.87	6	0.5	2.61
	直線カバー	6.99	1.9979		13.97
	カバークランプ	0.64(kg/個)	5	3.20	
	ダクターチャンネル	1.80	2	0.745	2.68
小計①					27.61
ケーブル(新設)	EM-CET38mm2 (φ28)	1.35	3	1.9979	8.09
	CAT6 (φ5.2)	0.04	3	1.9979	0.24
	光ケーブル(仮)OPTケーブル (φ5)		2		
	AE1.2mm-3C (4.0×7.5)	0.055	2	1.9979	0.22
	AE1.6mm-3C (4.2×8.6)	0.08	5	1.9979	0.80
	小計②				
ケーブル(既存)	下記表参照 (φ15)	0.45	18	1.9979	16.18
	下記表参照 (φ10)	0.18	24	1.9979	8.63
	下記表参照 (φ8)	0.12	7	1.9979	1.68
小計③					26.49
合計(①+②+③)					83.81kg

■既存ケーブル参考資料

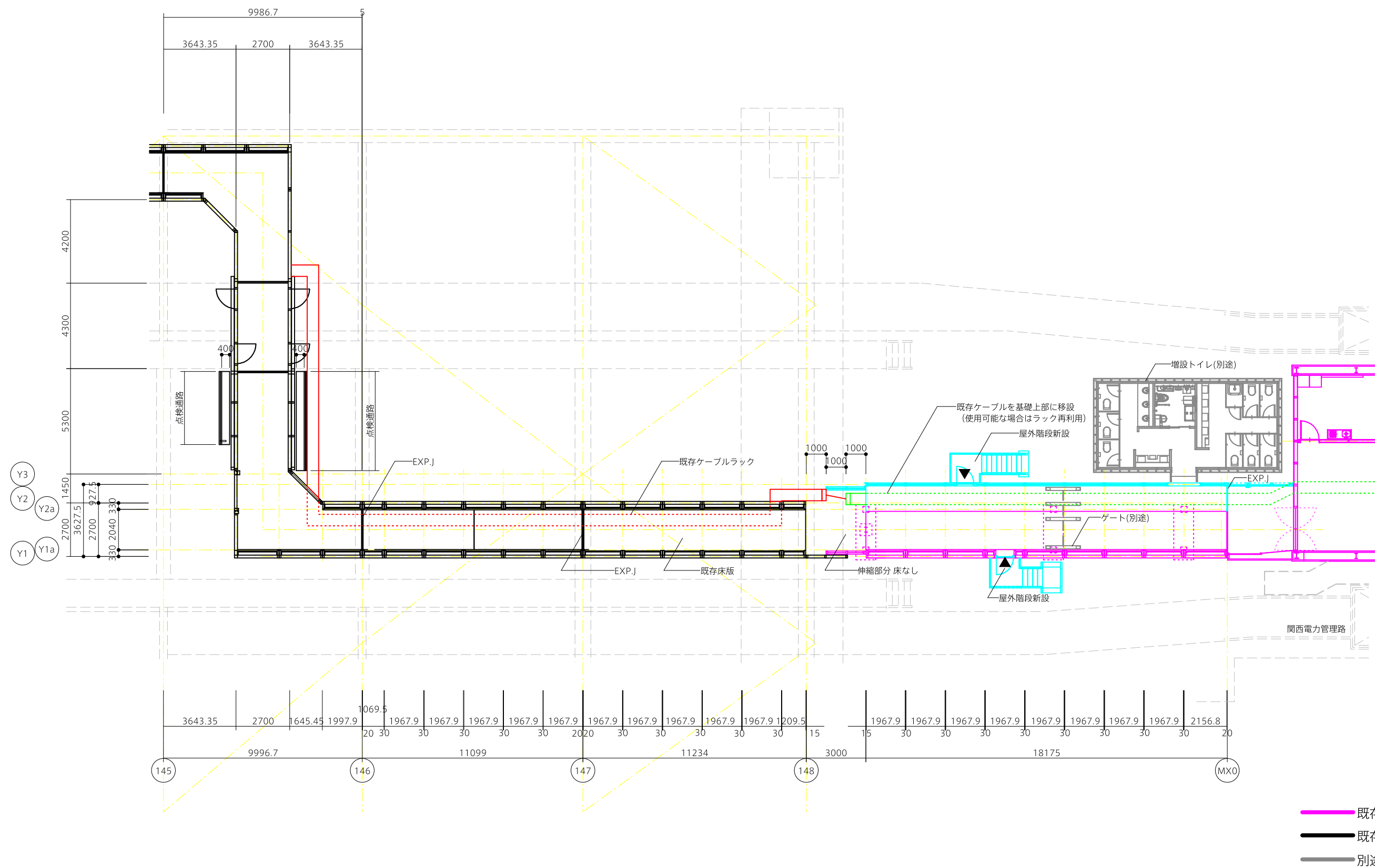
14×1	E3 接地幹線	* 7C-2V×5	監視カメラ
CVT22	1φ LM-1	CVVS2-2C	トイレ呼出
CVT60	3φ LM-1	0.5-3P	電話
* CVVS3.5-6C×4	ポンプ警報盤へ	CPEVS1.2-6C×7	電気錠
VVF2.0-2C	予備回路 (12)	HP1.2-2C	非常警報装置
* 5C-2V×10	監視カメラ	VVF2.0-2C	非常警報装置
* HP1.2-3C×2	放送(展望・通路)	* CVVS3.5-6C×9	電気錠
HP1.2-5P	非常用リモコンマイク	CVV8-2C	休憩コンセント

※既存ケーブルの詳細は現地にて確認すること

徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名	R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号	A-25	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名	148-MX0区間 ケーブルラック取付図	●縮尺 (A1用紙) 1/1,1/5 (A3用紙) 1/2,1/10			



徳島県土木整備部高規格道路課							●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-26	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 ケーブル配線経路 現況図	●縮尺 (A1用紙) 1/100 (A3用紙) 1/200		



徳島県県土整備部高規格道路課							●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 A-27	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL.03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 ケーブル配線経路図	●縮尺 (A1用紙) 1/100 (A3用紙) 1/200		

新 鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）

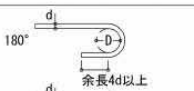
※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
- (2) 記号
- d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値（径） D…部材の成、又は鉄筋内法直径
- @…間隔 r…半径 C…中心線 L_o…部分間の内法距離 h_o…部材間の内法高さ
- S T…あばら筋 H O O P…帯筋 S, H O O P…補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

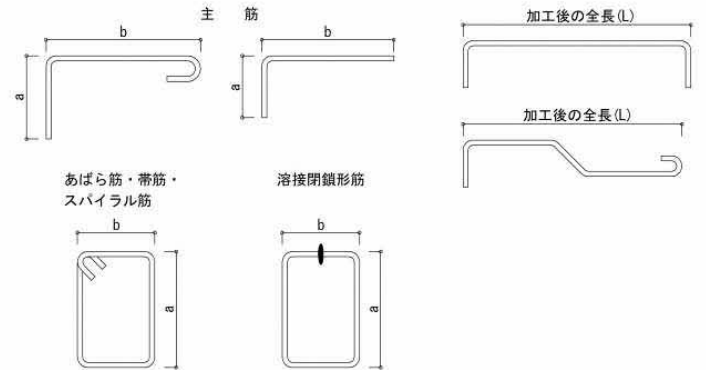
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
	180°	SD295	D16以下	3d以上
	135°	SD345	D19~D41	4d以上
	90°	SD390	D41以下	5d以上
		SD490	D25以下	6d以上
			D29~D41	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
- (2) スパイラル筋の重ね継手部に90° フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
- (3) 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90° フックまたは135° フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
- (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
- (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
- (6) SD490の鉄筋を90° を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項	目	符 号	許 容 差
各加工寸法 ⁽¹⁾	主 筋	D25以下	± 15
		D29以上D41以下	± 20
	あばら筋・帯筋・スパイラル筋	a, b	± 5
加工後の全長		L	± 20

[注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。

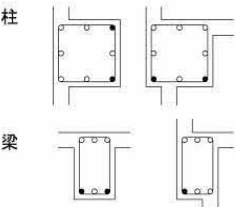


(4) 鉄筋のフック

a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。

- a. あばら筋、帯筋、および幅止メ筋
- b. 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
- c. 柱、梁（基礎梁は除く）の出すみ部分および下端の両端にある場合の鉄筋（右図参照）
- d. 単純梁の下端筋
- e. その他、本配筋標準に記載する箇所

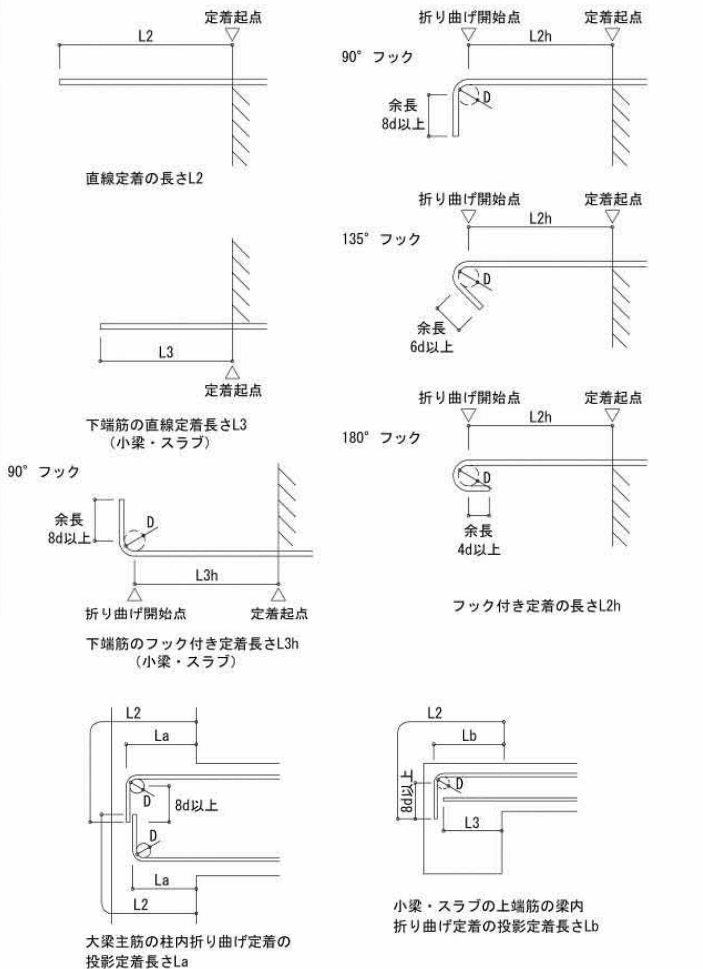
図の・印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要



(5) 定着長さ（軽量コンクリートでは5dを加算する。）

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	定 着 の 長 さ				小梁下端筋		スラブ下端筋	
		L2 (フックなし)	L2h (フックあり)	La ⁽³⁾	Lb	L3 (フックなし)	L3h (フックあり)	L3 (フックなし)	L3h (フックあり)
SD295	18	40d	30d	20d	15d	20d	10d	10d	かつ150以上
	21	35d	25d	15d	15d				
	24~27	30d	20d	15d	15d				
	30~36	30d	20d	15d	15d				
	39~45	25d	15d	15d	15d				
	48~60	25d	15d	15d	15d				
SD345	18	40d	30d	20d	20d	20d	10d	10d	かつ150以上
	21	35d	25d	20d	20d				
	24~27	35d	25d	20d	15d				
	30~36	30d	20d	15d	15d				
	39~45	30d	20d	15d	15d				
	48~60	25d	15d	15d	15d				
SD390	21	40d	30d	20d	20d	20d	10d	10d	かつ150以上
	24~27	40d	30d	20d	20d				
	30~36	35d	25d	20d	15d				
	39~45	35d	25d	15d	15d				
	48~60	30d	20d	15d	15d				
	24~27	45d	35d	25d	—				
SD490	30~36	40d	30d	25d	—	—	—	—	—
	39~45	40d	30d	20d	—				
	48~60	35d	25d	20d	—				
	48~60	35d	25d	20d	—				

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
- (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
- (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長をL2以上とするとともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。
- (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。



(6) 継手

■重ね継手（軽量コンクリートでは5dを加算する。）

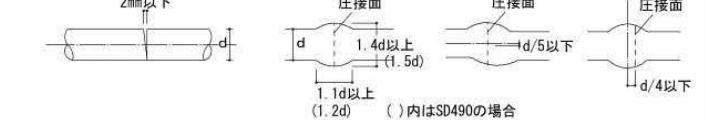
鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	重ね継手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
	48~60	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
	48~60	30d	20d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
	24~27	55d	40d
SD490	30~36	50d	35d
	39~45	45d	35d
	48~60	40d	30d
	48~60	40d	30d

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
- (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
- (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。

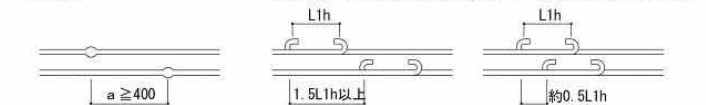
■継手に関する注意点

- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。

・ガス圧接形状（平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠損がないもの）



・圧接継手



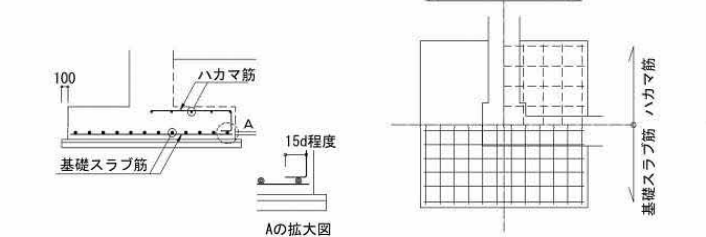
- 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手工法とする。
- 非破壊検査は工事監理者が承諾した信頼できる検査機関で行うこと。

3. 杭・基礎

（配筋については地震力等の水平力等を考慮して別途検討すること）

(1) 直接基礎

①独立基礎

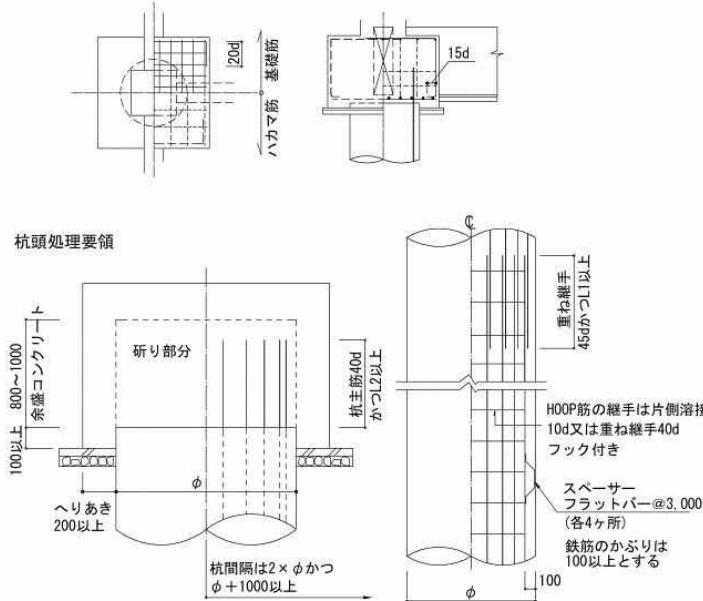


②ベタ基礎

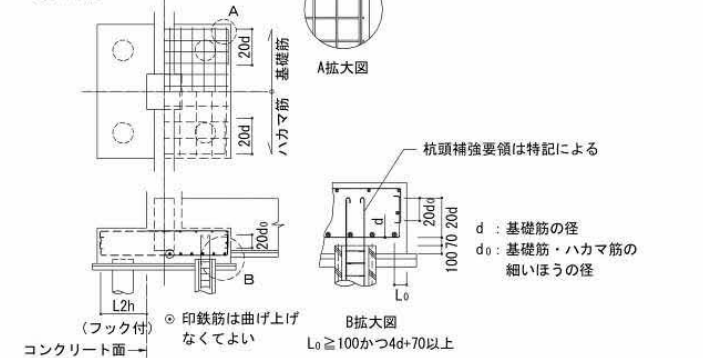


(2) 杭基礎

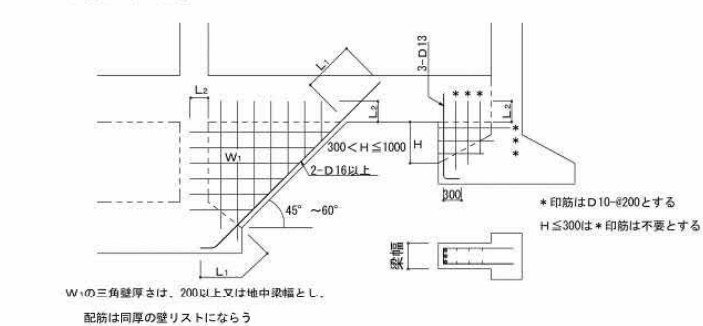
① 場所打ち杭



② PHC杭



(3) 基礎接合部の補強

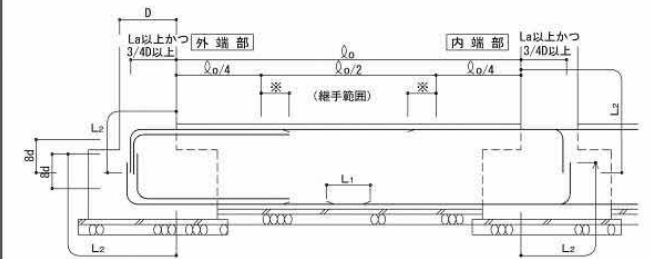


新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

※修正箇所は下線を引くこと

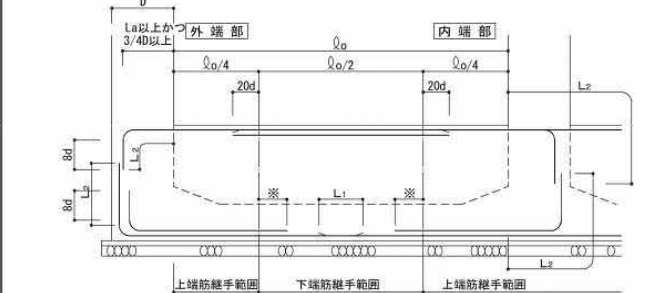
4. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合(定着、継手)
(長期荷重が支配的な場合の継手は6. (2) 大梁継手位置とする。)



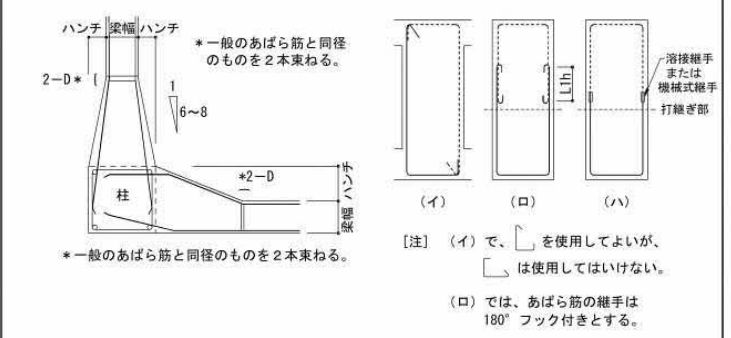
※主筋のカットオフ長さは $L_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6. 大梁の項の表6-1による。

(2) 布基礎、べた基礎の場合(定着、継手)

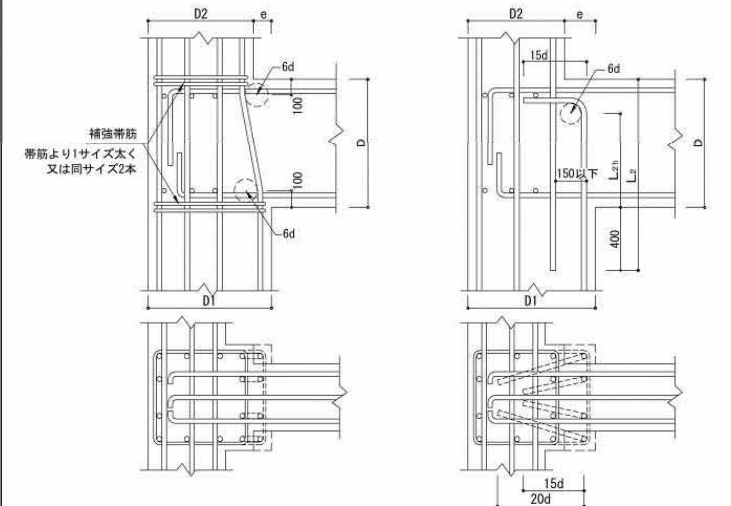


※主筋のカットオフ長さは $L_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6. 大梁の項の表6-1による。

(3) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領 (4) せいの高い梁のあばら筋加工要領図

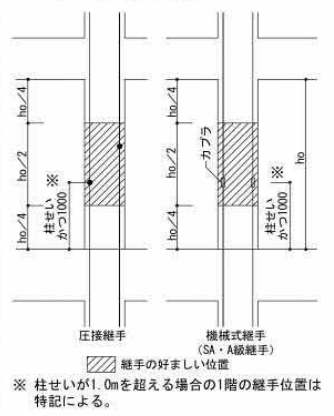


(6) 絞り

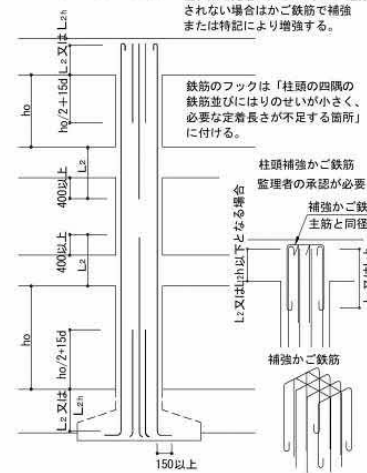


5. 柱

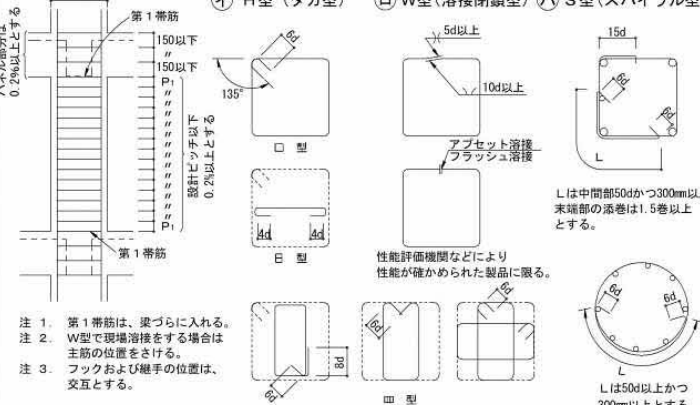
(1) 柱主筋の継手位置



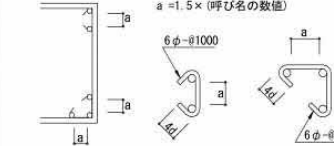
(2) 柱主筋の定着



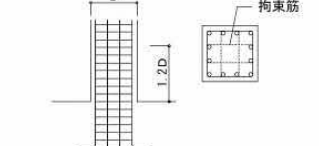
(3) 帯筋



(4) 寄せ筋の保持



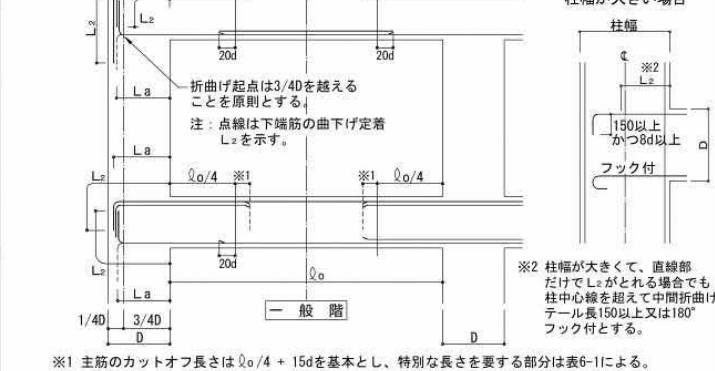
(5) 柱脚部の補強



6. 大梁

(1) 定着

① 一般



② ハンチがある場合

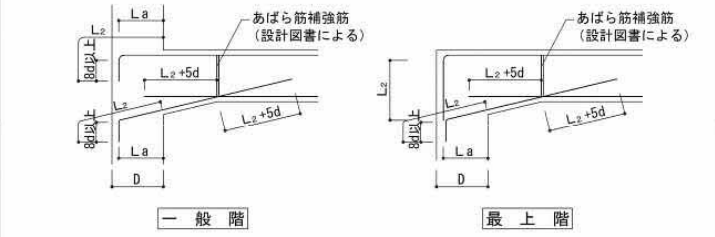
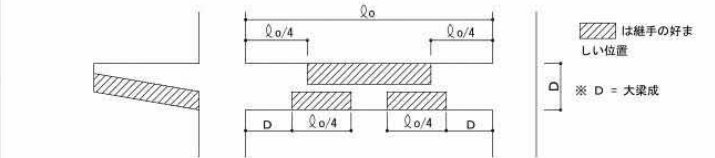


表6-1 特別なカットオフ長さを要する部材 (mm)			
部材名	$L_o/4$ に加える長さ	部材名	$L_o/4$ に加える長さ

(2) 大梁主筋の継手 (SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。)



(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置



(4) あばら筋の型 (注、床版がない場合は135°以上のフックとする。)

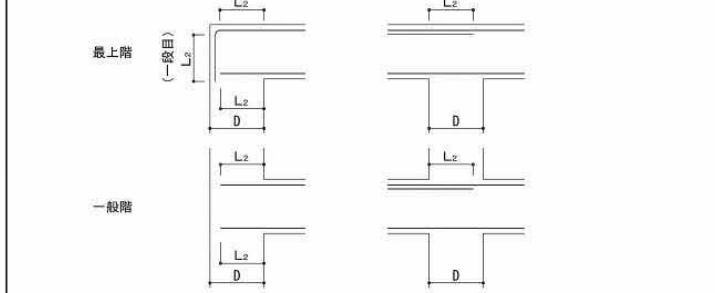


(5) 幅止め筋の本数、加工

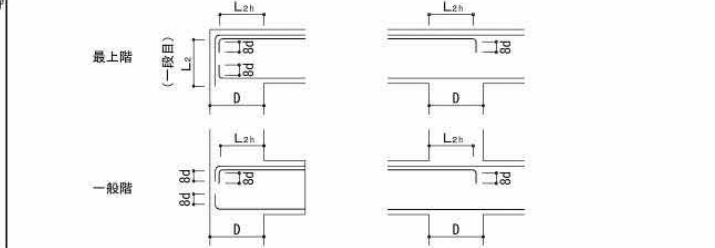
幅止め筋の本数、加工			
腹筋	D < 600 不要	2-D 10 1段	
	600 ≤ D < 900	4-D 10 2段	
	900 ≤ D < 1200	D 10 @ 300 以内	
	1200 ≤ D	D 13 @ 300 以内	
幅止め筋	D 10 @ 1000 以内で割り付ける		

(6) 梁主筋の定着

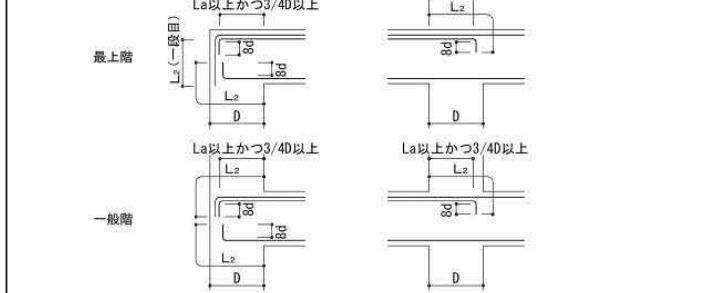
① 直線定着



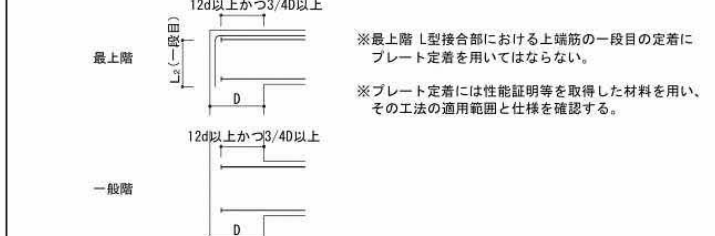
② 90° フック付直線定着



③ 折曲げ定着

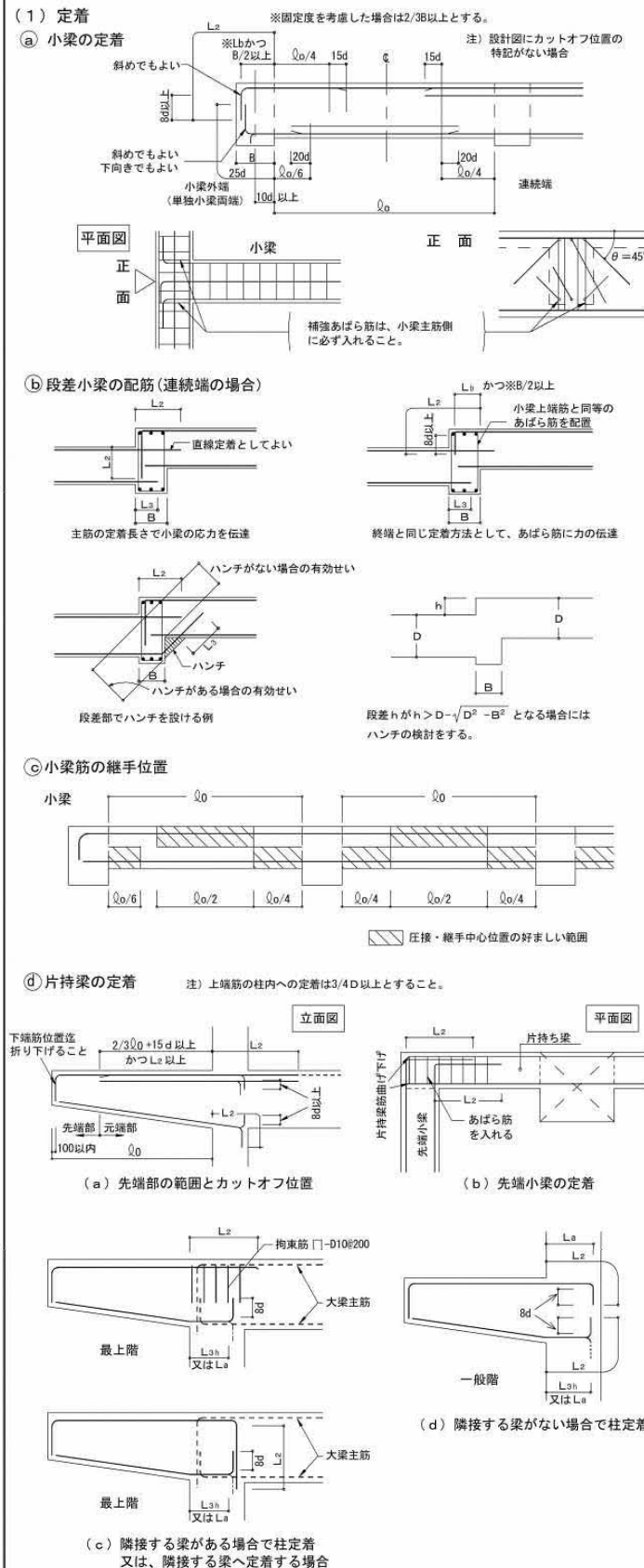


④ プレート定着

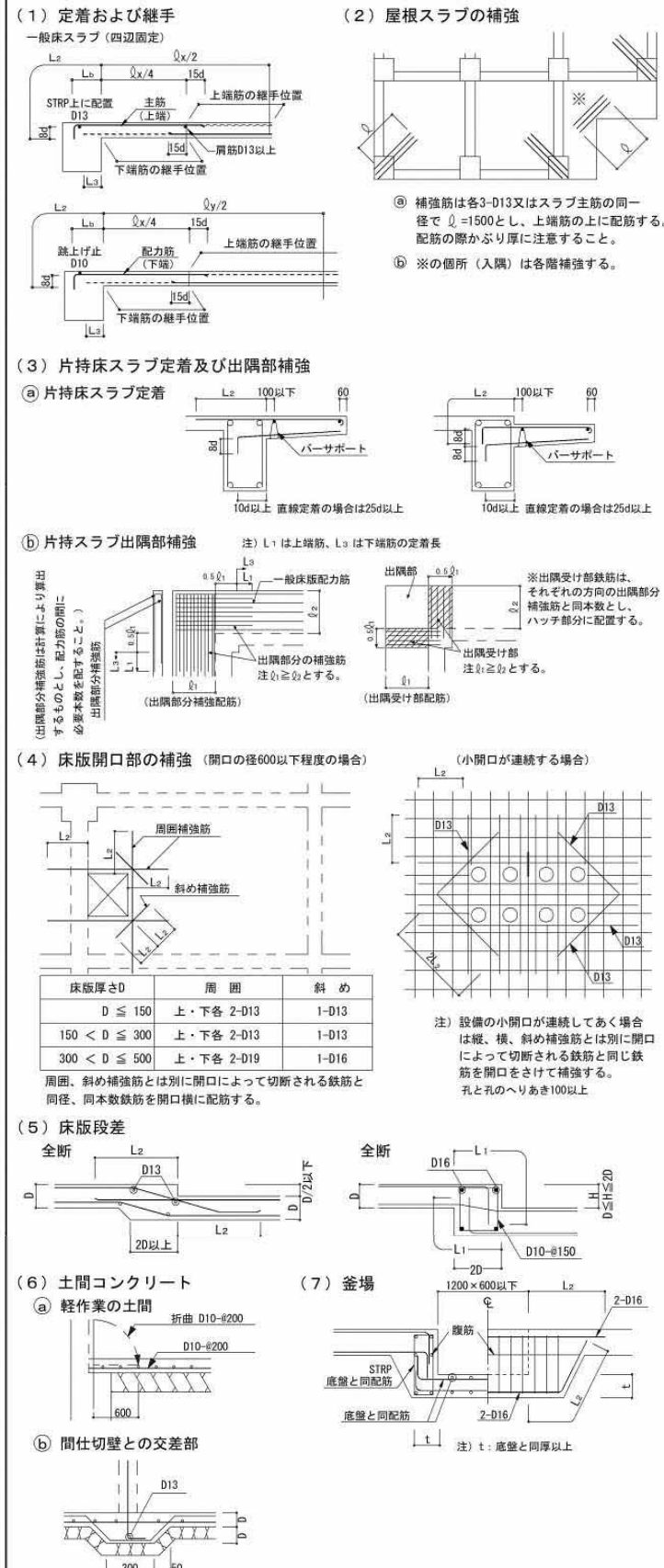


新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)

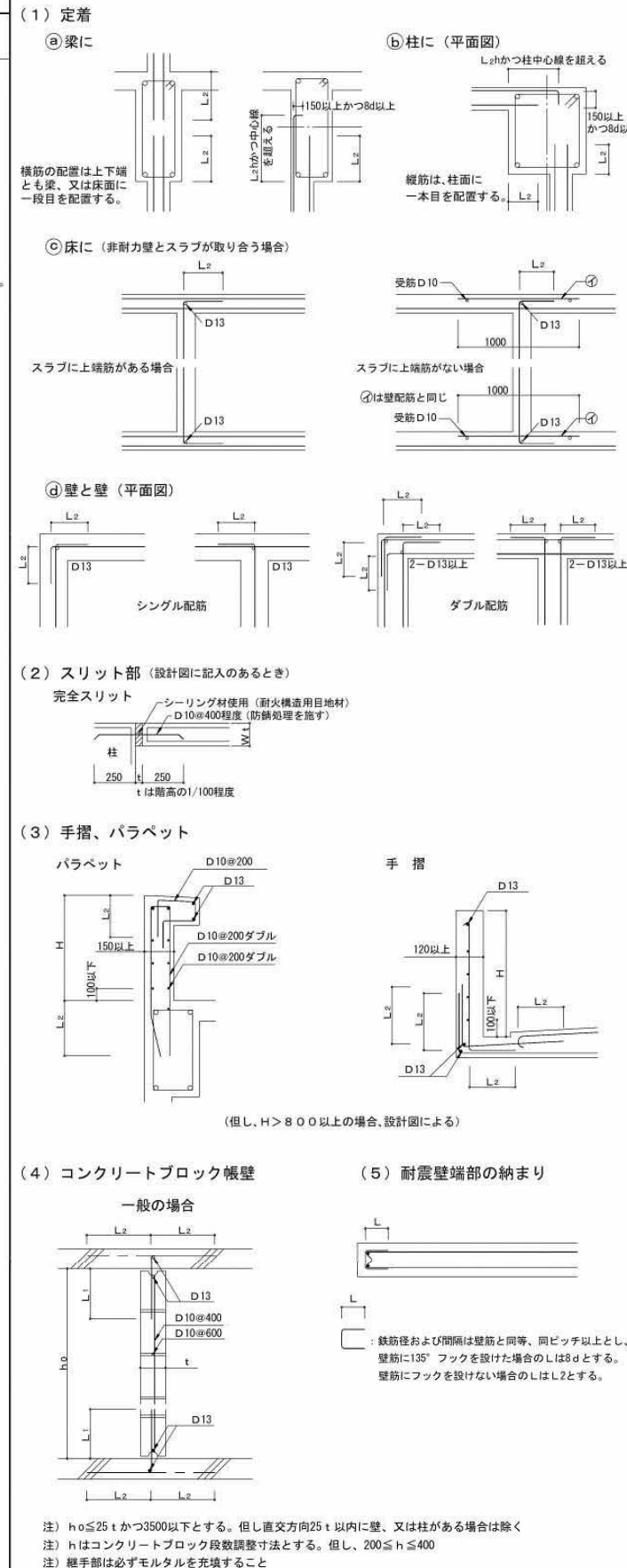
7. 小梁、片持梁



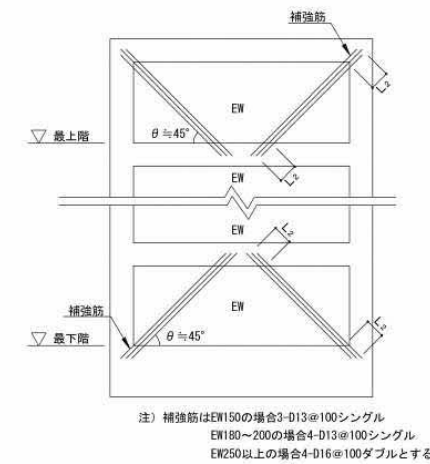
8. 床版



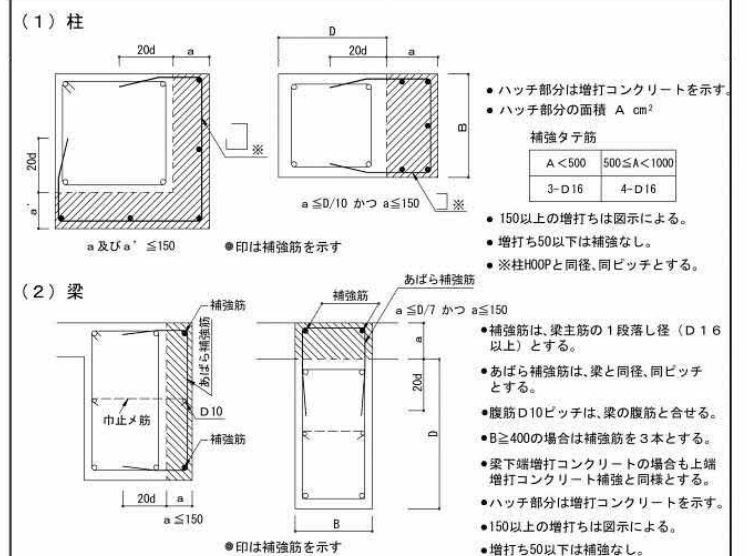
9. 壁



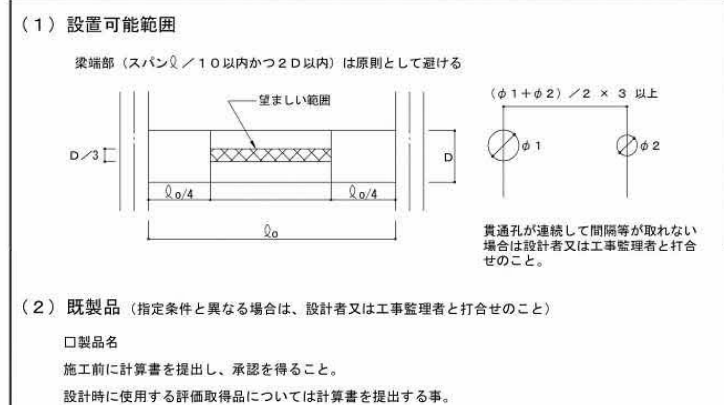
(6) 連層耐震壁乾燥収縮の補強筋



10. 柱、梁増打コンクリート補強 (増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと)



11. 梁貫通孔補強 (開口補強筋については計算により確認すること)



●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事

●図面名 新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)

●図面番号 B-03

●縮尺 -

荻原雅史建築設計事務所

東京都中野区本町6-44-3-101
TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429
一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号
一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史

●日付 25/03/25

鉄骨構造標準図(1)

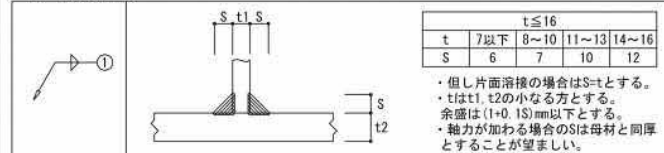
※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

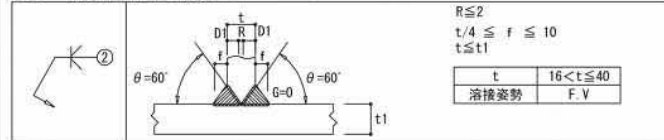
- (1) 材料及び検査
- (a) 新構造設計特記仕様による。
- (b) 本標準図はベースプレートを除き鋼材の厚さが40mm以下の工事に適用する。但し、ベースプレートの厚さは除く。
- (c) 社内検査結果の検査報告書には、鉄骨の寸法・精度及びその他の検査結果を添付する。
- (2) 工作一般
- (a) 鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し工事監理者の承認を得る。
- (b) 鋼管部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による。
- (c) 高張力鋼の垂み矯正は、冷間矯正とする。
- (3) 高力ボルト接合
- (a) 本締め使用するボルトと、仮締めボルトの併用はしてはならない。
- (b) 高力ボルトの摩擦面の処理は黒皮などを産金外径2倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、一様にさびが発生させた状態とする。但しショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面荒さが、50μm Rz以上である場合は、さびの発生は要しない。
- (c) 高力ボルトの締付けに使用する機器はよく整備されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分に密着するよう注意して行う。
- (4) 溶接接合
- (a) 平成12年建設省告示第1464号第二号イ、ロによる、溶接部の性能、溶着金属の性能を満足すること。
- (b) 溶接技能者
- 溶接技能者は施工する溶接に適用するJISZ3801(手溶接)又はJISZ3841(半自動溶接)の溶接術検定試験に合格し引続き、半年以上溶接に従事している者とする。
- (c) 溶接機器
- (イ) 交流アーク溶接機 300A～500A (ロ) アークエアガウジング機(直流) (ハ) セルフシールドアーク溶接機
- (ニ) 炭酸ガスアーク半自動溶接機 (ホ) 溶接電流を測定する電流計 (ヘ) 溶接棒乾燥器
- (d) 溶接方法
- 被覆アーク溶接(アーク手溶接、MC、MP) ガスシールドアーク溶接(半自動溶接、GC、GP) セルフシールドアーク溶接(半自動溶接、NGC) アークエアガウジング(AAG)
- (e) 溶接姿勢
- (f) 組立溶接技能者は、原則として本工事に従事する者が行う。
- (イ) 仮付位置
- 組立溶接は溶接の始、終端、隅角部など強度上、工作上、問題となり易い箇所は避ける。
- (ロ) 完全溶込み溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する。
- (g) 溶接施工
- (イ) エンドタブ
- ・完全溶込み溶接、部分溶込み溶接の両端部に母材と同厚で同間先形状のエンドタブを取り付ける。
- ・エンドタブの材質は、母材と同質とする。但し、鉄骨製作に十分な実績があり、かつ溶接部の品質が十分確保できると判断される場合には監理者の承認を受けて他の方法とすることができる。
- ・エンドタブの長さは、MC:35mm以上 NGC、GC:40mm以上とし特記のない場合は、溶接終了後、母材より10mm程度残し切断して、グラインダー仕上げとする。
- ・プレス鋼板タブ、固形タブ使用については、資料を提出し設計者、又は工事監理者の承認を得る。
- (ロ) 裏当て金
- 材質は母材と同質材料とし厚さは手溶接で6mm、半自動溶接で9mm以上、巾は25mm以上を原則とする。但し、溶接性能が確認できれば監理者の承認を得て変更することができる。
- (ハ) スカップ半径はr1=30～35mmとr2=10mmのダブルアールとする。但し梁成がD=150mm未満の場合のスカップはr1=20mmとする。
- (ニ) ノンスカップ工法
- (ホ) 裏はつり
- 標準図の溶接においてAAGと記載のある部分は全て、アークエアガウジングを行った上で、部材に確認マークを付ける。
- (ヘ) 現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆材を塗布する。又、開先部を傷めない様に養生を行う。
- (5) 塗装
- コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない。

2. 溶接標準図 (注) f:余盛 G:ルート間隔 R:フェース S:脚長 (単位mm)

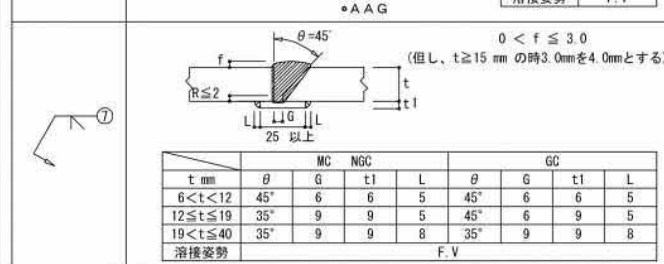
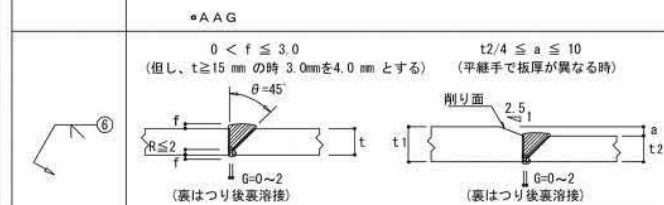
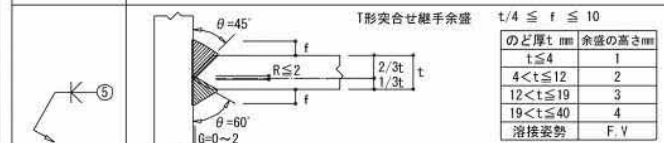
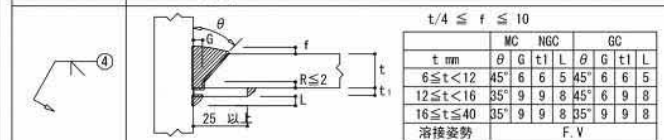
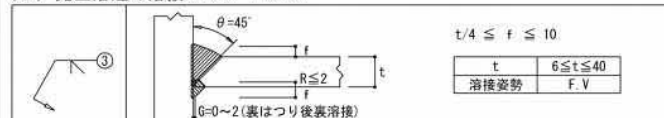
(1) 隅肉溶接



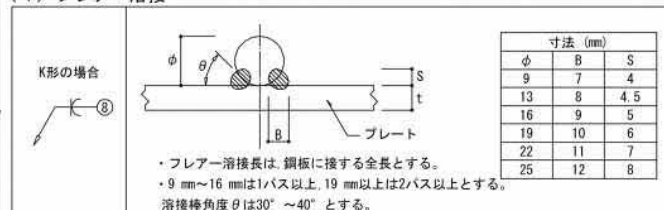
(2) 部分溶け込み溶接 (使用箇所に注意)



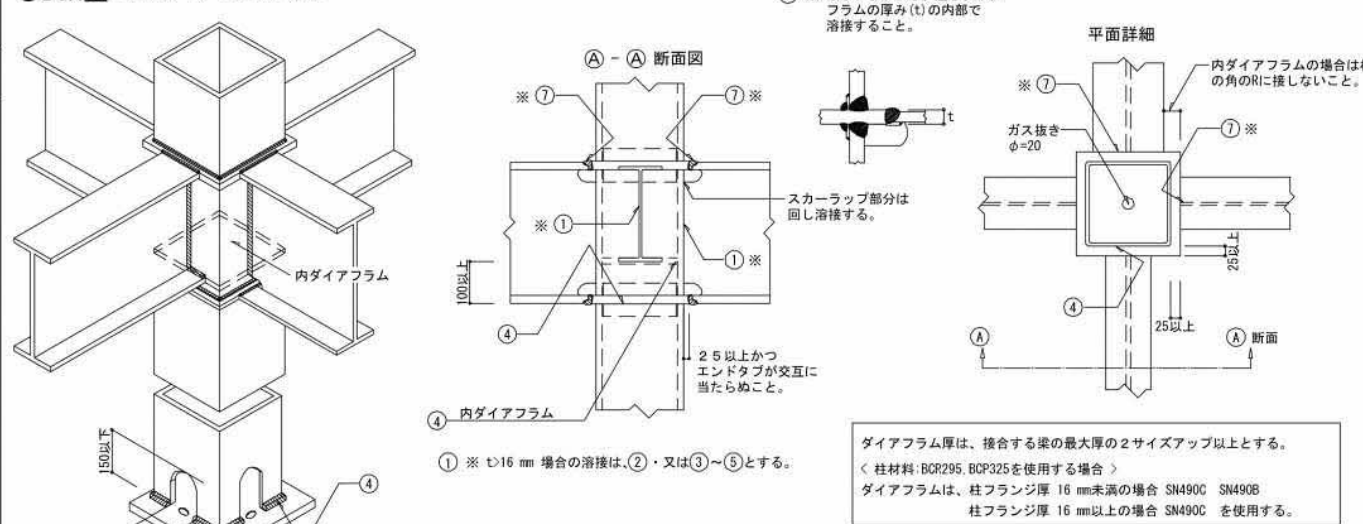
(3) 完全溶込み溶接 (平継手 T形継手)



(4) フレー溶接



●BOX型 (通しダイアフラムの場合)

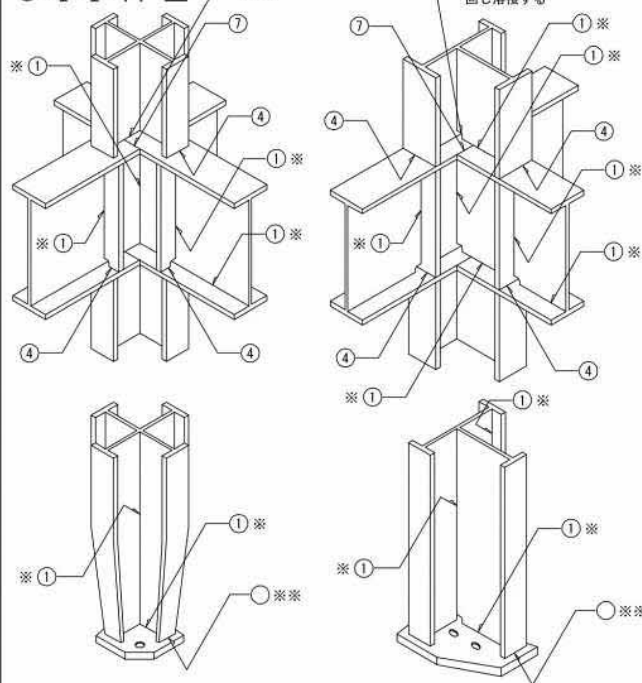


●鋼材種別による溶接条件

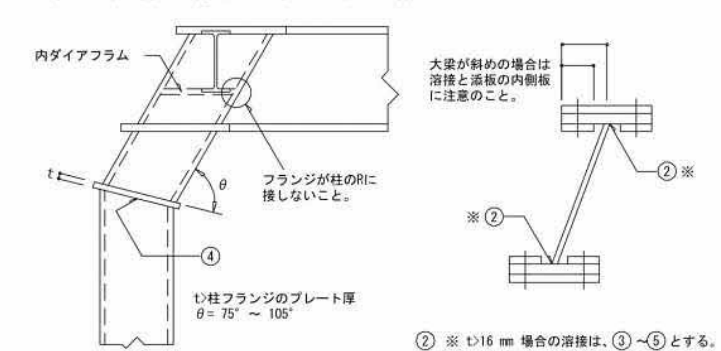
鋼材の種類	規格	溶接材料	入熱(kJ/cm)	バス間温度(℃)
一般鋼材	400N級炭素鋼	JIS Z 3312 YGW11, YGW15	40 以下	350 以下
		YGW18, YGW19	30 "	450 "
		T490Tx-yCA-U	40 "	350 "
	490N級炭素鋼	JIS Z 3313 YGW18, YGW19	30 "	450 "
		T550Tx-yCA-U	30 "	450 "
		T550Tx-yMA-U	30 "	450 "
冷間成形角形鋼管	400N級炭素鋼	JIS Z 3211 E43xx, E49xx	40 "	350 "
		YGW11, YGW15	30 "	250 "
		YGW18, YGW19	40 "	350 "
	490N級炭素鋼	JIS Z 3312 YGW11, YGW15	30 "	250 "
		YGW18, YGW19	40 "	350 "
		T490Tx-yCA-U	30 "	250 "
冷間成形角形鋼管	BCR295, BCP325	JIS Z 3312 YGW11, YGW15	30 "	250 "
		YGW18, YGW19	40 "	350 "
	STKR400	JIS Z 3313 YGW18, YGW19	40 "	350 "
		T550Tx-yCA-U	40 "	350 "

注) ロボット溶接の場合(一社)日本ロボット工業会による建築ロボットの型式認証条件に従うこと。
490N/mm²を超える部材は適合する溶着金属を使用すること。
ガスシールドアーク溶接法による完全溶け込み溶接部に適用する。

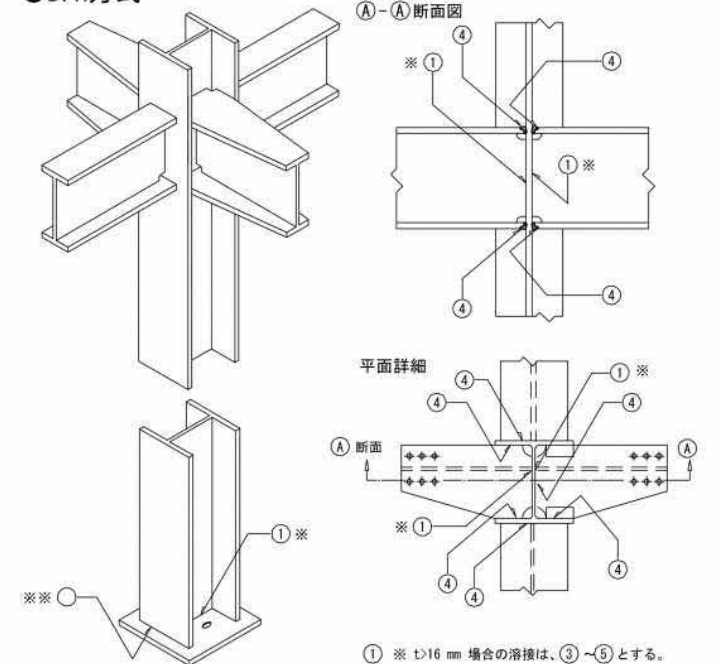
●H型

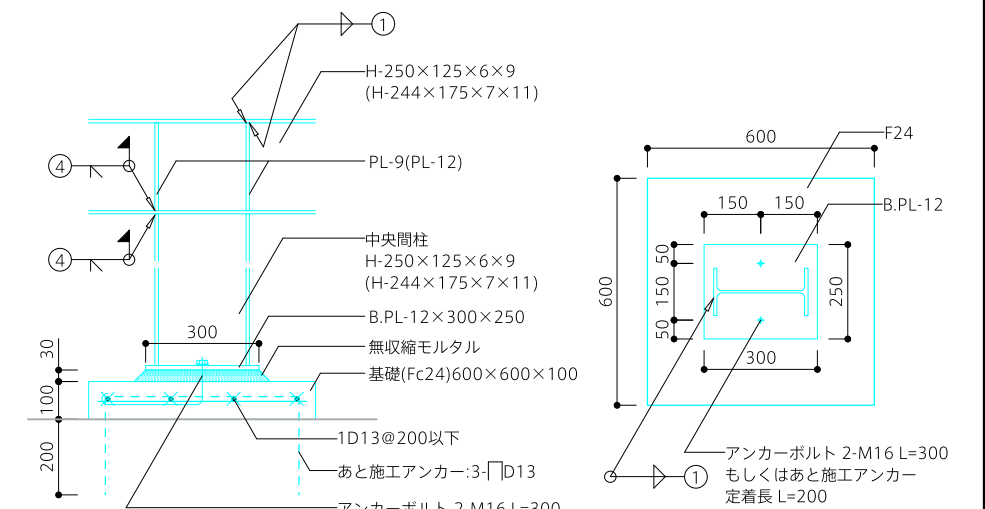
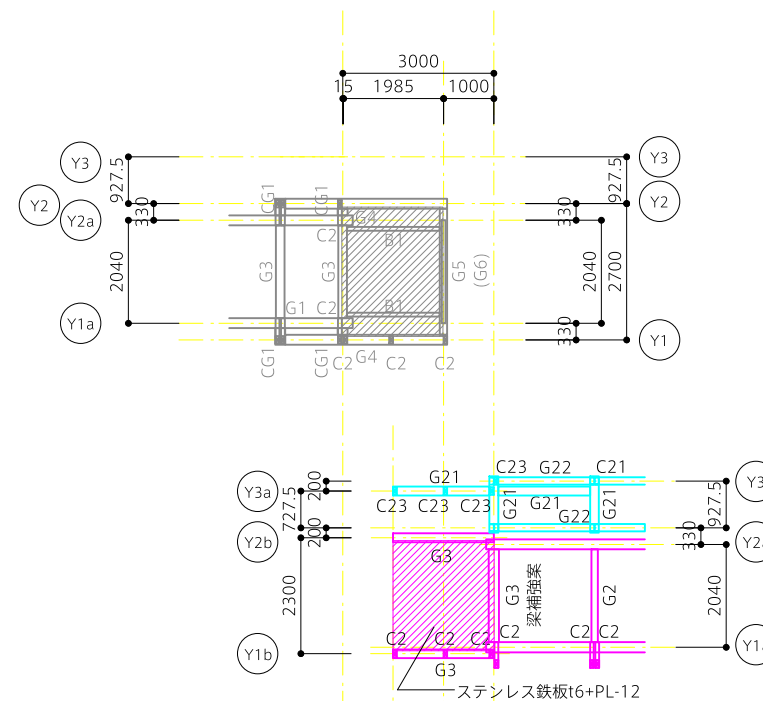


●柱が途中で折れる場合、及び梁せいが異なる場合



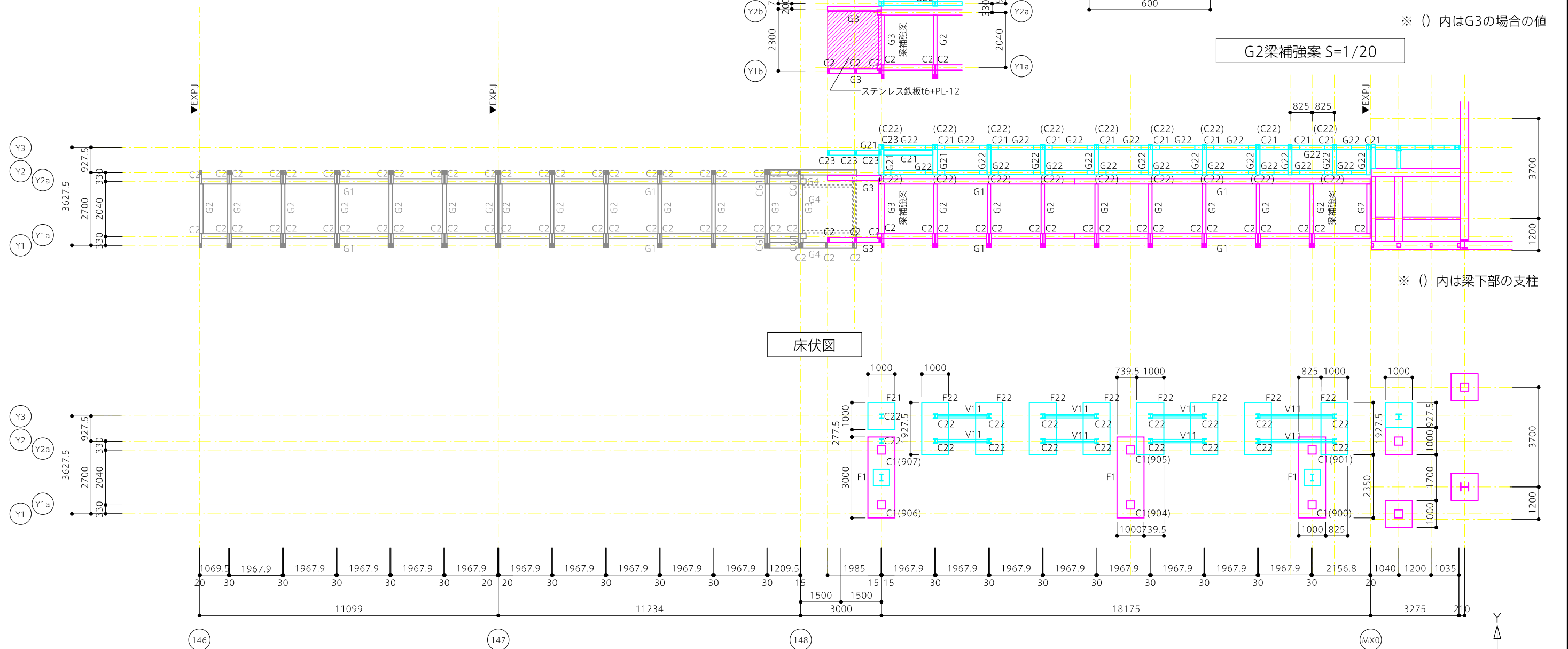
●B.H方式





※ () 内はG3の場合の値

G2梁補強案 S=1/20



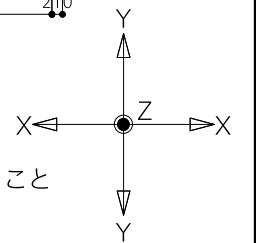
※ () 内は梁下部の支柱

床伏凶

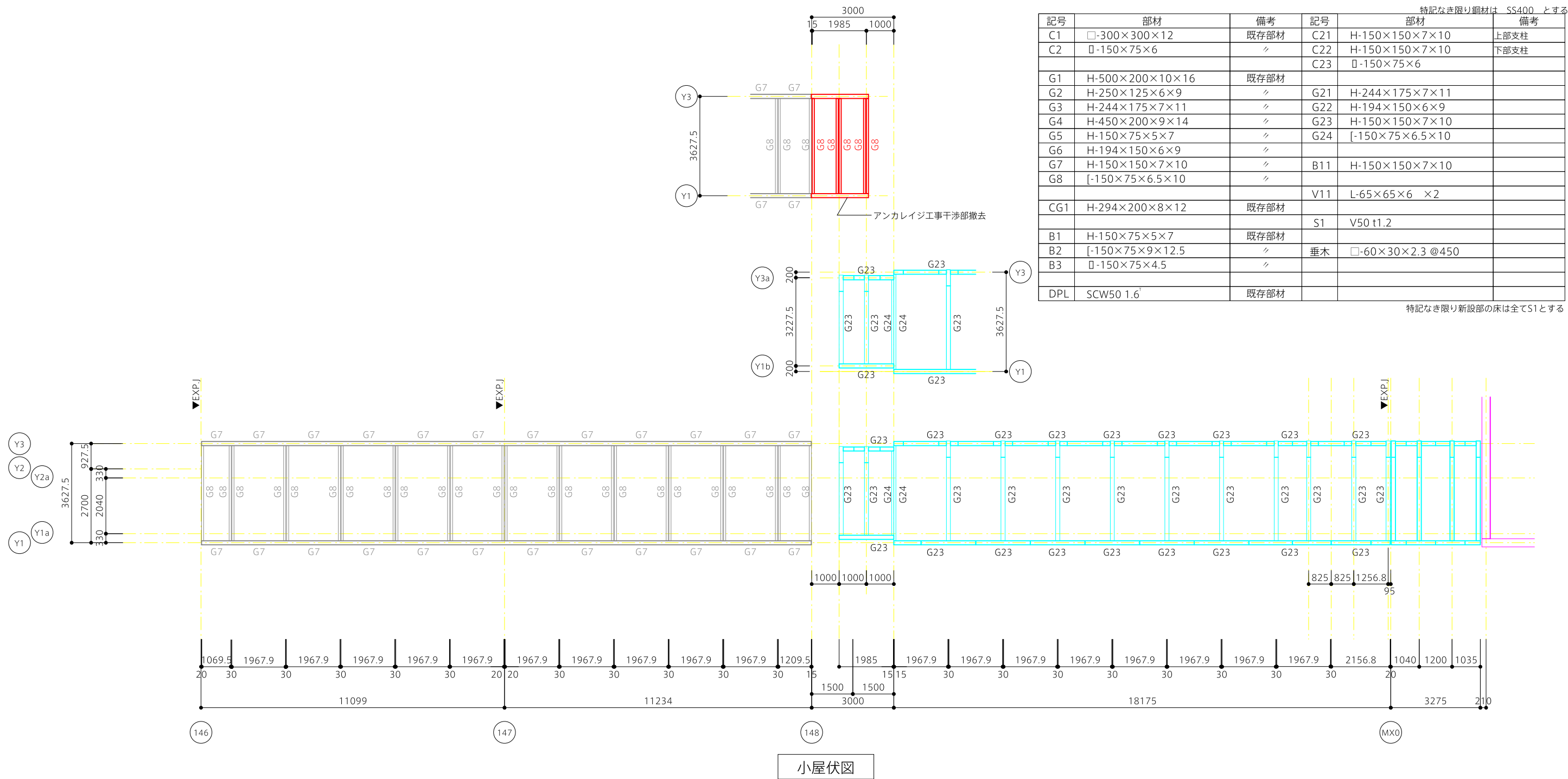
基礎伏図

 既存アンカレイジ部
 既存海上部

※既存部分の状況・寸法を確認の上、現状に合わせて施工を行うこと
※鉄骨詳細図については意匠図も参照のこと



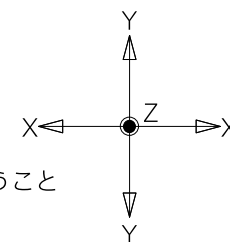
徳島県県土整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-05	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3・101 TEL:03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	25/03/25
								●図面名 145-MX0区間 基礎伏図・床伏図	●縮尺 (A1用紙) 1/10,1/75 (A3用紙) 1/20,1/150		



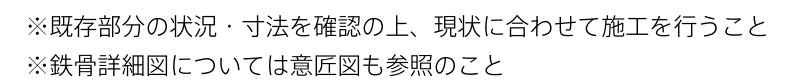
特記なき限り鋼材は SS400 とする					
記号	部材	備考	記号	部材	備考
C1	□-300×300×12	既存部材	C21	H-150×150×7×10	上部支柱
C2	□-150×75×6	〃	C22	H-150×150×7×10	下部支柱
			C23	□-150×75×6	
G1	H-500×200×10×16	既存部材			
G2	H-250×125×6×9	〃	G21	H-244×175×7×11	
G3	H-244×175×7×11	〃	G22	H-194×150×6×9	
G4	H-450×200×9×14	〃	G23	H-150×150×7×10	
G5	H-150×75×5×7	〃	G24	[-150×75×6.5×10	
G6	H-194×150×6×9	〃			
G7	H-150×150×7×10	〃	B11	H-150×150×7×10	
G8	[-150×75×6.5×10	〃			
			V11	L-65×65×6 ×2	
CG1	H-294×200×8×12	既存部材			
			S1	V50 t1.2	
B1	H-150×75×5×7	既存部材			
B2	[-150×75×9×12.5	〃	垂木	□-60×30×2.3 @450	
B3	□-150×75×4.5	〃			
DPL	SCW50 1.6 ¹	既存部材			

 既存アンカレイジ部
 既存海上部

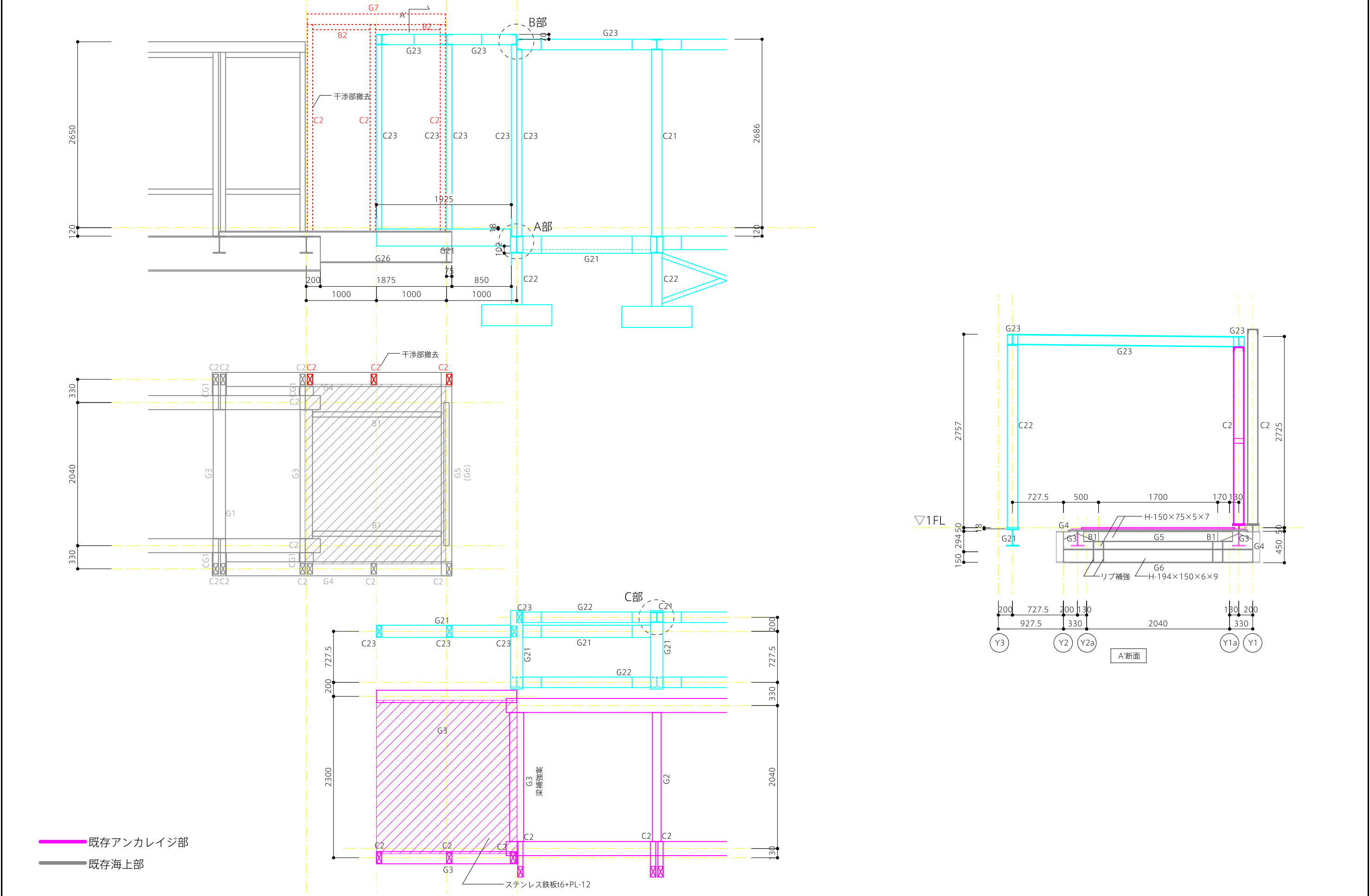
※既存部分の状況・寸法を確認の上、現状に合わせて施工を行うこと
※鉄骨詳細図については意匠図も参照のこと



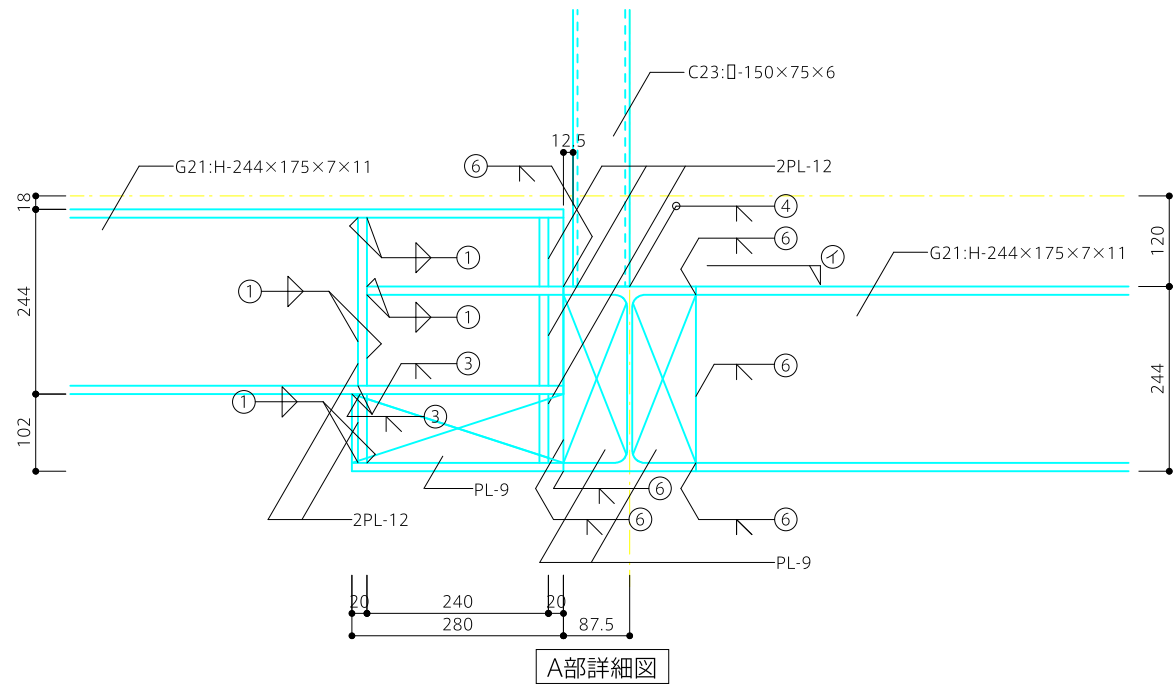
徳島県県土整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-06	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町16-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 145-MX0区間 小屋伏図・鉄骨部材リスト	●縮尺 (A1用紙) 1/75 (A3用紙) 1/150		



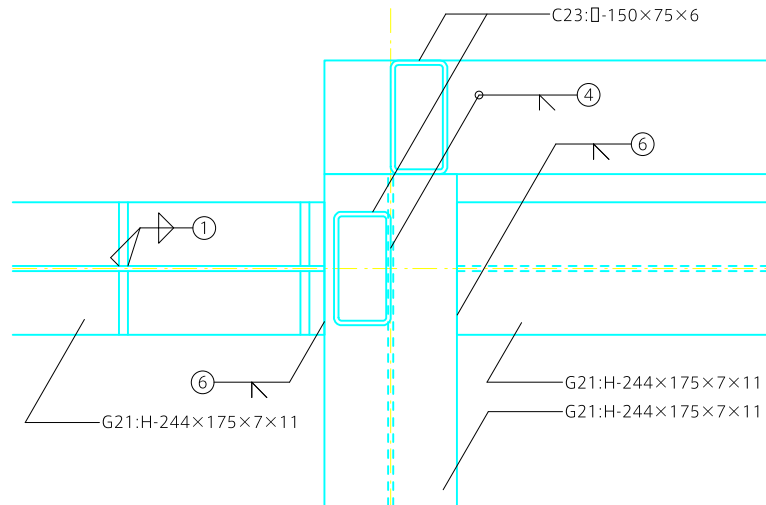
徳島県県土整備部高規格道路課							●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-07	萩原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第53242号 一級建築士 登録番号331223号 萩原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 148-MX0区間 軸組図	●縮尺 (A1用紙) 1/50 (A3用紙) 1/100		



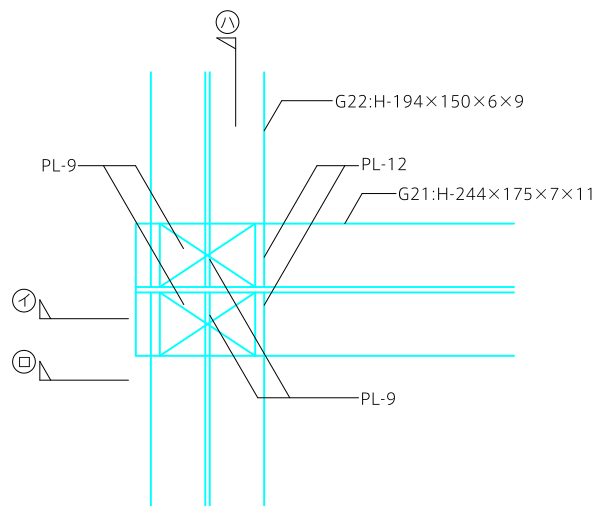
徳島県土整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-08	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 伸縮部詳細図 (1)	●縮尺 (A1用紙) 1/25 (A3用紙) 1/50		



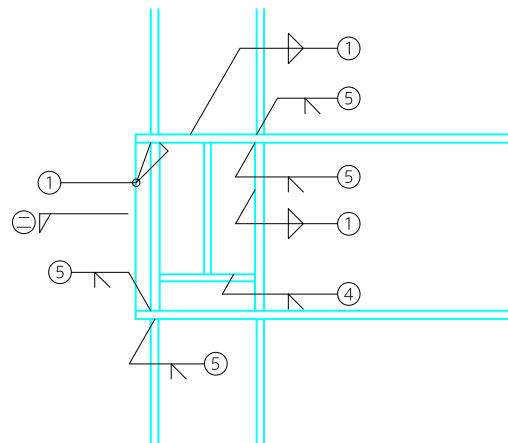
A部詳細図



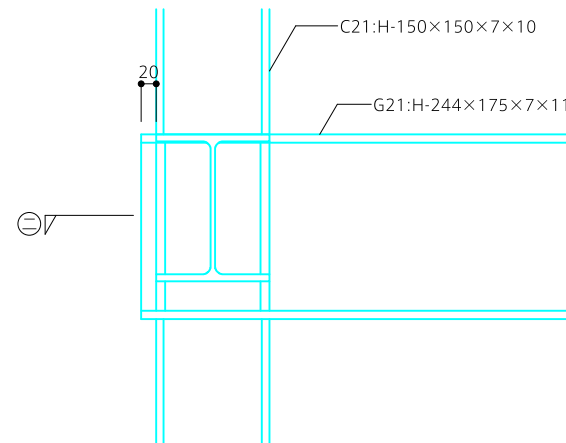
イ視



平面詳細図(二視)

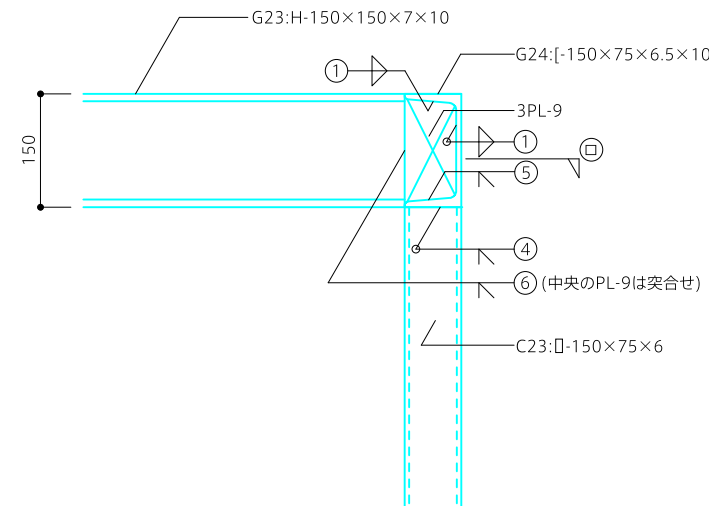


イ視

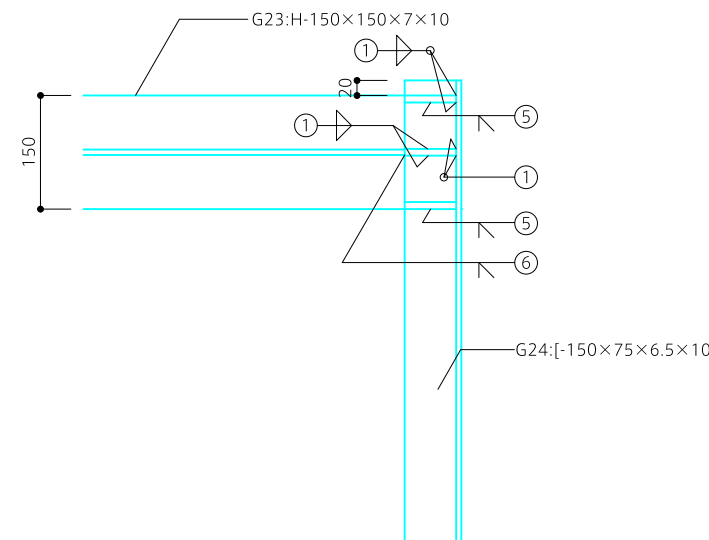


口視

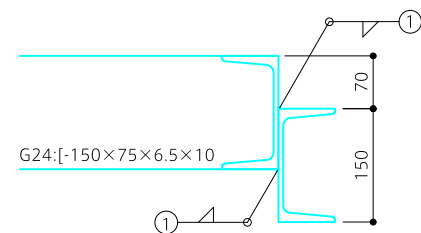
C部詳細図



B部詳細図

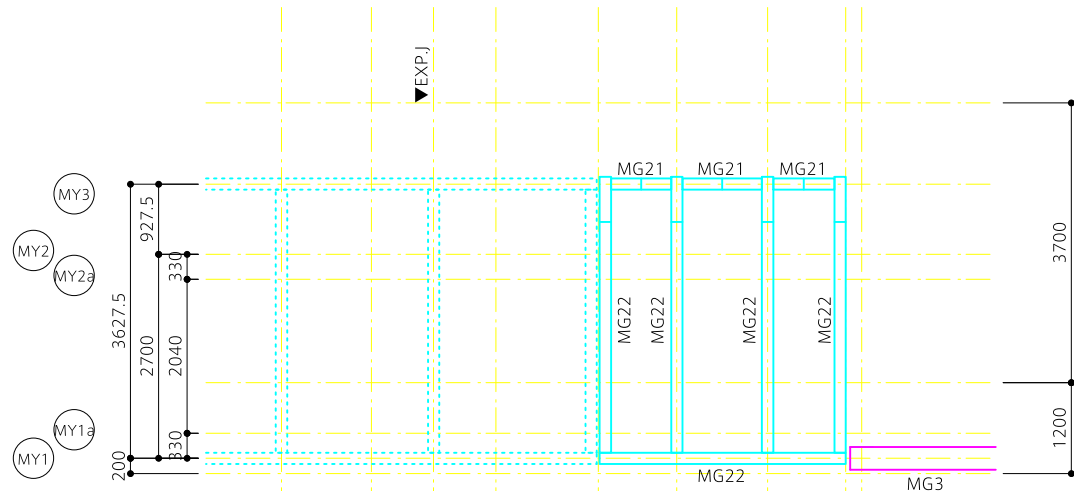


口視

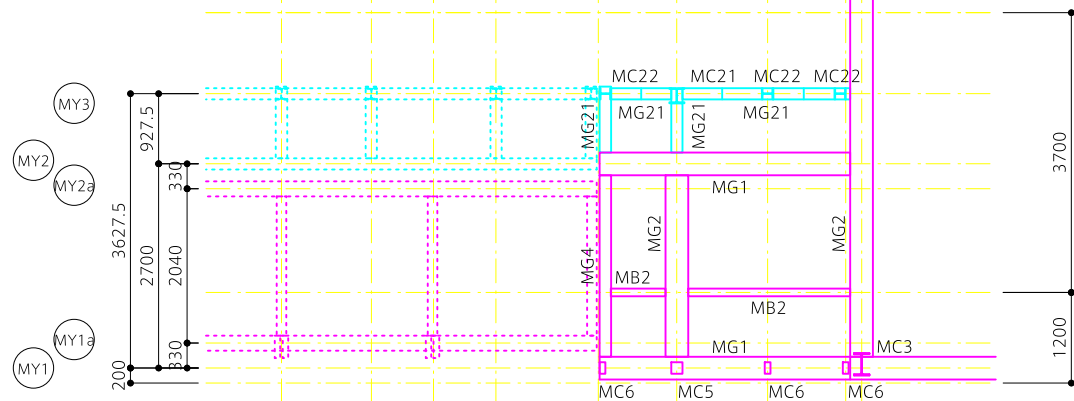


ハ視

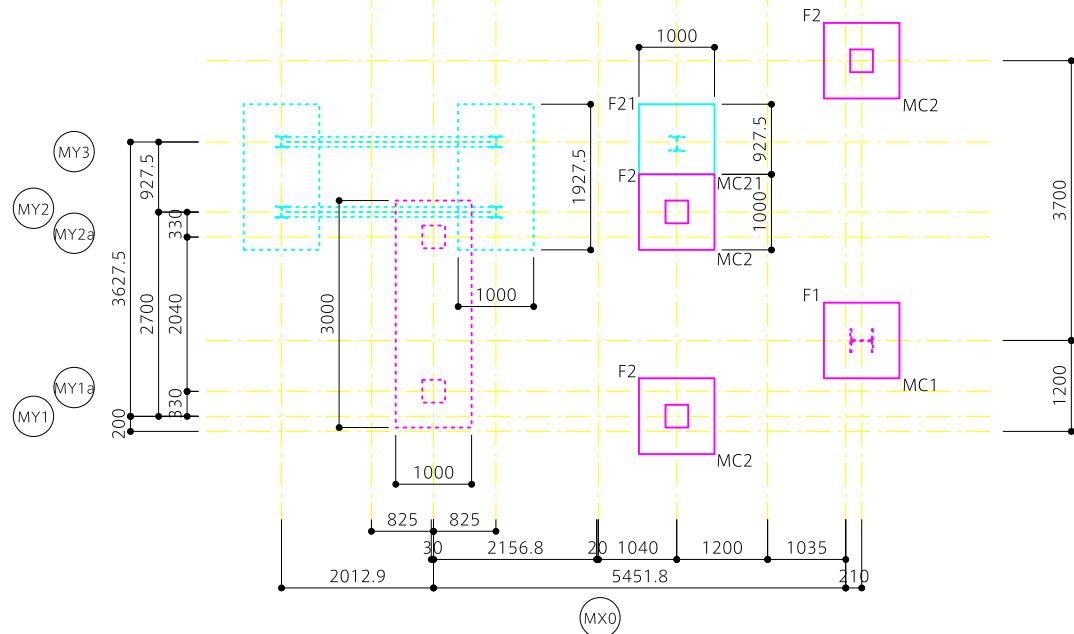
徳島県土木整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-09	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 148-MX0区間 伸縮部詳細図 (2)	●縮尺 (A1用紙) 1/5 (A3用紙) 1/10		



小屋伏図



床伏図

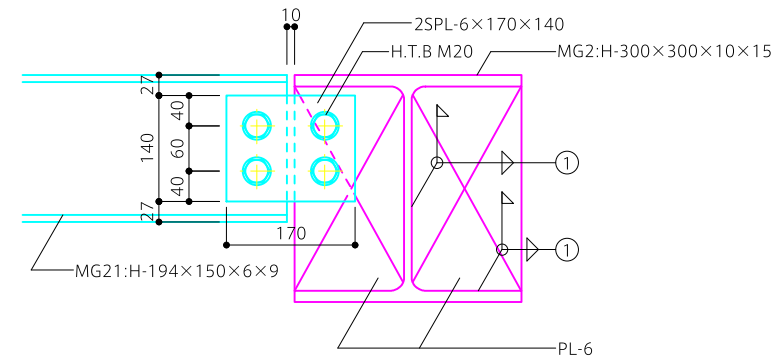


基礎伏図

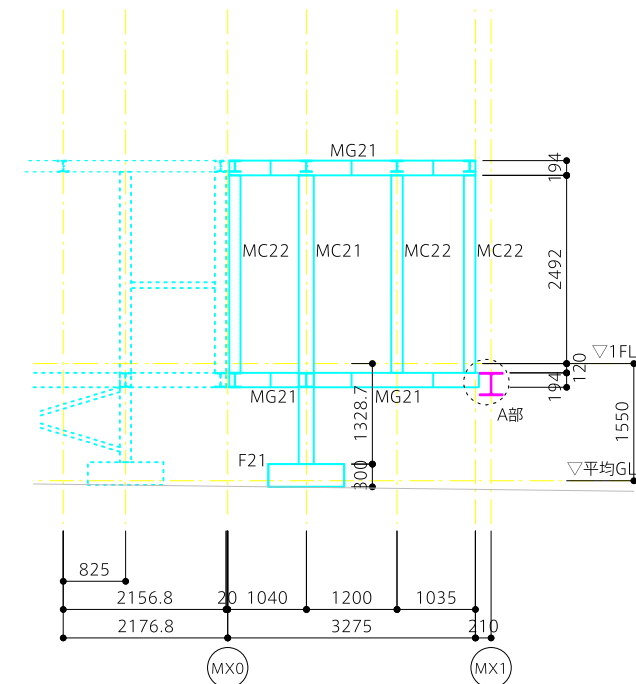
既存アンカレイジ部

特記なき限り鋼材はSS400とする					
記号	部材	備考	記号	部材	備考
MC2	□-300×300×16	既存部材	MC21	H-200×200×8×12(SM490A)	アンカレイジ部分から通し柱
MC3	H-294×200×8×12	〃	MC22	H-150×150×7×10	
MC5	□-150×150×9	〃			
MC6	□-150×75×6	〃	MG21	H-194×150×6×9	
			MG22	H-150×150×7×10	
MG1	H-300×300×10×15	既存部材			
MG2	H-300×300×10×15	〃	S1	V50 t1.2	
MG3	H-200×100×5.5×8	〃			
MG4	H-150×150×7×10	〃	垂木	□-60×30×2.3 @450	
MB2	H-200×100×5.5×8	既存部材			

※特記なき限り新設部の床は全てS1とする
※既存部分の状況・寸法を確認の上、現状に合わせて施工を行うこと
※鉄骨詳細図については意匠図も参照のこと



A部詳細図 1/10

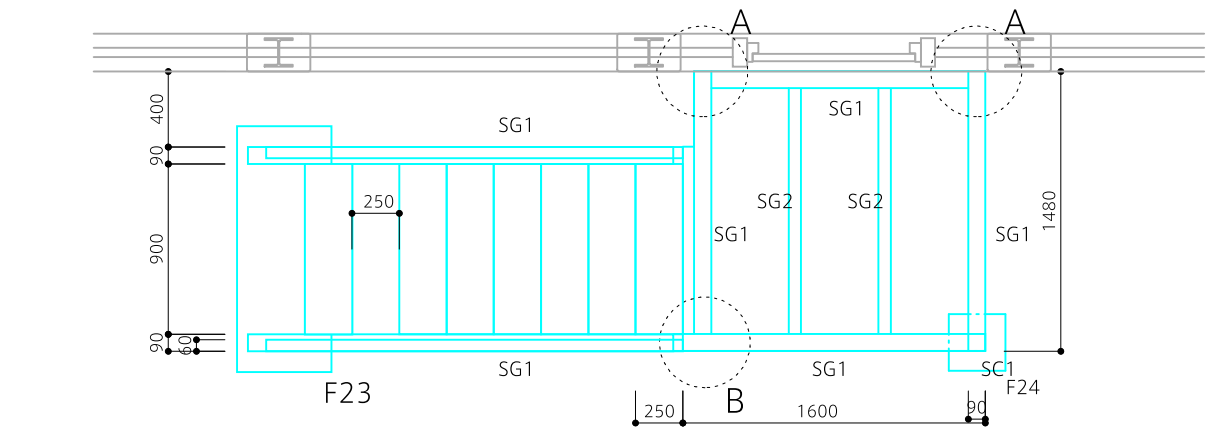


MY3 通り

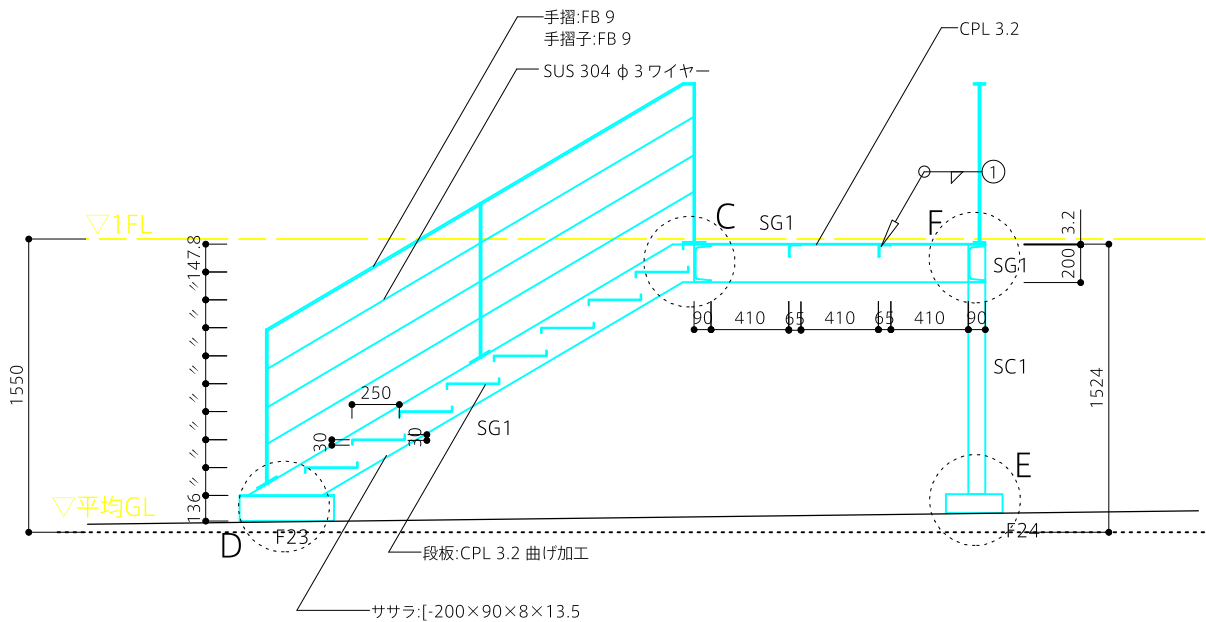
徳島県土整備部高規格道路課							●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-10	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
							●図面名 待合室接続部 基礎伏図・床伏図・小屋伏図・軸組図・鉄骨部材リスト	●縮尺 (A1用紙) 1/5,1/50 (A3用紙) 1/10,1/100		

特記なき限り鋼材は SS400,STKR400 とする
塗装は溶融亜鉛めっきHDZ55若しくは
それに準ずるJIS金属溶射、重防食塗装とする

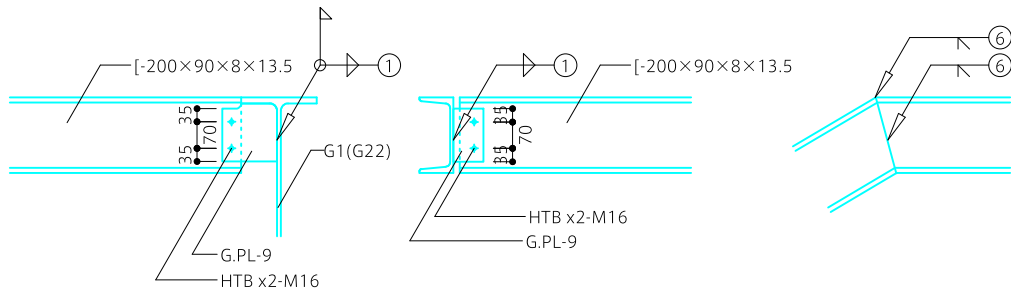
記号	部材	備考
SC1	□-90×90×3.2	
SC2	□-75×75×3.2	
SG1	[-200×90×8×13.5	
SG2	L-65×65×6	
SG3	[-200×75×6	
SG4	[-150×75×6	
SG5	[-75×40×5×7	



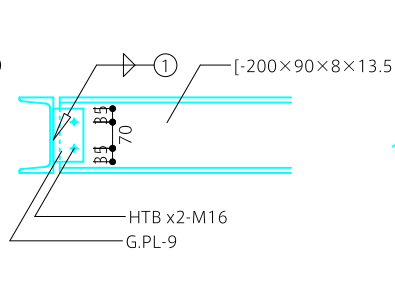
太平洋側床伏図



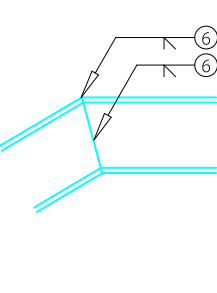
太平洋側軸組図



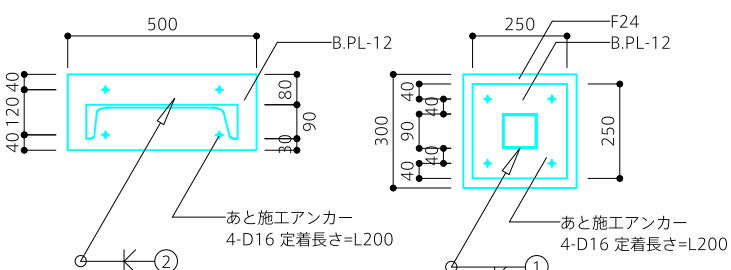
A部分



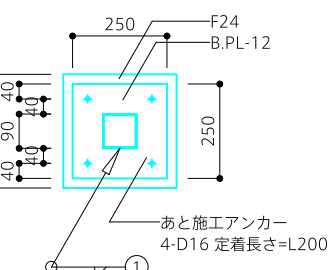
B部分



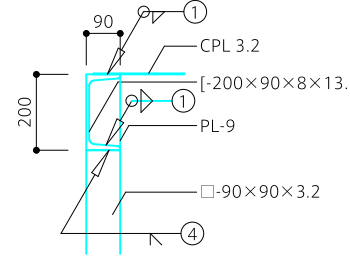
C部分



D部分



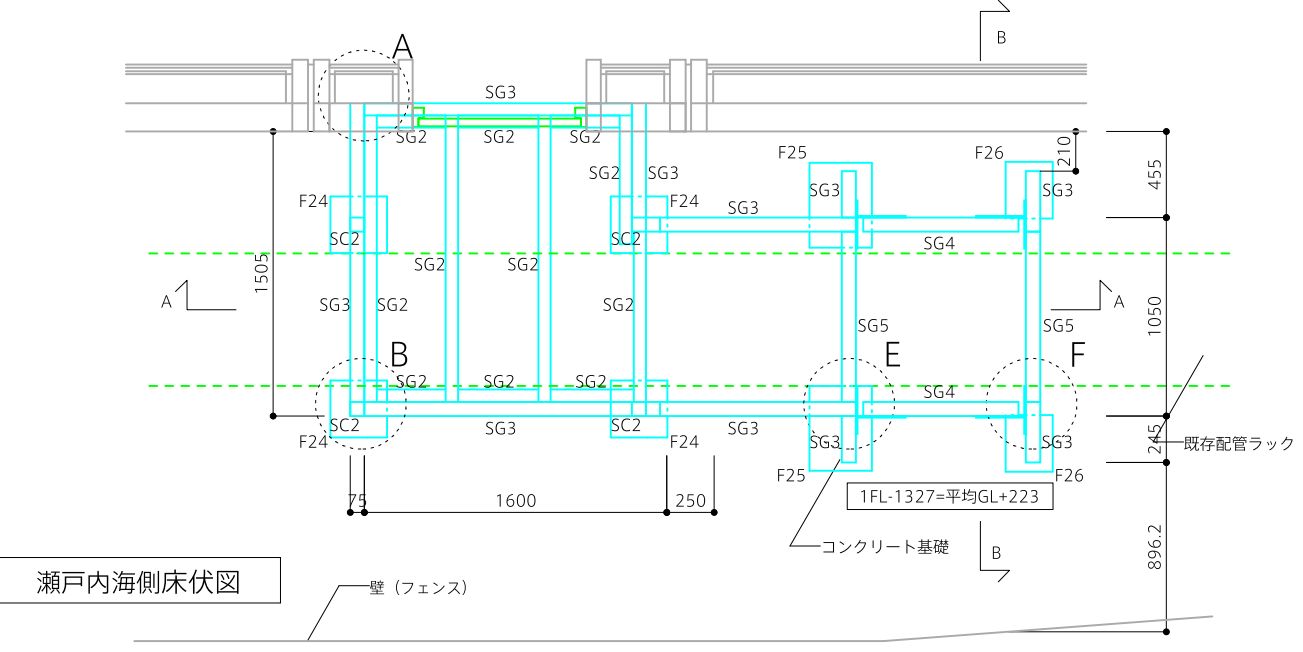
E部分



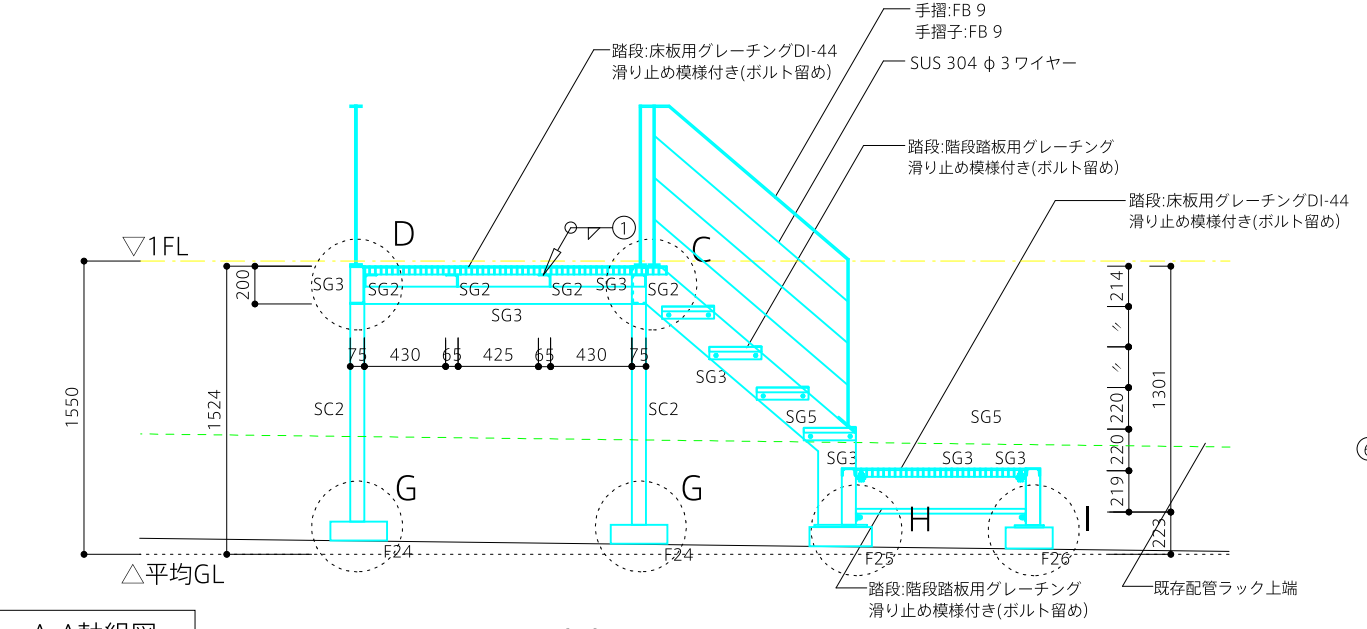
F部分

部分詳細図 S=1/20

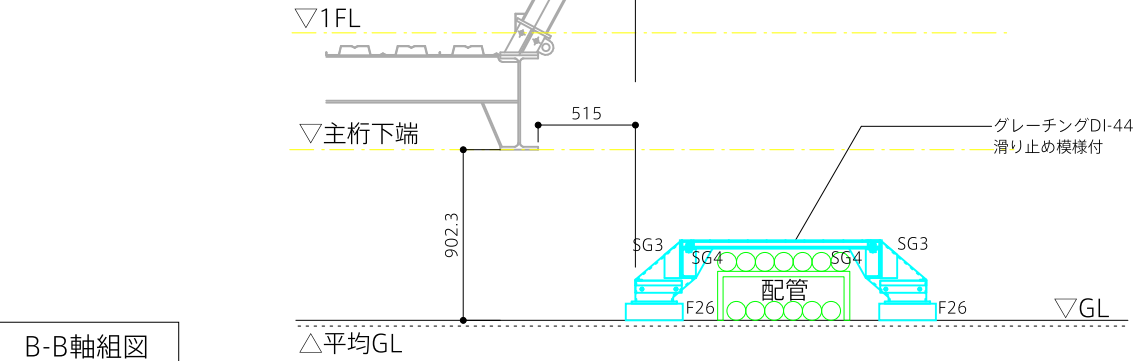
徳島県土整備部高規格道路課								●工事名 R7高規 渦の道 鳴・鳴門 連絡通路改修工事	●図面番号 B-11	荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史	●日付 25/03/25
								●図面名 階段 床伏図・軸組図・部分詳細図 (1)	●縮尺 (A1用紙) 1/10,1/20 (A3用紙) 1/20,1/40		



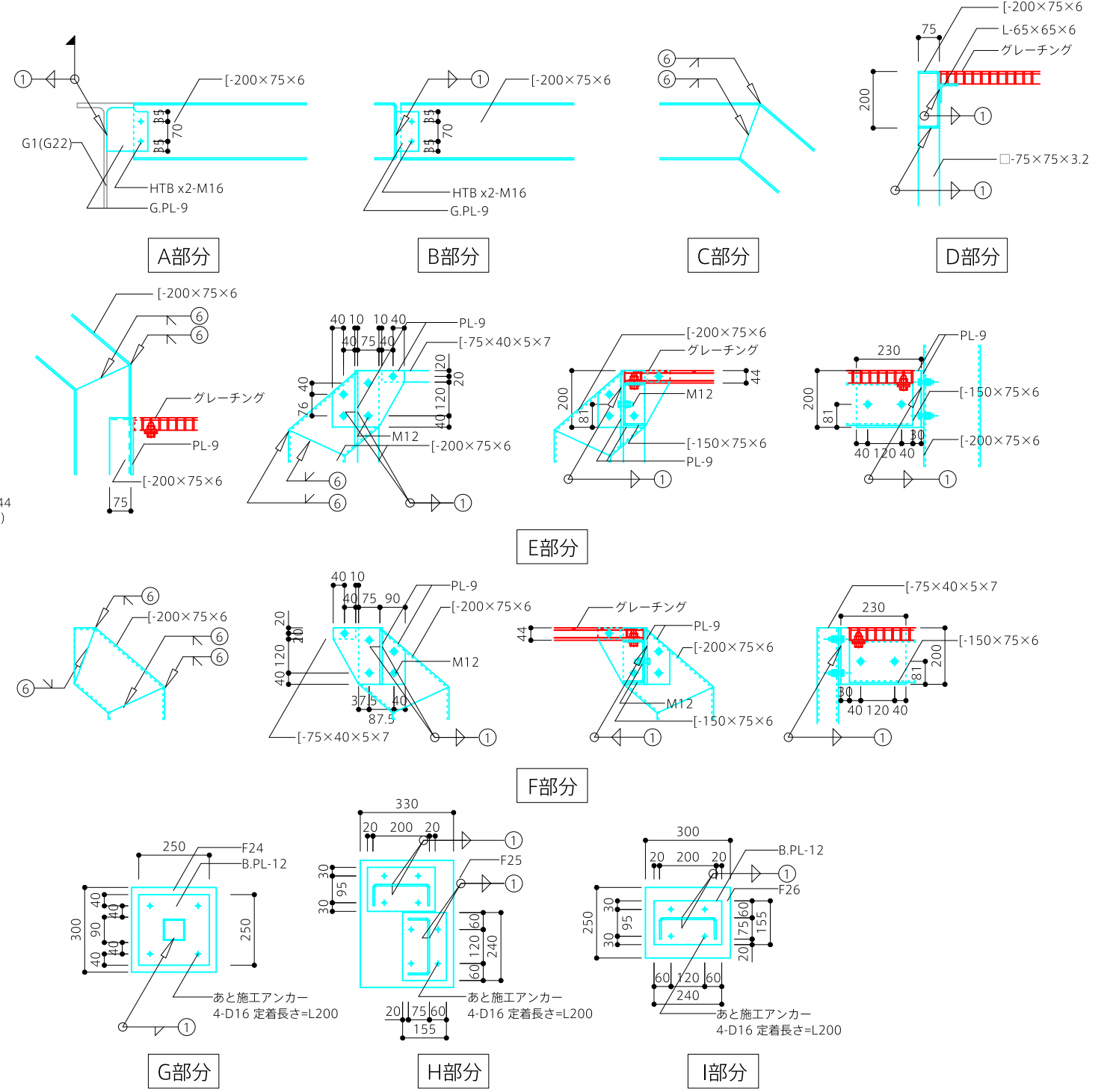
瀬戸内海側床伏図



A-A軸組図



B-B軸組図



部分詳細図 S=1/20

特記なき限り鋼材はSS400,STKR400とする
塗装は溶融亜鉛めっきHDZ55若しくはそれに準ずるJIS金属溶射、重防食塗装とする

記号	部材	備考
SC1	□-90×90×3.2	
SC2	□-75×75×3.2	
SG1	[-200×90×8×13.5	
SG2	L-65×65×6	
SG3	[-200×75×6	
SG4	[-150×75×6	
SG5	[-75×40×5×7	

	F1(既存)				F2(既存)				F21				F22							
W×D×H	3000×1000×300				1000×1000×300				1000×1000(927.5)×300				1927.5×1000×300							
上端筋	5-D13				—				—				5-D13							
下端筋	5-D13				両方向 5-D13				両方向 5-D13				5-D13							
あばら筋	1-D10@200				—				—				1-D10@200							
備考	—				—				あと施工アンカー:□D13@200				あと施工アンカー:□D13@200							
	F23				F25															
	F24				F26															
W×D×H	F23 / 1500×550×100		F24 / 300×300×100		F26 / 357.5×477.5×100		F25 / 300×250×100													
下端筋	F23 / 長辺方向 4-D13/短辺方向 D13@200以下				—															
	F24 / 両方向 2-D13				両方向 2-D13															
あばら筋	—				—															
備考	あと施工アンカー:F23/3-□D13 F24/2-□D13				あと施工アンカー:2-□D13															
徳島県土整備部高規格道路課									●工事名 R7高規 渦の道 鳴門 連絡通路改修工事		●図面番号 B-13		荻原雅史建築設計事務所 東京都中野区本町6-44-3-101 TEL03-6454-1427 / FAX 03-6454-1429 一級建築士事務所 東京都知事登録第55242号 一級建築士 登録番号331223号 荻原 雅史		●日付 25/03/25					
									●図面名 基礎リスト		●縮尺 (A1用紙) 1/10 (A3用紙) 1/20									